

資料編
(事例集)

1. 調査事例一覧

表-1 調査事例一覧（子育て支援全般）

区分	No.	特徴	公園名	公園種別	開園面積 (ha)	所在地	事例集での掲載頁
施設の整備 (ハード面)	1	未就学児専用の子育て支援施設「きっずぷらざあおい」の設置	水城公園	総合	12.5	埼玉県 行田市	事例-8~ 10
	2	東京都の施策「安心して自由な子どもの遊び場の整備」を受け、未就学児用施設「のびのび親子館」を設置	都立武蔵野の森公園	広域	38.5	東京都 府中市、 調布市、 三鷹市	事例-11~ 13
	3	再整備に合わせ、児童館機能を持つ体験学習施設「スマイル」を設置	第一運動公園	地区	5.5	神奈川県 逗子市	事例-14~ 16
	4	新設による子育て支援の拠点施設の整備と運営	千秋が原南公園	近隣	2.0	新潟県 長岡市	事例-17~ 19
	5	公園に隣接した小学校跡地の再整備による子育て拠点施設「あそぼって」の設置	一ノ木戸ポプラ公園	街区	1.3	新潟県 三条市	事例-20~ 23
	6	屋内型子育て支援施設の設置と運営	蓮華寺池公園	総合	30.7	静岡県 藤枝市	事例-24~ 26
	7	官民連携事業により、公園内に「こども向けのホスピス」を設置	鶴見緑地	広域	122.6	大阪府 大阪市	事例-27~ 29
	8	全天候型の屋内施設を設置し、管理運営事業者として、子どもの遊びを専門とする民間会社を選定	安満遺跡公園	総合	21.8	大阪府 高槻市	事例-30~ 32
	9	官民連携事業により、公園内に子育て支援機能を有する便益施設をコンビニが設置・運営	府営久宝寺緑地	広域	38.4	大阪府 八尾市	事例-33~ 35
	10	再整備による乳幼児専用の遊び場「乳幼児コーナー」の設置	本城西公園（ほか）	近隣	1.7	福岡県 北九州市	事例-36~ 37
子育て支援の取組 (ソフト面)	11	県民参加による多様な子育て支援プログラムの実施	観音山 ファミリーパーク	広域	60.3	群馬県 高崎市	事例-38~ 40
	12	プレーパーク受け入れの手続き	御成台公園（ほか）	近隣	3.5	千葉県 千葉市	事例-41~ 43
	13	利用者の意見を反映させた子育て支援プログラムの実施	幕張海浜公園	広域	68.4	千葉県 千葉市	事例-44~ 46
	14	地域・教育事業と連携した子育て支援	都立小山内裏公園	総合	45.9	町田市、 八王子市	事例-47~ 49
	15	私立保育所が代替園庭として利用する公園の再整備と公園安全利用指導員による見守り	神田児童公園（ほか）	街区	0.2	東京都 千代田区	事例-50~ 52
	16	乳幼児対象のプレーパーク「おひさまびよびよ」の開催	都立光が丘公園	総合	60.7	東京都 練馬区	事例-53~ 55
	17	「森のようちえん」開催や子育て支援のサービス提供	大野極楽寺公園	総合	38.4	愛知県 一宮市	事例-56~ 58
	18	乳幼児用の環境教育プログラム「mor icco（もりっこ）」を実施	今治西部丘陵公園 (しまなみアースランド)	総合	33.9	愛媛県 今治市	事例-59~ 61

表-2 調査事例一覧（保育所等施設占用）

区分	No.	特徴	公園名	公園種別	開園面積 (ha)	所在地	開所年月日	備考	事例集での掲載頁
保育所等施設の設置	1	地域の商店街・町内会が設置・管理に参画	中山とびのこ公園	近隣	1.2	宮城県 仙台市	H29.4.1	国家戦略 特区法	事例-64～ 67
	2	地域住民による施設利用にも配慮	都立汐入公園	総合	12.9	東京都 荒川区	H29.4.1	国家戦略 特区法	事例-68～ 71
	3	交通の便の良い駅の近隣にある公園に保育所を設置	西大井広場公園	近隣	1.3	東京都 品川区	H29.4.1	国家戦略 特区法	事例-72～ 74
	4	公園内の旧管理詰所を有効活用して改修	反町公園	近隣	2.4	神奈川県 横浜市	H29.4.1	国家戦略 特区法	事例-75～ 79
	5	保育所利用者以外の子育て支援の場としても活用	ふれあい緑地	緩衝 緑地	12.9	大阪府 豊中市	H29.12.1	国家戦略 特区法	事例-80～ 83
	6	都市の中心部にある公園に保育所を設置	中比恵公園	近隣	1.3	福岡県 福岡市	H29.4.1	国家戦略 特区法	事例-84～ 87
	7	都市の中心部にある公園にこども園を設置	都立代々木公園	総合	54.1	東京都 渋谷区	H29.10.1	国家戦略 特区法	事例-88～ 91
	8	周辺保育所の利用が多い公園に保育所を設置	都立木場公園	総合	23.9	東京都 江東区	H30.4.1	国家戦略 特区法	事例-92～ 94
	9	子育て支援のためのカフェと屋内プレイスペースを設置	都立和田堀公園	総合	26	東京都 杉並区	H30.4.1	国家戦略 特区法	事例-95～ 97
	10	再整備した子どもの遊び場に隣接して保育所を設置	しながわ区民公園	総合	12.7	東京都 品川区	H30.4.1	国家戦略 特区法	事例-98～ 101
	11	保育所利用者以外の子育て支援の場としても活用	羽鷹池公園	街区	2.6	大阪府 豊中市	H30.4.1	国家戦略 特区法	事例-102～ 105
	12	交通公園内の使用されていない建物の跡地に保育所を設置	久保公園	街区	0.69	兵庫県 西宮市	H30.4.1	国家戦略 特区法	事例-106～ 108
	13	公共施設の更新のため新設公園に保育所を設置	宮前公園	近隣	1.9	東京都 荒川区	H30.7.1	国家戦略 特区法	事例-109～ 111
	14	駅前の利便性を活かして公園に保育所を設置	南砂三丁目公園	近隣	3.9	東京都 江東区	H30.8.1	都市公園法 改正	事例-112～ 115
	15	公設公営の保育所を設置	都立東綾瀬公園	総合	15.8	東京都 足立区	H30.9.3	国家戦略 特区法	事例-116～ 119
	16	保育所の設置に立体都市公園制度を活用	水谷橋公園	街区	0.06	東京都 中央区	R2.4.1	立体都市 公園制度	事例-120～ 122

2. サブインデックスによる整理

事例集を参照、検索しやすくするために表-3のようにサブインデックスを設定し、事例集（子育て支援全般及び保育所等施設占用）における計34の掲載事例を施設の整備（ハード面）及び子育て支援の取組み（ソフト面）毎にサブインデックスにより、表-3、4のように整理した。なお、表-3、4における事例No.は、子育て支援全般におけるNo.とし、保育所等施設占用の事例が該当する場合には、No.欄では、保育と記載し、公園名で該当公園を記載した。

表-3 サブインデックスの設定

	サブインデックス	整理の基準	整理区分
共通項目	①公園種別	都市公園の種別で区分する。	1 街区公園 2 近隣公園 3 地区公園 4 総合公園 5 運動公園 6 広域公園
	②実施場所	手法が実施された公園内の場所について、屋外、屋内の施設、その両方で区分する。	1 主に屋外 2 主に屋内 3 屋外と屋内の両方
	③新設、再整備、改修等 ^{注)}	新 設：新たな公園として整備するもの。 再整備：既存公園の全体の施設内容やレイアウト等を変更するもの。 改 修：一部の施設の追加・取替や部材の改善等を実施するもの。	1 新設の公園 2 既存公園に施設を再整備 3 既存公園の施設を改修 4 既存施設をそのまま活用
	④実施主体、連携先	設置された施設の計画・施工、プログラムの企画・実施等、該当する手法の実施主体となった組織等で区分する。 併せて、手法の実施に当たり連携した組織等があった場合も区分する。	1 地方公共団体（公園） 2 地方公共団体（公園以外） 3 指定管理者 4 民間団体・事業者 5 市民
期待される役割	⑤子育てしやすい環境の創出	子育てをしやすくするための施設設置や、プログラム等による機会の提供がある場合。	1 子どもの居場所 2 子連れで過ごしやすい場 3 おむつ替え、授乳、見守りの場 4 保育の場や機会
	⑥保護者の不安解消	子育て中の保護者に対する、子育てに関する不安解消を目的としたサービス提供がある場合。	1 親子の交流の場や機会 2 相談・助言・講習会の機会 3 情報の提供
	⑦子どもの健全な育成	乳幼児に対して、遊び・学び・交流の場やプログラム提供がある場合。	1 遊びの場や機会 2 自然とのふれあいの場や機会 3 多世代との交流の機会

注) 本技術資料では、新設、再整備、改修を上記のように定義した。

表-4 掲載事例のサブインデックスによる整理（施設の整備（ハード面））

区分	No.	特徴	公園名	①公園種別						②実施場所				③新設、再整備、改修等						④実施主体、連携先					⑤子育て環境				⑥不安解消			⑦健全な育成											
				1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
				近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	広域公園	主に屋外	主に屋内	向方	新設の公園	施設を再整備	施設を改修	既存施設をそのまま活用	地方公共団体（公園）	地方公共団体（公園以外）	指定管理者	事業者団体	市民	子どもの居場所	やすい場	見守り場	保育の場	親子の交流の場	相談・講習会の場	情報の提供	遊びの場	自然の場	多世代との交流													
施設の整備（ハード面）	1	未就学児専用の子育て支援施設「きつぷぶらざあおい」の設置	水城公園																																								
	2	東京都の施策「安心で自由な子どもの遊び場の整備」を受け、未就学児用施設「のびのび親子館」を設置	都立武蔵野の森公園																																								
	3	再整備に合わせ、児童館機能を持つ体験学習施設「スマイル」を設置	第一運動公園																																								
	4	新設による子育て支援の拠点施設の整備と運営	千秋が原南公園																																								
	5	公園に隣接した小学校跡地の再整備による子育て拠点施設「あそぼつて」の設置	一ノ木戸ポプラ公園																																								
	6	屋内型子育て支援施設の設置と運営	蓮華寺池公園																																								
	7	官民連携事業により、公園内に「こども向けのホスピス」を設置	鶴見緑地																																								
	8	全天候型の屋内施設を設置し、管理運営事業者として、子どもの遊びを専門とする民間会社を選定	安満遺跡公園																																								
	9	官民連携事業により、公園内に子育て支援機能を有する便施設をコンビニが設置・運営	府宮久宝寺緑地																																								
	10	再整備による乳幼児専用の遊び場「乳幼児コーナー」の設置	本城西公園（ほか）																																								
	17	休憩所の改修による授乳スペースの設置	大野極楽寺公園																																								
	保	公園内における保育所等施設の占有 ^(注3)	中山とびのこ公園（ほか）																																								

注1) ④実施主体、連携先の◎は実施主体、●は連携先
 注2) No.12の行以下は、子育て支援の取組（ソフト面）及び保育所等施設占有で収集した事例であるが、施設の整備（ハード面）の面でも特徴が見られたため掲載した。
 注3) 保育所等施設の占有では様々なケースが考えられるため、該当すると考えられるものを記載した。

3. 事例集（子育て支援全般）

事例集の見方（保育所等施設占用以外）

都市公園で子育て支援（保育所等施設占用以外）を実施している地方公共団体へのアンケート調査結果をもとに、以下の事項についてとりまとめた。

◆概要

子育て支援を実施している該当公園の概要について、以下の項目について記載した。

項目	記載内容
公園名	施設の整備（ハード面）または子育て支援の取組み（ソフト面）が行われている公園の名称。なお、子育て支援の取組み（ソフト面）において、同様の取組が他の公園でも行われている場合は、特定の公園名の後に（ほか）と記載した。
公園種別	住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、広域公園、国営公園、緩衝緑地等の種別
面積	計画面積及び調査時点の開園面積 （計画面積（ ）内は開園面積）例：52.1ha(40.5ha)
開園年月	最新の開園年月
所在地	該当する公園の所在地
公園管理者	自治体等の公園管理者。（ ）内は主な担当課
指定管理者	指定管理者がいる場合の指定管理者名
図面等	都市内での配置図、公園平面図、施設写真、子育て支援の取組み（ソフト面）ではイベント等の写真等
都市内での配置	該当公園の都市内での地理的位置や交通機関からのアクセス、周辺の土地利用や主要施設の状況など
公園の特徴	該当公園の子育て支援上の特徴

◆ハード面

項目	記載内容
背景と目的	主に、施設の整備（ハード面）の事例において、当該施設の整備にいたった背景及び目的
実施プロセス	当該施設の整備にいたるまでのプロセス
内容	当該施設の整備概要、事業費等

◆ソフト面

項目	記載内容
背景と目的	主に、子育て支援の取組（ソフト面）の事例において、その実施にいたった背景及び目的
内容	当該取組みの実施概要等
支援体制	当該取組みの実施にあたっての関連部局や関連団体等との連携や役割分担、支援体制

◆事業効果

施設の整備（ハード面）または子育て支援の取組（ソフト面）の実施によって、利用者増や利用活性化などの事業効果の回答があった事例について記載した。

◆その他の取組状況

事例の対象とした施設の整備（ハード面）または子育て支援の取組（ソフト面）以外に、特に補足しておくべき取組がある場合に記載した。

◆配慮事項

子育て支援機能を発揮するために配慮していることとして、安全面（公園まで、公園内）、防犯、衛生面のほか、「その他」として以下の項目に対しての回答があった場合に記載した。

項目	記載内容
その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ②子どもの健全な成長への配慮 ③子どもの年齢層への配慮 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ⑧その他

◆備考

- ・事例の対象とした施設の整備（ハード面）及び子育て支援の取組（ソフト面）の課題または公園全体の課題等について回答があった場合について記載した。
- ・出典や用語の説明等補足的に説明が必要な場合に記載した。

1. 未就学児専用の子育て支援施設「きっずぷらざあおい」を設置

公園名	水城公園	公園種別	総合公園	面積	15.40ha (12.47ha)	開園年月	昭和 39 年 4 月
所在地	埼玉県行田市水城公園 1249		公園管理者	行田市 (都市整備部都市計画課)			



水城公園 平面図 (行田市提供資料より作成)



外観 (行田市 HP より)



きっずぷらざあおいプレイルーム



屋外公園部分の遊具

(写真提供：行田市)

都市内での配置	市の中心市街地にある。
公園の特徴	水城公園は忍城の外堀を利用して、中国江南地方の水郷式造園の手法を取り入れた水郷公園として整備された公園で、園内には市民広場、庭園、錦鯉池、しのぶ池、あおいの池

		<p>などがあり、四季を通じて、桜、古代蓮、花菖蒲、ツツジ、ホテイアオイなどが咲き、市民の憩いの場として、家族連れや釣人で賑わっている。また、園内にある忍城址は、観光客に人気の高いエリアとなっている。</p>
ハード面	背景と目的	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市のシンボルともいえる水城公園は、多くの市民や観光客の憩いの場として親しまれているが、子育て中の親とその子どもが休憩できる施設がない状況であった。 <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児が体を動かし、自然と触れ合う場の提供。 ・妊娠期から母親等が相談できる場を提供することで、育児負担の軽減と育児の孤立化防止を図る。 ・地域の子育て親子や世代間、子ども連れの観光客の交流を促進し、地域振興を図る。
	実施プロセス	<p>○きっずぶらざあおい (ハード)</p> <p>平成 25 年 5～8 月 建物改修設計 (旧管理事務所)</p> <p>平成 25 年 12～平成 26 年 3 月 建物改修工事</p> <p>平成 25 年 4～9 月 公園整備設計</p> <p>平成 25 年 11～平成 26 年 3 月 公園整備工事 (ソフト)</p> <p>平成 26 年 3 月 委託先募集、決定</p> <p>平成 26 年 4 月 12 日 (土) 開所</p>
	内容	<p>○きっずぶらざあおい (建物部分)</p> <p>構造：木造 1 階建て、延べ床面積：162.3 m²</p> <p>建物内：プレイルーム、多目的室、ロッカールーム、トイレ (大人用、子ども用)</p> <p>※大人用トイレは、多目的トイレとして車椅子の方も利用可能。</p> <p>※建物と公園に入るには、スロープ設置済。</p> <p>都市公園法上の分類：教養施設 (水城公園学習棟)</p> <p>(屋外公園部分)</p> <p>面積：1268.03 m² (フェンスで囲われている)</p> <p>施設：ふわふわドーム、複合遊具、水遊び場</p> <p>○事業費</p> <p>「キッズプラザあおい」施設関連 (施設費及び屋外広場整備費)</p> <p>建物関連 20,191,500 円 (設計 1,018,500 円、工事 19,173,000 円)</p> <p>屋外公園関連 32,982,300 円 (設計 1,941,450 円、工事 31,041,150 円)</p> <p>助成金 4,500,000 円 (埼玉県ふるさと創造資金)</p>
ソフト面	内容	<p>(きっずぶらざあおい)</p> <p>○事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、保護者の子育ての不安感等を緩和することを目的とする。 <p>○運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時 2 人以上の職員を置く。(現在は午前 3 名、午後 2 名) <p>○開園時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始を除く 8：30～17：00 (火曜日は屋外広場のみ開放) <p>○講座の事例 (毎月行うものではなく、月ごとに代わることがある。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マタニティサロン、お父さんサロン、ベビーマッサージ教室、子育て相談ほか
	支援体制	<p>都市整備部都市計画課：公園整備設計・工事</p> <p>建設部営繕課：建物改修設計・工事</p> <p>健康福祉部子ども未来課：運営委託法人選定</p> <p>きっずぶらざあおい運営受託者 (NPO 法人子育てネット行田)：きっずぶらざあおいの運営のほか、屋外公園部分の日常清掃 (落ち葉清掃、遊具の掃除等)</p>
	事業効果	<p>(公園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の憩いの場として利用されており、健康増進のためのウォーキング、家族連れや釣人の利用が多い。※利用促進の取り組み実績なし。 <p>(きっずプラザあおい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開所以降の来場者数について把握しており、年間のべ 3 万人ほどの来場者がいる。 ・利用促進の取り組みとして、ベビーマッサージ等乳幼児とその保護者向けの講座を実施している。
	その他の取組状況	<p>○本公園における再整備において、子育て支援を向上させる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジャブジャブ池、遊具、ユニバーサルデザイントイレの整備を予定。 ・平成 30 年 9 月に行田市の指定有形文化財「旧忍町信用組合店舗」を移築してオープンしたカフェの運営事業者からの提案で店内には、キッズスペースや授乳スペース等があり、キッズメニューなどもある。

		<p>○本公園内（未供用部分）の児童センターとの連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する児童センターの公園におけるイベントの実施事例なし。
配慮事項	安全面	<p>○公園まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接園内にアクセスできる駐車場が整備されている。市道により公園が東西に分かれているが、歩道と横断歩道が整備されているため、移動の際の安全が確保されている。 <p>○公園内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除草や樹木の剪定などの定期的な園内管理、公園内の遊具点検の実施、火気の使用を禁止。
	防 犯	<ul style="list-style-type: none"> ・園内灯の点灯、園内の除草や樹木の剪定を定期的に行い園内の見通しを確保。
	衛生面	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的にトイレ清掃や園内清掃（ごみ等）を行い、衛生面に配慮している。
	その他	<p>①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレにおむつ替えの場所がある。 <p>②子どもの健全な成長への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自然に触れられるほか、園内にある忍城址では歴史的文化遺産の学習の場として教養を養うことができる。 <p>③子どもの年齢層への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども用の遊具のほか、高齢者向けの健康器具も設置している。 <p>⑥保護者のための施設整備における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内各所にベンチを配置、多目的トイレの設置
	備考	<p>○少子高齢社会への対応についての課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和30年代～40年代に開設した公園が多く公園施設の老朽化が深刻であり、誰もが安心安全に利用できるよう公園施設（遊具、トイレ等）の更新やバリアフリー化が必要である。 ・地域の街区公園について、除草等の日常管理を自治会に委託しているが、今後自治会内の高齢化が更に進行することで、管理できない自治会が増え、地域コミュニティの場としての公園機能が希薄化してくる。

（平成30年11月調査時点）

2. 東京都の施策「安心して自由な子どもの遊び場の整備」を受け、未就学児用施設「のびのび親子館」を設置

公園名	都立武蔵野の森公園	公園種別	広域公園	面積	38.8ha (38.5ha)	開園年月	平成 12 年 4 月
所在地	東京都府中市朝日町 3 丁目、調布市西町、三鷹市大沢 5・6 丁目			公園管理者	東京都 (西部公園緑地事務所)		
				指定管理者	(公財) 東京都公園協会		



のびのび親子館
(サービスセンター内)

(出典：(公財) 東京都公園協会 HP https://www.tokyo-park.or.jp/map/musashinonomori_map_20190702.pdf(令和 3 年 2 月 22 日閲覧) より作成)
武蔵野の森公園 平面図



のびのび親子館



のびのび親子館

(出典：(公財) 東京都公園協会 HP <https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/facilities058.html>
(令和 3 年 2 月 22 日閲覧))

都市内での配置	調布飛行場に隣接、公共施設・学校、住宅地等に囲まれている。
公園の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 調布飛行場を挟んで北地区、南地区に分かれ、北地区は中央に大芝生広場がありファミリーのピクニック的利用中心、南地区は周辺各市が運営するスポーツ施設が多くを占めスポーツ利用中心。 公園のサービスセンター内に未就学児が遊べる「のびのび親子館」がある。

ハード面	背景と目的	(のびのび親子館) ○背景 ・子育て支援のまちづくりを推進するために『10年後の東京』への実行プログラム2010(平成22年1月)において事業(事業年度平成22~24年度)として「のびのび親子館」の設置が施策化された。 事業の柱は、①幼児とその保護者が安心して遊び、見守ることができる「わくわく広場」、②休憩や雨天時の利用を想定した「親子のびのび館」、③小学生以下を対象にこれまで禁止されていたキャッチボールの等の球技を気兼ねなく行える「いきいき運動広場」の3つで構成された。 ○目的 ・子供が安心して自由に遊ぶことができる空間を提供すること。
	実施プロセス	平成22年1月 施策化 平成26年4月 利用開始
	内容	○建築概要 ・構造：鉄骨造 ・建築面積：125㎡ ・延べ床面積：125㎡ ○施設概要 ・都市公園法上の分類：休養施設 ・キッズコーナー、赤ちゃんコーナー、倉庫、洗面所
ソフト面	背景と目的	—
	内容	○利用概要 時間：通年(年末年始を除く)午前10時~午後4時 利用形態： ・小学生未満の乳幼児と保護者等(大人1人につき子ども5人まで) ・館内の利用は30人程度を限度とし、状況に応じて入場を制限する場合がある。 ・「赤ちゃんコーナー」は0~2歳までの子どもと保護者の方のみ。 (団体利用の場合) 時間：毎週水曜日(ただし、祝日は除く) 利用時間：①10時~12時、②12時~14時、③14時~16時の3コマ 利用団体；1団体20名以上の子供の利用とする。(小学生未満) ○利用促進 ・利用促進イベント実施の際、園内、近隣市内等に周知している。 ○イベントの例 <「おはなしキャンプ」のおはなし会&工作> 日時：平成31年3月23日(土)午後1時30分~ 内容：絵本の読み聞かせ、工作 参加費：無料 協力：おはなしキャンプ <親子ストレッチたいそう> 日時：平成31年3月13日(水)午前10時~11時 内容：・お母さんの日頃のストレスを軽減するヨガストレッチ ・季節の変わり目によく感じる不調の整え方を学びましょう ・お子様と一緒にご参加できます ・終了後、子育てのとまどいなどをチャイルドコーディネーターの資格を持つ講師とお話しができます。協力：ヨガインストラクター、チャイルドコーディネーターの資格をもつ講師 申込：事前申し込み必要(サービスセンター窓口へ直接、または電話)。参加無料 定員：親子20組程度(先着順)
	支援体制	(指定管理者：(公財)東京都公園協会)のびのび親子館の管理運営
	事業効果	○利用状況 ・入館時利用カードに記入してもらい、利用状況を集計している。
配慮事項	安全面	○公園まで ・歩道のバリアフリーが確保されている ○公園内 ・入園後、入館までバリアフリーが確保されている
	防犯	・サービスセンター窓口を経由して入館するため、見知らぬ大人が入り込まない。
	衛生面	・サービスセンター建物内、園内トイレ、園地全域に定期的に清掃を行っている。

	<p>その他</p>	<p>①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・誰でもトイレ、授乳室（おむつ替え兼）がある。</p> <p>③子どもの年齢層への配慮 ・幼児用室内遊具、絵本等を幅広く用意している。</p> <p>④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・サービスセンターにて職員が常時管理している。</p> <p>⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・イベントにて子育て専門家のアドバイスを受ける機会提供。 ・館内に「自由ノート」を置いて利用者同士の交流をサポート。</p> <p>⑥保護者のための施設整備における配慮 ・サービスセンター中庭のデッキにテーブルを設置し飲食利用に提供。</p> <p>⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・毎月数回、ボランティア指導者による子育て支援イベントを実施。 （絵本読み聞かせ、歌や工作、親子体操など）</p>
	<p>備考</p>	<p>(参考) ・大道和彦(2017) 東京都における子供の遊び場(子育てニーズ)に対応した公園づくりに ついて、都市公園 217、P14-17</p>

(平成 30 年 11 月 調査時点)

3. 再整備に合わせ、児童館機能を持つ体験学習施設「スマイル」を設置

公園名	第一運動公園	公園種別	地区公園	面積	5.5ha (5.5ha)	開園年月	昭和 47 年 9 月
所在地	神奈川県逗子市池子 1 丁目 11-2		公園管理者	逗子市環境都市部緑政課			



(逗子市 HP : <http://www.city.zushi.kanagawa.jp/sports/daiichi-kouenn/> (令和 3 年 2 月 22 日閲覧) から引用)

第一運動公園平面図



体験学習施設受付



体験学習施設利用状況



乳幼児用コーナー (ほっとスペース)



こどものひろば

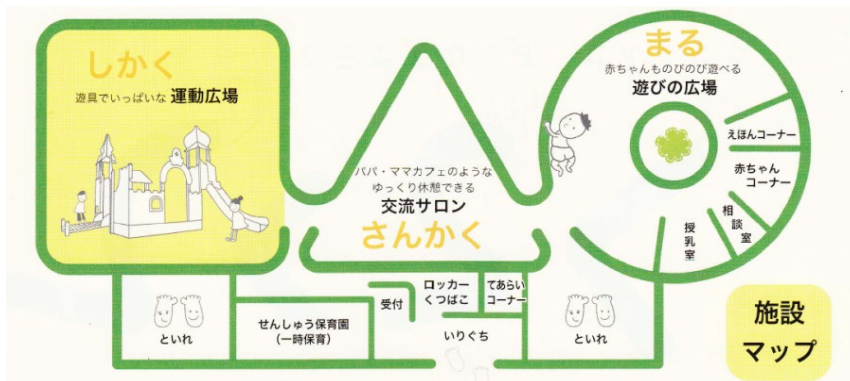
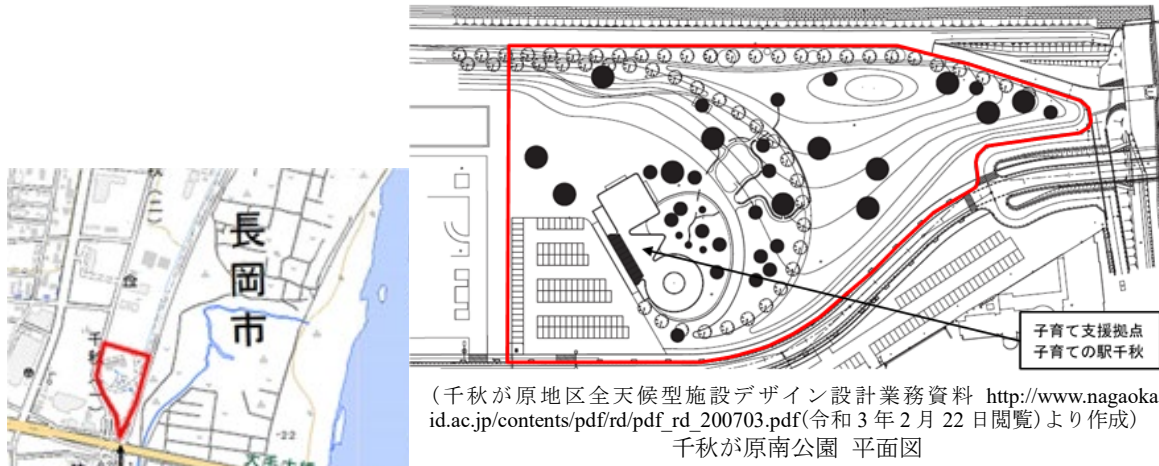
都市内での配置	<p>逗子市池子地区に位置する当該地は、北西に池子の森、北東に神武寺鷹取山の「大規模緑地」と「斜面緑地」に東西を囲まれた住宅地域に囲まれた地区公園。公園からは山々が望め、公園東には池子川が隣接し、水と緑豊かな逗子の環境を体験できる公園である。市の中心的な位置にある公園は、広域避難場所に指定されている。</p>	
公園の特徴	<p>体験学習施設のほかに野球場やテニスコート、弓道場等運動施設がある。夏季の屋外プール（流水、25m、幼児用）が運営しているときは、有料駐車場（110台）が満車になるほど賑わっている。市の防災計画において、広域避難場所に指定されており、防災機能を備えた施設にもなる。</p>	
ハード面	背景と目的	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで市内になかった児童館設置についての請願を受け、中高生で構成される検討委員会を立ち上げた。この検討委員会で児童館設置の可能性を検討した。そこでまとめられた報告書を踏まえて、児童館的機能を有す施設（体験学習施設「スマイル」：あくまでも児童館に準ずる施設という扱いであり、児童福祉法で定められた施設ではない。）の整備を含めた第一運動公園整備基本計画を策定するに至った。 第一運動公園は、軍事施設の跡地を整備している。 <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の中心的な位置にある当該公園内に、青少年の健全育成を主体とし、子どもからお年寄りまで、ふれあいを中心とした様々な活動が体験できる施設として整備された。
	実施プロセス	<p>平成22年度 第一運動公園再整備基本計画 平成22年度～平成23年度 第一運動公園再整備基本設計 平成23年9月 プール閉鎖 平成24年7月～10月 解体工事 平成24年12月～平成26年3月 建築工事 平成25年2月～平成26年3月 電気設備工事、機械設備工事 平成25年8月 一部供用開始（プール、有料駐車場、体験学習施設C棟、D棟） 平成26年4月 公園供用開始 平成26年4月 体験学習施設とカフェの名称募集 平成26年4月26日 体験学習施設供用開始（スマイル、ちょこっと：名称発表）</p>
	内容	<p>○建築概要 建築基準法上用途：集会場 構造：鉄骨構造、建築面積：2,41610㎡、延べ床面積：2,399.88㎡</p> <p>○施設概要</p> <p>A棟：プレイルーム、カフェ、トイレA B棟：乳幼児プレイルーム、幼児用トイレ、多目的室1・2、給湯室 C-1棟：多目的室3、ラウンジ、多機能トイレ、男女トイレ C-2棟：事務所、集会室、プール管理室、医務室、障がい者用トイレ、障がい者用シャワー室、倉庫 D棟：男女プール更衣室、シャワー通路、男女トイレ、倉庫 E棟：多目的室4（演奏、演劇、映像鑑賞）、準備室、男女トイレ、男女シャワー F棟：多目的室5（屋内運動施設）、準備室</p> <p>○都市公園法上の分類：教養施設（体験学習施設）</p> <p>○事業費</p> <p>公園：総事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> 本体工事費：955,939,950円（建築、機械、電気） うち補助（社会資本整備総合交付金）：506,230,000円 基本計画21,000,000円、実施設計業務38,325,000円、解体工事20,685,000円 測量業務844,200円、地質業務4,216,800円、工事監理業務委託8,925,000円 <p>「スマイル」の施設関連（施設費）：</p> <ul style="list-style-type: none"> 体験学習施設費（消耗品費8,073,913円、庁用備品4,798,982円、機械器具費2,296,385円、その他備品19,212,287円）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> スマイルの整備に合わせて、隣接する「こどもひろば」を含めた公園の再整備を行った。設置されている遊具は既存のものもある。スマイル近くにある「滑り台」は、乳幼児の使用ができない等の課題も見られる。当初設置されていたハンモックは危険なため、撤去した。 スマイルは建物の構造上、各部屋に屋外から入ることが可能で、利用する際は職員が部屋の開錠を行っている。雨樋がなく、雨天時に雨漏りがする等の問題もある。 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例適合施設に則した施設整備（トイレ等）
背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> 逗子市は、従来「青少年会館」を有していたが、同施設が廃止となった際に、職員を含めて体験学習施設に、子育て支援や子どもの居場所づくりの機能を移行させた。 	

ソフト面	内容	<p>体験学習施設「スマイル」</p> <p>○事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童青少年の健全育成にかかる居場所づくり、各種講座の開催、イベントの実施 ・スマイルのプレイルームは、逗子市の5つの小学校区に設置された乳幼児と親のための遊び場「ほっとスペース」のひとつである（池子ほっとスペース）。 ・スマイルでのイベントは、年間 20 件程度実施している。参加対象は小学生～高校生だが、小学生の参加が多い。年間 1,500 名の参加がある。参加者には小学生も回答できる簡易なアンケートも実施し、要望等を把握している。 ・スマイルでは、0 歳児～4 歳児が親子で楽しめるよう逗子在住の現役ママ達が企画した「親子ひろば」を年 1 回開催している。参加者は 500 名程度。 ・ほっとスペースと隣接するカフェの運営は、逗子市社会福祉協議会へ委託している。 ・近くの保育園から歩いてきて、園庭的な利用もされている。
	支援体制	<p>(市役所内の連携体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑政課：公園、緑地の計画、整備、管理 ・教育委員会教育部子育て支援課青少年育成係：体験学習施設「スマイル」管理・運営 ・スマイルの運営スタッフは 11 名で、そのうち 6 名は非常勤である。スタッフは保育士資格を必要としていないが、保有している者が採用されている。 ・文化スポーツ課（指定管理者で体育協会）：有料施設（運動施設、駐車場）を所管。（市民参加） ・学生のサポートチーム（3～4 名）による運営支援
	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・スマイルの年間利用者数の目標値は 4 万人であり、平成 26 年の開所以来これまで 2 万人程度で推移している。 ・スマイルの年間の利用者は、約 26,000 人（平成 29 年度）に達している。ほっとスペースやカフェを訪れる親子連れも増加していることから、公園の賑わいや幅広い世代の公園利用に繋がっていると考えている。
	その他の取組状況	<p>(管理運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の防犯対策は夜間警備システム（セコム）。防犯カメラは、スマイル以外の公園内にも設置されている。迷惑利用者とは、夜間に施設近くでたむろする中高生のことで、施設の破壊やタバコの吸殻放置等が見られる。 <p>(利用状況把握、利用促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマイルの利用者は市内に限定しておらず、市外からの利用者も見受けられる。利用するには必ず登録をして、カードを作成する必要がある。利用状況の把握については、利用開始時にカードを提示して利用受付を行うため、入館・退館の管理、利用者の集計をシステム管理している。 ・館内の装飾、講座及びイベント等の実施、HP・SNSを活用した情報発信
配慮事項	安全面	・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例適合施設、遊具点検
	防犯	・防犯カメラ設置
	衛生面	・トイレ、水飲場の充実、公園内の分煙実施
	その他	<p>①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授乳用の場所がある、幼児用トイレの設置、おむつ替えの場所がある等 <p>②子どもの健全な成長への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマイル内に学習室を設置、イベント時に児童青少年に関する啓発活動を実施 <p>③子どもの年齢層への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A棟プレイルーム内に設置 <p>④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児と親のためのあそび場（ほっとスペース）の実施 <p>⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラウンジに掲示板やパンフレットスタンドを設置して情報提供、ほっとスペースやカフェにも掲示板等を設置して情報提供 <p>⑥保護者のための施設整備における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちょこっとカフェを設置、ほっとスペースとカフェの間に多目的トイレを設置 <p>⑦親子で遊べる機会の提供における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほっとスペースにおけるイベントの実施
	備考	P-PFI を活用した公園整備を実施予定。ニーズに対応した公園統廃合を今後検討。

(平成 30 年 11 月調査時点)

4. 新設による子育て支援の拠点施設の整備と運営

公園名	千秋が原南公園	公園種別	近隣公園	面積	(2.0ha)	開園年月	平成 21 年 5 月
所在地	新潟県長岡市千秋 1 丁目 99 番地 6		公園管理者	長岡市 (都市整備部都市施設整備課)			



子育ての駅千秋施設マップ (出典：子育ての駅千秋案内パンフレット)



千秋が原南公園



平成 21 年 5 月 5 日てくてくオープン時のようす

(出典：長岡市 HP <https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate99/tekuteku/index.html>
(平成 30 年 3 月閲覧))

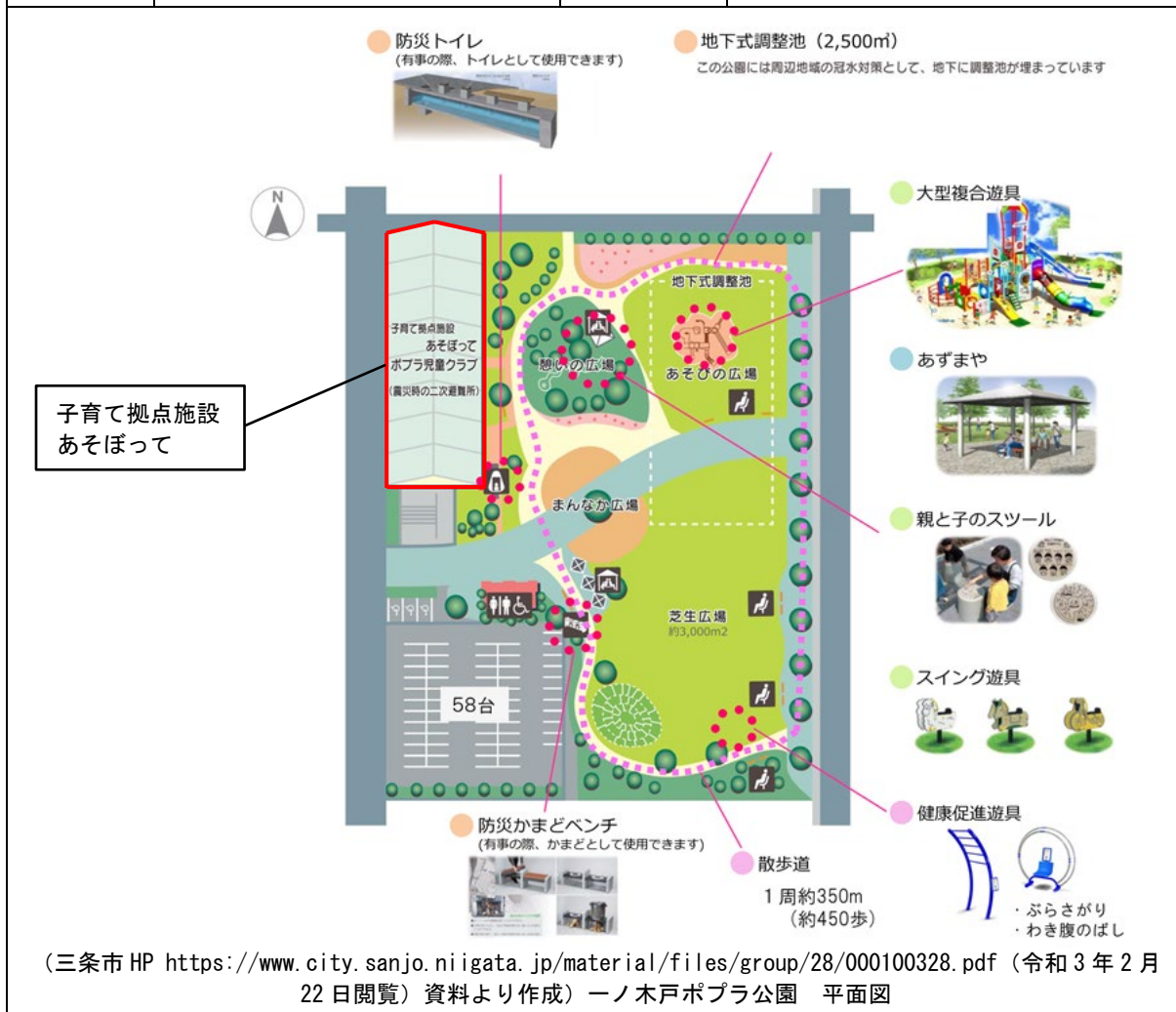
	<p>都市内での配置</p> <p>信濃川の左岸、大手大橋の西詰に位置しており、この地域には、大型商業施設、医療機関、大学、スポーツ施設などがあり、長岡市の重要な地域として発展している。また、信濃川に近接しており、豊かな自然があり、堤防上には桜つつみ(桜並木)があり、多くの市民が散策、ウォーキングなどに利用され、市民の憩いの場として、広く愛されている場所に位置している。</p>	
	<p>公園の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園内に保育士のいる子育て支援施設（子育ての駅千秋）を設置している。 駐車場（無料 100 台）があり市内外から大勢の利用がある。比較的、保育園や小学生などの利用が多い。 	
ハード面	<p>背景と目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> 雪国の長岡では、冬の間、公園が雪で閉ざされてしまい、子どもの遊ぶ場や保護者の公園デビューの場、交流の場が無くなってしまふことから、「雨や雪の日でも、おもしろい遊び場がある場所がほしい」、「屋根がある公園がほしい」といった声が市民から多く寄せられ、千秋が原南公園の中に屋根付き広場を整備する際に、子育て支援も含めた施設を設置した。
	<p>実施プロセス</p>	<p>平成 13 年度 長岡駅前に開設した「ちびっこひろば」（屋内施設）での子育て支援の取り組みが好評であったことから、市民のニーズ調査を実施。子育て相談や親同士の交流の場が求められていることがわかった。</p> <p>平成 14 年度 屋根付き公園施設の基本的事項を検討</p> <p>平成 16 年度 全天候型公園施設の検討を経て「こども王国基本構想」を策定。構想に基づき千秋が原南公園（仮称）基本計画検討開始</p> <p>平成 18 年度 施設の機能や活用方法などを検討する「子どもの遊び場夢空間」市民検討会を組織。市内の長岡造形大学が設計に携わり、建物と内装をデザインしたほか、室内遊具を選定。</p> <p>平成 19 年度 設計を組織。市内の長岡造形大学が設計に携わり、建物と内装をデザインしたほか、室内遊具を選定。</p> <p>平成 20 年度 工事着手</p> <p>平成 21 年 5 月 5 日 開園</p>
	<p>内容</p>	<p>○建築概要</p> <p>子育ての駅千秋：</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育ての駅千秋（愛称：てくてく）は、雨や雪の日でも子どもと思いきり遊べる全天候型の広場と保育士を配置するなどの子育て支援機能を一体的に整備した施設（教養施設、運動施設、休憩施設、管理施設）。 施設面積：約 1,280 ㎡ 都市公園法上の（公園施設としての）位置づけ：運動施設、休養施設、教養施設、管理施設 地域子育て支援拠点事業（厚生労働省）における「一般型」の「常設の地域子育て支援拠点（拠点施設）」に該当する施設 <p>○施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育ての駅千秋：運動広場、交流サロン、絵本コーナー、赤ちゃんコーナー、相談室、情報コーナー、授乳室、一時保育室（有料 1 時間 300 円） 公園内には異なるテーマで円をモチーフにした“えんえん”が存在。えんえんには、砂場や遊具、植栽などがある。 <p>○事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> 約 6 億 9 千万円（うち子育ての駅千秋 約 4 億 4 千万円、公園 2 億 5 千万円） 補助事業：都市公園事業（国庫補助事業） 事業期間：平成 19 年度～平成 20 年度
	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の所管は国土交通省、子育て支援施設の所管は厚生労働省であり、1つの建物内に2つの省が関係している。そのため、協議及び調整に苦労した。
ソフト面	<p>背景と目的</p>	<p>—</p>
	<p>内容</p>	<p>○事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 親子で楽しめる遊びや多世代が交流するイベント、季節に応じたイベント等を実施。 子育てに役立つ講座を実施。 子育て何でも相談員では「子育てコンシェルジュ」を配置し、随時子育てなどの相談対応や情報の提供、関係機関へのつなぎなどを行っている。 市民サポーター体制を整え、団体や個人に「子育ての駅サポーター」としてボランティアでイベントや研修、施設の維持管理等の運営に協力をいただいている。地域の中学生にもイベントボランティアとして参加を依頼している。 <p>利用料：無料（登録制）</p> <p>開園時間：9:00～18:00</p> <p>休館日：毎週水曜日（祝日は開館）、年末年始（12/30～1/1）</p>

	<p>支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育ての駅千秋運営体制 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士 8 名、子育てコンシェルジュ 1 名、子育ての駅サポーター ○支援体制 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て課：子育て支援施設の運営 ・都市施設整備課：施設の維持管理・整備 <p>※必要に応じて、打合せや協議等を行っている。</p>
	<p>事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度入館者数 63,118 人 ・子育ての駅千秋では、毎年 13 万人程度の利用があり、令和 2 年度末時点の利用累計は約 173 万人。
	<p>その他の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○園地管理 <ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が訪れることから、日常の維持管理(芝生、樹木の維持管理、ごみ拾い、清掃など)はこまめに行っている。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・防災用にソーラー発電式時計を設置。 ・てくてく前の花壇には、四季折々の花を植えたり、樹木は紅葉する広葉樹を植え、訪れる方々に安らぎを提供している。
配慮事項	<p>安全面</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園まで <ul style="list-style-type: none"> ・てくてくのの前には、バス停がある。商業施設などからのアクセスとして、歩道は整備されている。冬の安全確保として、駐車場には消雪パイプを設置している。 ○公園内 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に遊具、せせらぎ、ベンチ、東屋、照明、園路などの公園施設の点検を実施しており、芝生、植栽の管理も含めて、民間業者に委託。歩車分離として、公園内の自転車利用は禁止。幅広い年齢の子どもたちが利用するので、草取り、除草(薬品や使用時期等)に配慮。
	<p>防 犯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間の照明の設置、職員が定期的に施設周りをパトロール。てくてく内では来館時には必ず受付で利用者名簿の記入、名札の着用をお願いしている。施設内には、防犯カメラを設置している。
	<p>衛生面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園の見回り時に、ごみや犬のふんなどがあれば撤去し、必要に応じて消毒。・犬の散歩が多いため、フンの持ち帰りを促す看板を設置。せせらぎには消毒施設があり、定期的な点検を実施。園内のトイレも定期清掃を行っている。
	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・授乳室やおむつ替えの場所を設置。 ②子どもの健全な成長への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・公園と信濃川の堤防が一体となった公園の作りなので、自然に触れ合うことができる。堤防上の桜づつみ(桜の並木)では、四季を感じるができる。 ③子どもの年齢層への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんと過ごすコーナーや絵本コーナーのほか、子供たちに人気のあるエア一遊具など体を思いっきり動かせる大型遊具なども配備し、赤ちゃんから小学生まで幅広い年齢層が遊べる施設となっている。多世代交流の場として、親だけでなく、おじいちゃん、おばあちゃんにも多く利用されている。 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中学生にもイベントボランティアとして参加を依頼している。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・授乳室やおむつ替えコーナーのほか休憩スペースでの飲食が可能となっている。公園内には、熱中症対策として、水飲み場や東屋の設置、多目的トイレ、様々な形のベンチやテーブルも配置されている。 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・公園を利用したイベント(冬場の雪を利用したイベントなど)の開催 ・テーマを持った”えんえん”では、食育の一環として、さつまいもの植え付けを行っており、収穫時には親子でも掘り体験なども行っている。 ・その時間を親子で楽しむことはもちろん、家庭でも楽しめるような内容を考えている。 ・利用されるお子さんの年齢が幅広いのでどの年齢でも対応できるような配慮をしている。
	<p>備考</p> <p>長岡市 HP てくてく https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate99/tekuteku/index.html (令和 3 年 2 月 22 日閲覧)</p> <p>長岡市 HP ちびっこひろば https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate99/tibiko_hiroba/index.html (令和 3 年 2 月 22 日閲覧)</p>

(平成 29 年 11 月調査時点：一部時点更新)

5. 公園に隣接した小学校跡地の再整備による子育て拠点施設「あそぼって」の設置

公園名	一ノ木戸ポプラ公園	公園種別	街区公園	面積	1.27ha (1.27ha)	開園年月	平成 28 年 4 月
所在地	新潟県三条市興野 1 丁目 2 番 30 号		公園管理者	三条市（建設部建設課）			



あそぼって全景



公園全景



あそぼって施設内



あそぼって施設内

(写真提供：三条市)

都市内での配置		三条市市街地にある。
公園の特徴		シンボリックな大型複合遊具があり、中央部にはイベント等で使用できる円形のウッドデッキを設置。公園には子育て拠点施設「あそぼって」が隣接し、平日の日中も親子連れ（未就学児等）の利用も多い。
ハード面	背景と目的	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一ノ木戸小学校の跡地活用として事業が始まり、あそぼっては耐震性上問題が無かった旧体育館をリノベーションした。子供を遊ばせることのできる場所が少ないとの子育て世代のニーズがあり整備をしたもの。 ・建設時は、旧学校用地として一体の土地であったが、管理分担のため公園用地と子育て拠点施設に分割した。（学校用地のうち、体育館を改修してあそぼって（子育て拠点施設）に改修し、体育館以外の用地は公園となっている。） ・なお、一ノ木戸小学校は、平成24年に別の場所に新築した。 （あそぼって） （所管）子育て支援課 （当時の整備費）教育総務課（現在の管理費）子育て支援課 ※三条市教育委員会では、整備費は教育総務課、管理は担当課。 <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親子が集い、遊べる場を新たに開設し、子育て講座の開催や休日一時保育を実施することで、子育てにおける不安や負担感の軽減を図る。
	実施プロセス	<p>（公園） H24 計画、H25 旧校舎取壊工事・調整池基本・実施設計、 H26 調整池工事・公園基本・実施設計、H27 公園工事、H28 開園 （あそぼって） H26 計画、H27 実施設計・工事・あそぼって指定管理者募集、H28 開館</p>
	内容	<p>（あそぼって：子育て拠点施設 ※公園区域外のため公園施設ではない）</p> <p>○建築概要</p> <p>旧小学校体育館を改修（建築本体、電気設備、機械設備工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造：鉄骨造 1階建、建築面積：1,313.39㎡、延べ床面積：1,209.40㎡ <p>○施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びの広場 1、事務室 1、保育室 1、おむつ替え室 1、授乳室 1、研修室 2、相談室 1、アリーナ 1、ポプラ児童クラブ 1 ※入口にスロープがあるほか、多目的トイレあり <p>○事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あそぼって施設関連（施設費）：207 百万円 都市再生整備計画事業を活用（公園） <p>○事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費（うち用地費）：474 百万円 都市再生整備計画事業を活用
ソフト面	背景と目的	—
	内容	<p>（あそぼって）</p> <p>○事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の市民に交流の場を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供等を行うことにより、子育てに係る不安等を緩和し、児童の健全な育成を支援するため、次の事業を行う。（利用対象者：小学校低学年までの児童及びその保護者、妊婦、子育て支援に係る活動を行う方） <ol style="list-style-type: none"> 1 子育て中の市民に交流の場を提供すること。 2 子育てに係る相談に関すること。 3 子育てに係る情報の提供に関すること。 4 子育てに係る講習会等の実施に関すること。 5 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）における満1歳から小学校就学前までの児童の一時保育の実施に関すること。 6 その他目的を達成するために必要な事業 <p>○利用概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：就学前の乳幼児を基本とし、小学校低学年までの児童及び子育てをしている大人

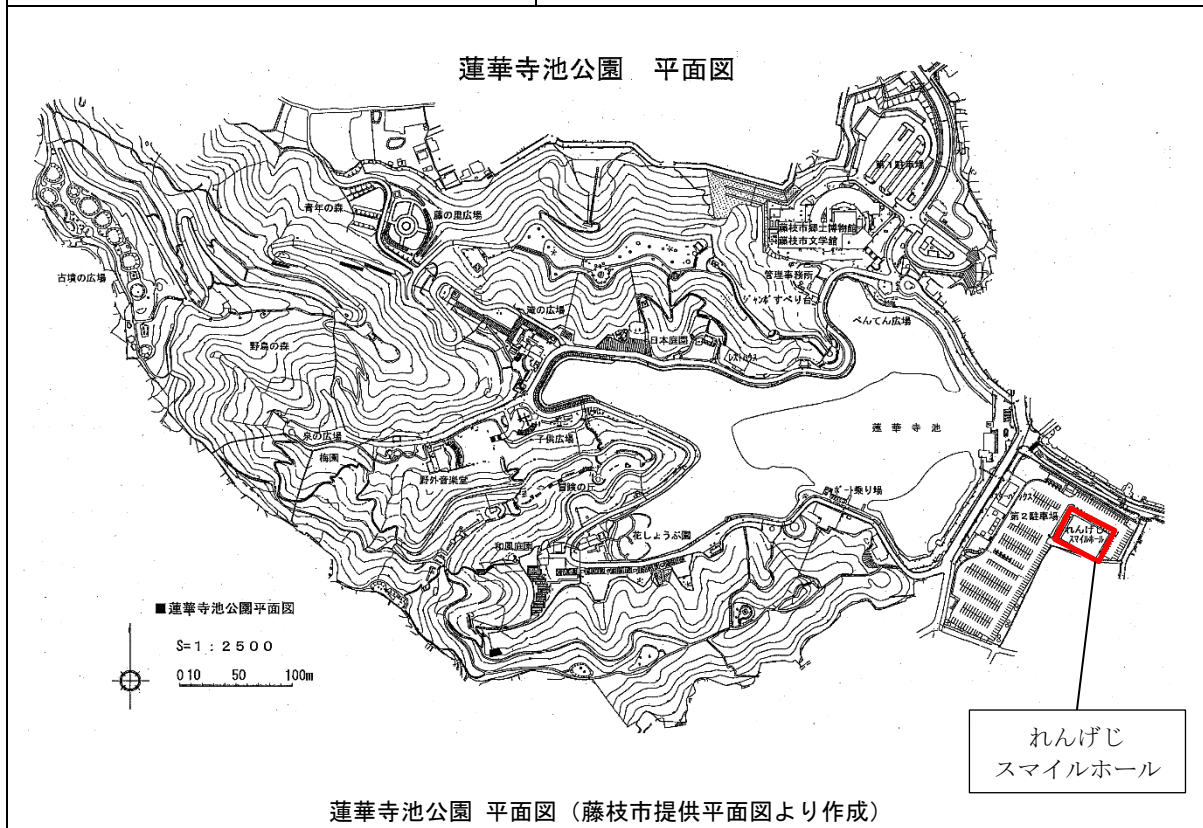
	<ul style="list-style-type: none"> ・開設時間：午前 9 時～午後 6 時（休館日 第 2、第 4 火曜日、12 月 30 日～1 月 3 日） ○休日一時保育 <ul style="list-style-type: none"> ・休日（土・日・祝日）の一時保育を実施。 ・対象：三条市に住所のある満 1 歳から就学前の児童 ・時間：午前 8 時～午後 6 時 ・料金：1 時間当たり 300 円（前払い） ・申込方法：事前にあそぼってに空き情報を確認し、申請書を提出。 ○利用状況・利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度利用者数 56,322 人、平成 29 年度利用者数 56,520 人 ・各種子育て講座やイベントの開催、休日一時保育の実施などにより、あそぼっての利用促進に取り組んでいる。 ・平成 30 年度利用者数：51,014 人 ・平成 31（令和元）年度利用者数：44,268 人 ○子育て支援のためのイベント <ul style="list-style-type: none"> ・子育て拠点施設あそぼって内で、多種のイベントを実施している。 ○課題 <ul style="list-style-type: none"> ・公園に隣接して「あそぼって」があることで、公園利用者への対応が想定以上に多くなり、あそぼっての運営に支障が出るがあった。 <ul style="list-style-type: none"> ・怪我をした場合の軽処置依頼が頻繁にあること。 ・公園内の利用ルールについての問い合わせや要望が頻繁にあること（中学生など大きな子どもが遊具を占領して、小さい子どもが遊べないから注意して欲しい、犬の散歩をやめさせて欲しい等） ※本来、街区公園では管理者が常駐することはないので、上記の議論はあまり起きないと思われるが、隣接地に「あそぼって」があることで、このような対応が発生している。現在は公園所管課と連携して対応している。 (公園) ○利用状況・利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・利用状況の数的把握は実施していない。 ・オープン当時は、公園を知って頂くことを目的としたイベントを実施。 ○子育て支援のためのイベント <ul style="list-style-type: none"> ・公園内では特に無し。
	<p>(建設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園整備に関する実施計画から工事管理一式、交付金対応 <p>(子育て支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あそぼっての指定管理等運営に関すること <p>(教育総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あそぼってに関する実施計画及び交付金対応 <p>(建築課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あそぼって及び公園トイレ建築等に関する工事監理一式 (指定管理者（あそぼって）：特定非営利活動法人三条おやこ劇場) ・あそぼっての管理運営 ・指定管理者への公園管理上の協力要請事項 <ul style="list-style-type: none"> ・公園内のゴミ拾い（主にあそぼって周辺） ・公園利用に関する現場での軽微な問い合わせへの回答 ・公園利用時の軽微な怪我に対する対応（絆創膏等提供） ・上記の軽微ではない事象に対する建設課への連絡
	<p>(公園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の利用については、面積に比例した多くの利用を頂いている。また保育園・小学校の遠足や地域の方の観桜会、BBQ、PTA イベント、三条マルシェなど団体の利用者が増えている。 <p>(あそぼって)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の利用が地理的に難しかった潜在的利用者の掘り起こしに成功し、子育て世代の交流の拠点となっている。
配慮事項	<p>安全面</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園まで <ul style="list-style-type: none"> ・公園周辺の歩道に不陸が大きい箇所が多く、バリアフリー対応の修繕を行った。 ・公園の一辺に接する既設歩道が幅 2m 程度となっていたが、約 10m に拡幅し、公園に接する幹線道路の車道からの離隔を取ることで、利用者の安全性を考慮。 ○公園内 <ul style="list-style-type: none"> ・公園内のほぼ全てで段差をなくし、ベビーカーや車椅子等でも移動可能な公園とした。
	<p>防犯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園内の照明は 18 時から 22 時の間で消灯時間を変動しながら運用している。（現在、駐車場部分と公園部分を季節により消灯時間を変えて運用。防犯と騒音等の苦情による観点から。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロール実施箇所に指定し、定期的に巡回を行っている。
衛生面	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは週2回の清掃を行い、清潔さを確保。 ・条例で公園内は禁煙としている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・公園の多目的トイレにオムツ替え台、男女個室トイレにベビーチェアを設置。 ・併設する子育て拠点施設あそぼってに授乳室、幼児用トイレ、オムツ替え室がある。 ②子どもの健全な成長への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・四季を感じる多様な樹木を配置したことにより、現在では近隣小学生による草花校外学習の場として利用されている。 ③子どもの年齢層への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・整備時年齢層を調整し、隣接する子育て拠点施設あそぼってに乳幼児用遊具を設置。 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・地元自治会の方からゴミ拾いに併せて、利用者同士の安全等に目を配って頂いている。 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・公園内では特に無し。 ・併設する子育て拠点施設あそぼって内で、イベントや資料掲示等を実施。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・遊具付近には四阿やベンチを配置し、公園の多目的トイレにはオムツ替え台、男女個室トイレにベビーチェアを設置。 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・年に数回、三条マルシェ等の地元と連携した親子で楽しめるイベントを実施。 ・近隣小学校のPTA イベントの場として提供。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の管理について、現在三条市では有償ボランティアの活用や包括的維持管理業務委託をスタートさせており、今後継続的な維持管理ができるか模索中。

(平成30年11月調査時点：一部時点更新)

6. 屋内型子育て支援施設の設置と運営

公園名	蓮華寺池公園	公園種別	総合公園	面積	31.30ha (30.65ha)	開園年月	昭和 60 年 3 月
所在地	静岡県藤枝市若王子 474-1			公園管理者	藤枝市（花と緑の課）		
れんげじスマイルホール担当課			藤枝市（健康福祉部児童課）				
れんげじスマイルホールプレイゾーンの運営			株式会社ティップネス（指定管理者：令和 3 年度～）				



（改修前：県立高校体育館）



（改修後：子育て支援施設）

れんげじスマイルホール正面



プレイゾーン



駐車場内の飲食施設とイベント広場の新設

（写真提供：藤枝市）

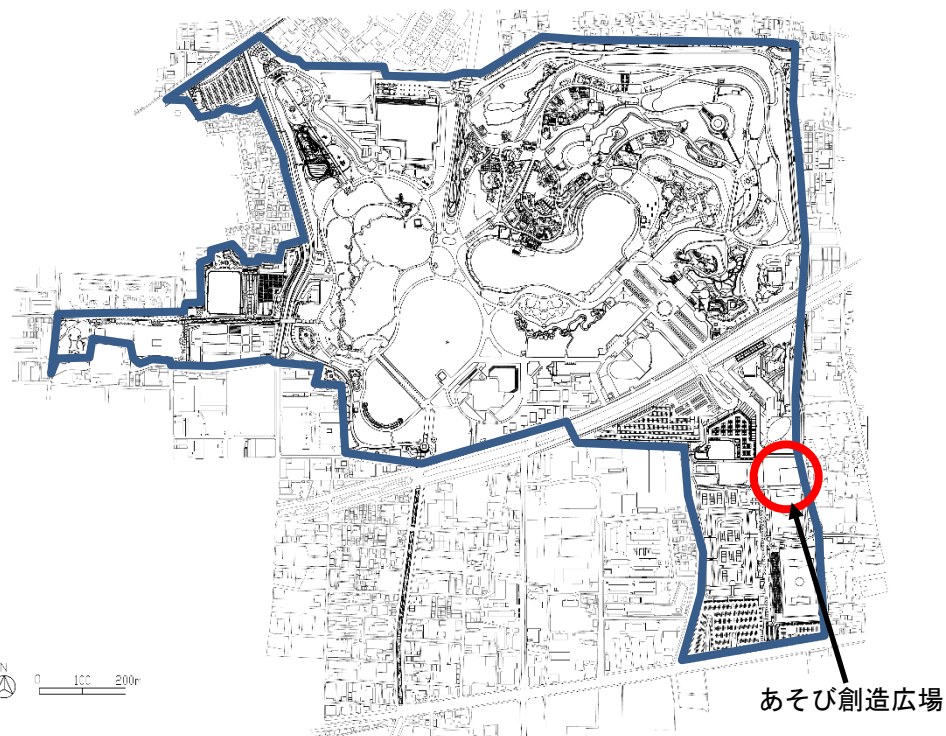
都市内での配置		藤枝市の中心部に位置し、市街地の中にある自然環境を活かした緑豊かな公園で、商店街が隣接している。
公園の特徴		市民の憩いの空間として、四季をおりなす自然景観が来園者に安らぎと潤いを与えている。
ハード面	背景と目的	子育て支援施設の新設は、蓮華寺池公園再整備計画の中のひとつとして実施されており、同時期に、駐車場内に、民間飲食施設（スターバックス）の誘致や、イベント広場の整備も行った。 れんげじスマイルホールは、「スポーツと健康づくり」の拠点として、「からだづくり応援施設」をコンセプトに、子どもたちの運動の習慣づけと強い体づくりを支援する施設となっており、市が子育て支援施設として整備した。
	実施プロセス	平成 25、26 年度に計画・設計 平成 27 年度に工事・運営事業者公募 平成 28 年度にオープン。
	内容	(子育て支援施設 れんげじスマイルホール「キッズパーク」について) ・県立高校の体育館であったところを改修し、エントランスホール、案内所及び便所棟を増築し、子育て支援施設とした。 ・公園の駐車場内に位置する。 ・都市公園法上の（公園施設としての）位置づけ：教養施設 ・スマイルホール「キッズパーク」は、2 つに分かれており、子どもたちが遊具を使って自由に遊べるプレイゾーンと子どもや親子がさまざまな運動プログラムに参加できるスポーツゾーンを設けている。 ・改築・改装にあたっては、社会資本整備総合交付金を使用した。 ・施設概要 【増築棟】木造 延床面積 115.97 m ² 【改修棟】鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 延床面積 678.34 m ² 【総事業費】1 億 4,606 万円 【工事費】1 億 2,230 万円 【遊具購入費】1,430 万円 【安全対策費】502 万円 【音響設備費】110 万円 【事務・庁用品費】334 万円
ソフト面	背景と目的	－
	内容	○施設内容 【プレイゾーン】 対 象：0 歳～小学校 6 年生までのお子様（保護者同伴） 利用料：無料 利用時間：10:00～12:00 12:30～14:30 15:00～17:00 休場日：毎週木曜日、年末年始(木曜日が祝日の場合は翌日) ・れんげじスマイルホールのプレイゾーン利用にあたって、0 歳から 2 歳までの子どもが利用する「ちびっこ広場」と 3 歳以上の子どもが利用する「わんぱく広場」に分け安全面に配慮している。また、年齢層に応じた遊具を配置している。 【スポーツゾーン】 利用料：有料 子どもや親子を中心としたスポーツ教室などの運動プログラムを実施している。 ○利用者数（平成 28 年度実績） ・プレイゾーン年間利用者数 133,949 人 内訳 市内利用率 47.9%、市外利用率 42.1% 3 歳以下 57.1%、4～6 歳 26.7%、小学生 16.2% ・スポーツゾーン教室等利用者数 7,697 人 ○運営 ・運営は平成 28 年度から令和 2 年度までは委託、令和 3 年度からは指定管理者制度を導入している。 ・当初、スマイルホール内のプレイゾーンの運営を一般公募により選定し、応募の条件としてスポーツゾーンでの自主事業及び企画事業を行うこととして募集した。指定管理者制度導入時も公募の上、指定管理者を決定している。 ・その他、施設の維持管理及びスポーツゾーンの夜間等の貸出し業務は、令和 2 年度までは市が、令和 3 年度からは指定管理者が実施している。 ・キッズパークの遊具は、受託事業者からの提案も参考にすることで、市が遊具を選定し購入した。 ・公募に際しての人員配置条件として、保育士又は幼稚園教諭の有資格者を 1 名配置しなければならない旨を明記し、子育て相談等を行っている。平成 30 年 12 月からは、保育士の有資格者を 2 名配置している。 ・運営費は、国の子ども・子育て支援交付金も活用し、運営委託者（又は指定管理者）に支払い、そのほか、教室等の収入で運営費を賄っている。教室等収入は、全て受託事業者（又は指定管理者）の収入としている。

	支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部花と緑の課：公園再整備工事 ・健康福祉部児童課：運営事業者公募、運営管理 ・指定管理者（株式会社ティップネス）：れんげじスマイルホールプレイゾーンの運営
	事業効果	H29 の来園者数は約 152 万人で、前年に比べ 5 万人程度増えている。
配慮事項	安全面	<ul style="list-style-type: none"> ○公園まで ・バリアフリー化や、れんげじスマイルホール周辺にカラーコーン、コーンバー等を設置。 ○公園内 ・定期的な公園施設の安全点検を実施。
	防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・照明灯の設置及びれんげじスマイルホールエントランスに防犯カメラの設置等
	衛生面	<ul style="list-style-type: none"> ・園路、トイレ等の清掃管理 ・れんげじスマイルホールのプレイゾーンについては、2 時間ごとに清掃及び衛生管理作業を実施。 ・れんげじスマイルホールでは、エアコンフィルターの定期的な清掃及び年 1 回専門業者により洗浄清掃を実施。 ・れんげじスマイルホールのプレイゾーン内は飲食禁止のため、通路部分に給水スペースを設置。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換室、授乳室を完備 ②子どもの健全な成長への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが人と自然にふれあえる公園環境づくりを推進 ・れんげじスマイルホール内のプレイゾーン利用に際し、保護者に子どもと一緒に遊具で遊んでもらうようにしている。 ③子どもの年齢層への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・れんげじスマイルホールのプレイゾーンについては前述。 ・その他、定期的にスタッフ間でミーティングを行い、ヒヤリハットの場所の共有化を図り、スタッフの配置場所に配慮している。 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・れんげじスマイルホールのプレイゾーンにおいて、気軽に相談できるよう常時保育士又は幼稚園教諭の資格のある者を配置している。 ・れんげじスマイルホールのオープンに当り、市内の子育て支援施設の休場日と重ならないようにするため、木曜日に休場日を設定。 ・れんげじスマイルホールのエントランスにおいて、市内地域子育て支援センター及び「おやこ館」のパンフレットを配架し、休場日でも他の施設を紹介している。 ・その他子どもを対象としたイベント情報の提供のため、チラシ等の配架。 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・れんげじスマイルホールのプレイゾーンは、親子で楽しくカラダを動かす子育て支援施設のため、保護者も子どもと一緒に遊ぶように促している。（保護者に子どもと一緒に遊んでもらうようにするため、プレイゾーン内には座れる場所を作っていない）
	備考	出典：蓮華寺池公園再整備計画（藤枝市，平成 28 年 10 月）

（平成 29 年 11 月調査時点：一部時点更新）

7. 官民連携事業により、公園内に「こども向けのホスピス」を設置

公園名	鶴見緑地	公園種別	広域公園	面積	124.70ha (122.56ha)	開園 年月	公園：昭和47年4月 あそび創造広場：平成28年4月開設
所在地	大阪市鶴見区緑地公園ほか		公園管理者	大阪市（あそび創造広場担当：建設局公園緑化部調整課）			
指定管理者	(公園) 鶴見緑地スマイルパートナーズ (あそび創造広場部) (公社) こどものホスピスプロジェクト (設置許可)						



鶴見緑地平面図（大阪市提供資料）



あそび創造広場入り口



絵本コーナー（あそび創造広場）



どんぐりの部屋/おもちゃの部屋(あそび創造広場)



みんなの中庭（あそび創造広場）

(写真提供：大阪市)

都市内での配置		<ul style="list-style-type: none"> 園内には、大阪メトロ鶴見緑地駅（市内第4のターミナルである京橋駅から10分、インバウンドで賑わう心斎橋駅から22分）や、園東側には近畿自動車道や第2京阪道路などの高速道路も整備されており、交通の利便性が優れている。 周辺は主に住宅地となっている。
公園の特徴		鶴見緑地は、平成2年に開催された国際花と緑の博覧会のテーマである「自然と人間との共生」を継承し、花や緑や水といった豊かな自然の中でスポーツ、レクリエーション、文化活動など幅広い利用が楽しめる都市公園（広域公園）である。
ハード面	背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> ○背景 <ul style="list-style-type: none"> 当該地は、鶴見緑地の駅前エリアとして、広域公園及び、街の玄関口として、来園者や地域住民が快適、安全に楽しむための場所として、駅前のポテンシャルを活かした新たな公園の魅力や街の賑わいを創出するために、民間事業者のノウハウを活かしながら整備を行っている。 ○目的 <ul style="list-style-type: none"> 事業者公募により、一般の子どもと重い病気を持つ子どもと一緒に利用できる遊びの空間を提供する場として提案を受け、外部の学識経験者による審査を経て管理・運営事業者として決定した。
	実施プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度「鶴見緑地駅前エリア整備基本計画検討会議」を開催し基本方針・基本計画とりまとめ 平成25年度 整備・管理運営事業者募集 平成26年度 事業予定者の決定 平成27年度 工事着手 平成28年度 事業運営開始
	内容	<ul style="list-style-type: none"> （あそび創造広場） ○事業概要 <ul style="list-style-type: none"> 一般の子どもと重い病気を持つ子どもと一緒に利用できる遊びの空間。屋外原っぱエリアでの冒険遊びや屋内施設でのクラフトワーク、おもちゃを使った遊びを提供する。 都市公園法上の（公園施設としての）位置づけ：教養施設 ○建築概要 <ul style="list-style-type: none"> 構造：木造 地上2階建て、建築面積：651㎡、延べ床面積：988㎡ ○施設概要 <ul style="list-style-type: none"> 建物エリア：プレイルーム、絵本コーナー、おもちゃ室、休憩室など 原っぱエリア：芝を整備し、一般開放 ○事業費等 <ul style="list-style-type: none"> あそび創造広場関連（整備費）：設置許可
ソフト面	背景と目的	—
	内容	<ul style="list-style-type: none"> （公園） <ul style="list-style-type: none"> 鶴見緑地公園については、鶴見緑地フェスタやマルシェなど、参加・体験型のイベントを多く実施することにより、多くの方々に公園に足を運んでいただけるよう取り組んでいる。 （あそび創造広場） ○一般向けプログラムの一例 <ul style="list-style-type: none"> 「広場」連携プログラム（年次で募集する所定の時間帯） 地域向けイベント（毎月第3日曜） 原っぱのご利用（10時～17時、火曜・水曜は閉鎖） あそび創造広場については、自主媒体等を利用し、利用促進を行っている。 運営者への公園管理上の協力要請事項 地域住民や他の公園施設との交流・連携を行うことを施設の運営者に求めた。
	支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の協力病院との連携。
事業効果		—
その他の取組状況		<ul style="list-style-type: none"> ○他の公園の取組 <ul style="list-style-type: none"> 天王寺公園、大阪城公園が民間活力の導入により、子育て支援機能の向上のために、再整備実施。
配慮事項	安全面	<ul style="list-style-type: none"> ○公園まで <ul style="list-style-type: none"> 駅から出るとすぐに公園敷地内となっており、駅からの距離が近い。 ○公園内 <ul style="list-style-type: none"> 日々の巡回や点検により危険箇所を早期に察知し、解消（修繕・立入禁止対応など）している。
	防犯	<ul style="list-style-type: none"> 園内では24時間警備員を配置し、巡回しており、山のエリアでは、開園時間の設定をしている。子ども見守りカメラ（防犯カメラ）を設置している。

	<p>衛生面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレについては、清掃を週4日（繁忙期は毎日）行い、清潔さを確保している。 	<p>その他</p> <p>①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内の一部のトイレに幼児用トイレ及びおむつ替えシートを設置している。 ・園内に授乳室は無いが、利用希望のお声があった際には、園内施設（咲くやこの花館やパークセンター事務所の更衣室）をご利用いただいている。 <p>②子どもの健全な成長への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広大な緑地の中で、BBQやキャンプなどの野外活動や、パークゴルフ、乗馬（曳馬）といった普段の生活ではあまり体験できないことができる。 <p>③子どもの年齢層への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花や樹木等の自然のほかに、咲くやこの花館（温室植物園）、多目的ホール、乗馬苑、パークゴルフ場、BBQ場、キャンプ場、球技場、庭球場、運動場といった様々な施設があり、幅広い年齢層に楽しんでいただいている。親子で楽しめるイベントや、高齢者向けの健康教室など幅広い年齢層に楽しんでいただけるように、イベントを多く開催している。 <p>⑥保護者のための施設整備における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レストラン・売店・自販機、休憩スペースの設置をしている。 <p>⑦親子で遊べる機会の提供における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子で参加できる、野菜の育成事業（植付け、除草、収穫、食育の体験）の実施。鶴見緑地フェスタ、生き物観察会、クリスマスリース作り教室など、親子で参加できるイベントの開催。
<p>備考</p>		<p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住区基幹公園を中心とした小公園においては、公園を活用した地域活動（公園愛護会など市民協働による公園の維持管理等）がこれまでも継続的に展開されているが、今後少子高齢化が進むことで、より地域の実情に応じた展開を図っていくことも考えられる。例えば、地域によっては公園愛護会などの市民協働による維持管理だけでなく、周辺企業や他の地元団体などと連携してこれまでの硬直した活動を活性化することも想定され、行政側もそれらを受け入れられる体制や活性化を促していく方策などを今後検討していく必要があると考える。

（平成30年11月調査時点）

8. 全天候型の屋内施設を設置し、管理運営事業者として
子どもの遊びを専門とする民間業者を指定

公園名	安満遺跡公園	公園 種別	総合公園	面積	21.8ha (21.8ha)	開園 年月	平成31年3月23日一次開園 令和3年3月27日全面開園
所在地	大阪府高槻市八丁畷町	公園管理者		高槻市（歴史にぎわい推進課）			
		指定管理者		安満遺跡公園パートナーズ			



(出典：安満遺跡公園全天候型屋内施設（遊びの創造）管理運営事業 事業者募集要項 p5 の図面をもとに作成)
安満遺跡公園計画平面図



(ボーンランド HP: <https://playville.bornelund.co.jp/playville-amaiseki-park/> (令和3年2月22日閲覧) から引用)
全天候型屋内施設（子どもの遊び場 プレイヴィル安満遺跡公園）

都市内での配置	<ul style="list-style-type: none"> ・主要駅から徒歩約10分圏内のまちなかにある ・JR及び阪急の線路や住宅に囲まれている 	
公園の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・市の中心市街地にある広大な緑の空間 ・弥生時代の歴史資産である史跡安満遺跡（国指定）を保存・活用しながら防災機能を備えた公園として整備 ・「市民とともに育てつづける公園」をコンセプトとした、市民協働による公園づくり ・公園全体を民間事業者の指定管理によって運営 ・都市公園法上の公園施設設置管理許可に基づく民間店舗を複数導入 	
ハード面	背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> ○背景 <ul style="list-style-type: none"> ・「高槻市総合戦略プラン」に基づき、未来を担う子どもたちの成長にゆとりと安心感をもって子育てできるまちづくりを目指し、定住人口の増加や子育て支援施策の拡充を図る取組みを進めている。 ○目的 <ul style="list-style-type: none"> ・本市の中心市街地において子育て支援施設を整備するにあたり、施設内に「待機児童解消・多機能保育」、「母子保健」、「子育て支援人材育成」機能を整備するとともに、隣接する公園区域内に「遊びの創造」機能として全天候型屋内遊び施設を整備することとしている。
	実施プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ○公園整備 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に公園整備構想策定 ・平成26年度に基本設計、平成27年度の実施設計 ・平成28年度に工事着手 ・平成30年度に指定管理者募集 ・平成31年3月23日に一次開園、令和3年に全面開園 ○全天候型「子どもの遊び施設」 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度 運営事業者募集 ・平成30年度に民間事業者が工事着手 ・平成31年3月23日にオープン
	内容	<p>(公園関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・防災事業エリア（約8.4ha）：防災公園街区整備事業（UR都市機構）を活用 ・史跡事業エリア（約13.4ha）：文化庁の助成制度を活用 <p>(パークセンター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築概要 <ul style="list-style-type: none"> 構造：鉄骨平屋建て 建築面積：2,469㎡ 施設概要：公園事務所、多目的室、多目的スタジオ、工作調理室、ランニングステーション、全天候型屋内遊び施設（※）、トイレ、授乳室 ほか ○事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事費：パークセンター全体 約8.2億円（補助金含む） ・遊具設置や内装等の事業実施に必要な設備は、事業者の自己負担により整備 <p>(※全天候型屋内遊び施設（屋内：840㎡、屋外：528㎡))</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業概要 <ul style="list-style-type: none"> ㈱ボーネルンドが運営する「子どもの遊び」を中心とした有料施設で、屋内にはボールプールや遊具などを整備するとともに、ベビー、アクティブ、アトリエ、ワークショップの各ゾーンに区分し、年齢層に合わせた遊びを提供する。屋外ゾーンでは大型遊具のほか、水や砂を使った遊びができる遊具を提供する。 ・都市公園法上の（公園施設としての）位置づけ：教養施設
ソフト面	背景と目的	—
	内容	<p>(公園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体活動の受入 <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設を活用し、各種の活動などの受入も行っている。公園の業務（植栽管理、利用案内、イベント運営）の体験、花壇の植付け、園内清掃など <p>(全天候型屋内遊び施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理運営 <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法上の管理許可に基づき株式会社ボーネルンドが管理運営（管理期間5年、更新可） ・「子どもの遊び」サービスを提供（有料） ・市には許可に基づく使用料（1,400万円/年）を納付 ・運営者への公園管理上の協力事項 <ul style="list-style-type: none"> 市民や行政、指定管理者、店舗事業者など、公園の活動主体が集まって連携や協力を話し合う「安満遺跡公園魅力アップミーティング」への参加

	支援体制	<p>○他部局との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園に隣接する区域に子育て支援施設「高槻子ども未来館」（母子保健センター、認定子ども園、子育て支援人材育成）を整備（平成31年4月開館）しており、この施設と公園との連携が図れるよう整備を進めた。 運営事業者の選定にあたっては、子育て支援担当部局が中心となって公募、選定を行った。 「市民とともに育てつづける公園」をコンセプトに、公園で活動したい市民メンバーの団体「安満人倶楽部」（あまんどくらぶ）が開園前から様々な活動に取り組んでいる。色々なテーマに分かれて、来園者を楽しんでいただけるイベントやプログラムを企画・実施している。
	事業効果	
配慮事項	安全面	<p>○公園まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市は子育て世代を含め自転車利用が多いため駐輪場（台数）を充実させた計画とし、広幅員の歩道整備や自転車通行帯の整備 <p>○公園内</p> <ul style="list-style-type: none"> 出入口や通路や駐車場など公園内施設について条例に基づくバリアフリー対応で整備、指定管理者による遊具の定期安全点検の実施
	防犯	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラの設置、警察による夜間巡回の協力
	衛生面	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙コーナーを設置してそれ以外の場所での喫煙を禁止、主に児童が遊ぶエリア付近には手洗いを設置
	その他	<p>①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園内のトイレにベビーチェアを設置、パークセンター内に授乳室やオムツ替え室を整備 <p>②子どもの健全な成長への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動によるプレーパークの開催（園地で実施）、市民活動によるプレーパークでは市民ボランティアによるプレーリーダーを配置 <p>⑥保護者のための施設整備における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> パークセンター内のエントランスホールに休憩スペースを配置、屋根付き広場やタープ設置による日除け施設を整備、公園内トイレには多目的トイレブースを整備
	備考	<p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営を行う事業者と意見交換しながらパークセンターを整備することとしていたが、事業者が事業内容を確定する時期とパークセンターの整備時期にタイムラグが生じ、工程や計画修正等の調整に苦労した。 <p>○高槻子ども未来館</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月から、安満遺跡公園に隣接する区域にオープンした。この施設は新たな就学前児童の拠点として、1階に高槻認定こども園、2階に子ども保健センター、3階に子育て支援人材育成施設で構成される。

（平成30年11月調査時点：一部時点更新）

9. 官民連携事業により、公園内に子育て支援機能を有する便益施設をコンビニが設置・管理

公園名	府営久宝寺緑地	公園種別	広域公園	面積	48.1ha (38.4ha)	開園年月	昭和 46 年 4 月
在 地	大阪府八尾市西久宝寺ほか	公園管理者	大阪府（都市整備部八尾土木事務所都市みどり課）				
		指定管理者	都市公園久宝寺緑地指定管理共同体				

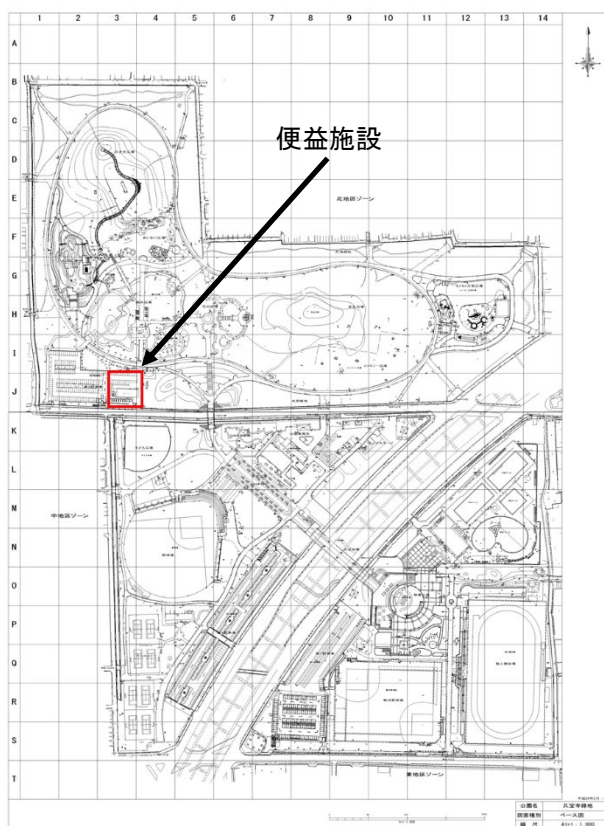


便益施設（外観）



便益施設（インフォメーションコーナー）

（写真提供：大阪府）



（大阪府提供資料をもとに作成）
府営久宝寺緑地平面図



久宝寺緑地プール



よちよちランド

その他の公園施設

（写真提供：大阪府）

都市内での配置	大阪府の市街地である大阪市・八尾市・東大阪市の3市にまたがり立地している。大阪を環状的に通る幹線道路（中央環状線）を挟む形状をしており、住宅・工場など密集市街地が隣接している。
公園の特徴	大阪四大緑地のひとつで、大阪府の東部地域に比較的に少ないプール、野球場、陸上競技場などスポーツ施設を中心に、樹林地、芝生広場、児童遊戯場などのレクリエーション施設を備えている。また、各市の防災関連計画により広域避難場所として、また、大阪府地域防災計画において自衛隊、消防、警察などの後方支援活動拠点として位置づけられている。

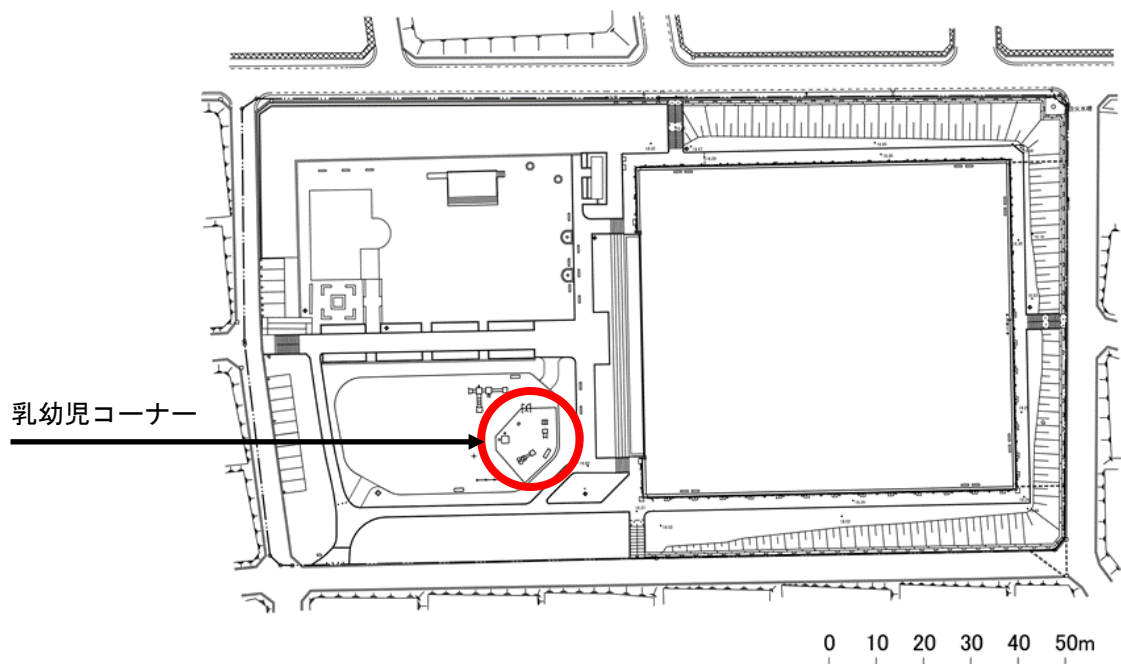
ハード面	背景と目的	<p>○背景と目的</p> <p>久宝寺緑地は、スポーツ施設、芝生広場、遊技場など多彩な施設を備えており、子供からお年寄りまで幅広い世代に利用され、年間の利用者数は約 200 万人にのぼる。大阪中央環状線などの幹線道路により隔てられた 3 つの地区のうち北部に位置する北地区については、来園者の約 7 割が利用するにもかかわらず、売店がなく、多くの利用者から軽飲食施設の要望を受けていた。</p> <p>また、南海トラフ巨大地震の発生確率が高まるなど、防災公園としての久宝寺緑地の役割が重要となっており、より一層の防災機能を充実させることが求められた。さらに、この北地区には授乳室などの施設がなく、乳幼児用の施設の充実が求められた。</p> <p>このような久宝寺緑地に求められる多様なニーズに応えることにより一層質の高いサービスの提供を図るため、民間事業者の企画力やノウハウを活用することとした。</p> <p>○コンセプト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者のみならず地域の方々にとって便利な買い物ができる場 ・子どもからお年寄りまでのあらゆる世代や障がい者にもやさしい便益施設として、憩いと安らぎの空間を提供 ・年中無休 24 時間灯りをともし続けることで、防犯や緊急時の拠点になる場として貢献 ・久宝寺緑地の防災力を高める便益施設
	実施プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 11 月公募開始 ・平成 29 年 2 月事業者決定 ・平成 29 年 8 月着工 ・平成 30 年 1 月開設
ソフト面	内容	<p>(便益施設)</p> <p>○施設の事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園インフォメーション機能等を備えた売店 ・乳幼児用の施設や場所の確保 <p>公園インフォメーションスペース内には授乳室・乳幼児が安心して遊べるスペースを併設、多目的トイレにはベビーチェア、大人も使えるおむつ交換台やオストメイト対応便器を設置、イートインスペースは 6 人掛けのテーブル 2 か所及び子どもの遊びコーナーを配置して土日には多くの親子連れに利用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法上の（公園施設としての）位置づけ：便益施設（売店）兼休憩施設 <p>○建築概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造：軽量鉄骨造 ・建築面積：278.01 m²（うち公園インフォメーション 53.5 m²）設置許可区域 950.50 m² ・延べ床面積：278.01 m² <p>○事業費</p> <p>便益施設の施設関連（施設費）：事業者負担費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費：124,000 千円、保証金：14,000 千円、設置許可使用料：1,200 千円／年
	背景と目的	<p>○事業者公募時の参考資料のなかに、運営のイメージが記されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者（公園コンシェルジュ）が常駐し、公園利用者へきめ細かなサービスを提供するインフォメーションスペースは、公園利用者に認知しやすく室内からも公園の景色が楽しめる開放的で利用しやすい空間であり、授乳コーナーや、乳幼児や高齢者等の休憩場所など、あらゆる公園利用者が「この公園には、この施設があるから安心して行ける。」と思えるハートフルな施設が充実 ・久宝寺緑地を管理する指定管理者がインフォメーションスペースを運営することとなるため、指定管理者と常に連携を図り、公園の顔となる魅力施設となるよう、ハード、ソフト両面での提案を求めます。
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊びへの人的サポート体制での配慮：ボランティア ・情報提供・交流：子育て中の親同士が交流できる機会の提供 ・イベント：絵本の読み聞かせ会・公園の自然素材を用いたワークショップの開催等 ・子どもの健全な成長への配慮 <p>公園インフォメーションでは指定管理者による公園コンシェルジュが常駐し、公園をより楽しんでもらえるような新たなサービスを提供。「ぼうさい」や「生きもの」をテーマにした絵本棚を設けている。</p>
	支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月ローソン・公園指定管理者・大阪府の 3 者で「にぎわい施設管理運営調整会議」を開催し、情報の共有やサービスの向上に向けて取り組んでいる
	事業効果	<p>○効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の満足度の向上、公園や地域の賑わいが増加した。 <p>○効果の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年公園の利用満足度調査を実施。（→H29 年度の結果は、ローソン設置前） ・平成 30 度も実施を予定している。（平成 30 年 11 月現在）

その他の取組状況		<p>○事業者への公園管理上の協力要請事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗の一部を公園インフォメーションスペースとして整備。おむつ替えベットや授乳室を設けるなど乳幼児連れの利用者に配慮させる。 ・公園内で実施される各種イベントや施設利用者への弁当予約販売など実施。 ・BBQシーズンなどに合わせて、販売品目の内容をきめ細かく調整（紙皿、氷、飲物など） ・地域の特産品販売（大阪産品）の販売を実施。 ・来園者の店舗内トイレ使用への協力。 ・防災公園に由来する防災グッズ販売。 <p>○他の府営公園の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・服部緑地は都市部近郊に位置し通勤族が多い。そのため、都市緑化植物園では、温室の一部にベビールームを設置し、子育てママの交流支援として、「赤ちゃんとおもちゃで遊ぼう」、「子どものための花育教室」、「ベビーマッサージ」などのプログラムを展開している。
配慮事項	安全面	<p>○公園まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要駅からの車歩道分離、バリアフリー対応 <p>○公園内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー対応、遊具点検等
	防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・夕方時の照明や見通しの確保等 ・便益施設（店舗）内にデジタル録画式の防犯カメラシステムを導入
	衛生面	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ、水飲みなどの衛生面（清潔さ）の確保、公園内の禁煙実施 等
	その他	<p>①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前述 <p>②子どもの健全な成長への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前述 <p>③子どもの年齢層への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授乳室・乳幼児が安心して遊べるスペースの設置、バリアフリー対応 <p>④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア <p>⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親同士が交流できる機会の提供 <p>⑥保護者のための施設整備における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレ・授乳室の設置、休憩スペース・カフェの設置等 <p>⑦親子で遊べる機会の提供における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絵本の読み聞かせ会・公園の自然素材を用いたワークショップの開催等
備考		<p>○設置事業者の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日・夜間の収益獲得が難しく、周辺住民の利用拡大を図る周知方法等に課題。 ・公園に隣接している立地特性から、天候（台風、猛暑、寒波など）の影響を受けやすく、商品の在庫管理等、工夫が求められている。 <p>○事業の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府営公園は少子高齢社会等の地域課題の解決の場として機能することが役割の一つと考えるが、そうした課題対応の主体である地元市との連携が希薄。

(平成30年11月調査時点)

10. 再整備による乳幼児専用の遊び場「乳幼児コーナー」の設置

公園名	本城西公園（ほか）	公園種別	近隣公園	面積	1.7ha (1.65ha)	開園年月	昭和55年3月
所在地	北九州市八幡西区千代ヶ崎1丁目12		公園管理者	北九州市（公園緑地部みどり・公園整備課）			



本城西公園平面図（北九州市提供平面図より作成）



コーナーの囲い



ゾウのすべり台



幼児用遊具（汽車）



縁台

（写真提供：北九州市）

都市内での配置	市営団地に隣接している。
公園の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の利用が多い。また、市民センターが併設されているのでイベントでの利用も多い。 ・乳幼児コーナーを整備するモデル事業の第1号公園である。

ハード及びソフト面	背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> ○背景 ・乳幼児を対象を絞った母と子の遊び場をつくるため、「子育てに配慮した公園整備」をはじめた ○乳幼児コーナーの役割 ・親子のふれあいの場所 ・子どもの発達を実感できる場所 ・母親同士の情報交換の場所 ・子育ての先輩からアドバイスをもらえる場所
	実施プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ○経緯 ・平成 15 年度から 17 年度まで、市内 7 区（7 公園）にてモデル事業を行った。 ・事業効果検証のため整備の翌年度に、利用者アンケートや担当者への意見聴取を実施。 ・モデル事業が好評であったことをうけ、平成 18 年度から 27 年度まで、毎年度市内 2 公園ずつ整備した。 ○公園の選定基準 ・公園が幼児率の高い地区にあること ・子育てサークル等の活動拠点が隣接すること ・地元が熱心に活動している公園であること ○モデル事業の手法 ・第 1 段階：地元団体（公園愛護会等）に整備の目的や概要を説明し理解を得る。 ・第 2 段階：子育てサークルの母親らと、アンケート調査や実地見学などを通して意見交換し整備案を練る。
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ○施設 ・キッズコーナーを設置しており、フェンス内に子供用の遊具を設置している。 ・コーナーの囲い、スツール、縁台、幼児用遊具（ゾウの滑り台、汽車、キリンの身長計） ・予算額 500 万円／公園
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○整備のルール ・整備案の決定に、子育て中の母親の意見を反映させる ・既存の公園の一角につくる ○遊具に対する母親らからの提案 ・砂場は清潔であり、大きな園でなく母子が対面利用のために細長い形とする ・汽車や動物をモチーフとした遊具 ・幼児用ローラー滑り台、幼児用パネル ・全体的にカラフルであること ○その他施設に対する母親らからの提案 ・オムツ替えのための「縁台」 ・地面も一つの遊具と考えた「築山」 ・「身長計」 ・乳幼児が飛び出さないための「柵」
事業効果		
配慮事項	安全面	<ul style="list-style-type: none"> ○公園内 ・当市におけるバリアフリー基準を満たしている。遊具の点検については巡視員による点検を行っている。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ③子どもの年齢層への配慮 ・幼児用のすべり台を設置している。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・親が座れるようにベンチを設置している。
備考		<ul style="list-style-type: none"> ○課題 ・フェンスの出入り口がいたずらで破壊されるため、現在は取り外している。 (参考) ・北九州市建設局公園緑地部緑政課（2007）子育て母さんの声を、公園に一子育てに配慮した乳幼児コーナーづくりー、公園緑地 vol168(3),p17-19

(平成 29 年 11 月調査時点)

11. 県民参加による多様な子育て支援プログラムの実施

公園名	観音山ファミリーパーク	公園種別	広域公園	面積	60.3ha (60.3ha)	開園年月	平成15年5月(一部) 平成18年4月(全面)
所在地	群馬県高崎市寺尾町 1064-30	公園管理者		群馬県(県土整備部都市計画課)			
		指定管理者		NPO法人KFP友の会			



観音山ファミリーパーク 平面図

(出典：観音山ファミリーパーク HP <http://www.kfp-tomo.org/map/> (令和3年2月22日閲覧))



0-3 くらぶ 親子de英語



0-3 くらぶ リトミック



0-3 パパくらぶ



4-6 キッズくらぶ

(写真出典：指定管理者提供 (H28))

都市内での配置		<ul style="list-style-type: none"> ・高崎市郊外の観音山丘陵に位置し、自然に囲まれた公園。 ・路線バスが土日のみ（4月から11月まで1日3便）のため、利用者の多くは自家用車で来園している。
公園の特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・県内の子育て支援団体との連携等によりイベントや講座の運営を行っている。 ・子育て中の親同士の交流や父親の育児参加によって子育て不安の解消を図っている。
ハード面	背景と目的	「県民参加型公園づくり」の実践の場として、公園建設時から地域住民等との協働により整備計画を作成。
	実施プロセス	平成15年5月 一部供用開始 平成18年4月 全面供用開始
	内容	<p>○講座会場（クラフト工房）概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絨毯をしきつめた部屋を一つ設置。 ・小規模な厨房を設置して、多様なイベントの受け入れを可能にしている。 ・KIDS&BABY コーナー：絵本や木製おもちゃなどで遊べる。 <p>①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授乳室、屋内キッズスペース、おむつ替えスペース（工房事務所や救護室の一部を利用）を設置。
	その他	<p>○公園内での子育て支援のための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊具、ペダルなし幼児用自転車コース、多目的広場、噴水広場等の設置。
ソフト面	背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> ・県民参加型の公園として、公園開園前から県民参加を円滑に行うための組織を立ちあげ、講座及びイベントを開催。まちづくりや子育て支援に関係のある県民が組織の運営に参画している。 平成17年 NPO 法人格を取得。NPO 法人 KFP 友の会発足。 平成18年 指定管理者として観音山ファミリーパークの管理・運営を開始。
	内容	<p>○活動概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就園児を対象とした講座の開催、県民参加イベントの開催、小学生向け体験講座の開催 ・県内子育て支援団体との共催によるスポーツ大会、イベント、講座の開催 ・クラフト工房を主な会場として下記の活動を開催。 <p>① 0-3 くらぶ（乳幼児と母親向け講座）</p> <p>対象：0～3歳と母親／開催日：毎週火曜、水曜、木曜／時間：10:30～11:30（会場は13時まで開放）参加費：300円／参加方法：予約不要</p> <p>平成29年度講座：おやこ de ゴスペル、おやこ de 英語、フラレアくらぶ（メレフラ）、まめっちょの会（わらべ歌等）、ジムナパーク（体操等）、ホホハハ（笑い）ヨガくらぶ、Enjoy photo life、イングリッシュタイム、おやこヨガ、リトミック、エンジェルクラブ（ベビーマッサージ）、ベビータンゴ</p> <p>② 0-3 パパくらぶ（乳幼児と父親向け講座）</p> <p>対象：0～3歳と父親／開催日：毎月第1日曜、年間11回（1月は休み）／時間：13:30～14:30</p> <p>参加費：300円／参加方法：予約制／平成29年度講座：0-3くらぶに準ずる</p> <p>③ 4-6 キッズくらぶ（幼児のみまたは親子向け講座）</p> <p>対象：4～6歳・4～6歳と保護者／開催日：毎月第3土曜、年間22回（5月は休み）</p> <p>時間：午前の部 10:30～11:30、午後の部 13:30～14:30／参加費：500円／参加方法：予約制</p> <p>平成29年度講座：逆上がりを楽しく（7回）、キッズ英語（2回）、運動だいすき！（4回）、親子で Enjoy photo life（2回）、親子で早く走れる走り方（5回）、親子 de デコスイーツづくり（2回）</p> <p>④ 子育て支援ユニット</p> <p>県民が主催する講座（ユニット）にも子ども・親子向けのものも多く、以下のような例がある。</p> <p>子ども宇宙センター（ペットボトルロケット工作・打上げ体験等）、スポ育 CLUB（子どもの運動神経を鍛える）、みみずくクラブ（親子陶芸教室）、HAPPY FAN KIDS イングリッシュ（未就学児の英会話教室）等</p> <p>○講座の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民が主催する講座（県民の自主運営）と、公園側で用意する講座と分けており、県民主宰講座を補完。 ・講座の開設は営利性がなく、公園の講座として相応しいとされるものを理事会で決定。 ・現在の講座数は、ほぼ屋内活動で施設に空きがないため、新規募集は行っていない。受講生の減少や講師の都合により活動できなくなった場合は代替団体を受け入れ。
	支援体制	<p>○理事会の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織を運営する理事の構成が、子育て支援に関連する団体の代表者や事務局担当者を中心に構成されており、県民による運営の一助となっている。

事業効果		
配慮事項	安全面	○公園内 ・イベント開催時の駐車場の誘導 ・公園施設・樹木・遊具の点検及び補修、鳥獣・熱中症に係る注意喚起 ・関係車両の乗り入れ時間を制限
	防 犯	・夜間利用は制限している。近隣交番との連絡を密にしている。記録型監視カメラ計7台を設置している。職員による園内巡回。注意喚起看板の設置
	衛生面	・トイレ、水飲みなどの衛生面（清潔さ）の確保、ペットの入園規制、朝晩のゴミ拾いの実施 ・群馬ビジタートイレ（備考参照）に認定されている。清潔等を評価されている。 ・飲食を提供する場合、保健所の許可を得ているキッチンカーに限定、職員が食品衛生管理者の認定を受けている。 ・ペットを禁止し幼児が裸足で遊べる環境づくり。
	その他	②子どもの健全な成長への配慮 ・自然の森トレッキング、スポーツ大会開催等による身体の健全な発育促進 ・自然観察会、花苗育成会、夏休み自由学校等による環境教育の実施 ・できるだけ、「見させる、聞かせる」だけの事業ではなく実体験できるプログラム作りに留意している。 ③子どもの年齢層への配慮 ・乳幼児コーナーの設置、乳児向け講座の開催。 ・シニア向けの行政の公民館のような事業ではなく、県民の主体性(自主運営)に任せた運営。ファミリー層(幼児を連れた世代)への積極的な取り組み。 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・SNSによる情報発信、子育て中の親同士が交流できる機会、子育て不安解消、父親の育児参加 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・多目的トイレの設置、休憩スペースの設置、噴水広場付近の四阿設置
備考	○子育て支援活動の課題 ・ノウハウ・意欲のある職員の維持及び確保 ・公園単独での活動やノウハウの蓄積には限界があり、近隣地域で活動している団体との連携を図り維持して行く必要があるため、ネットワークの中に入って行ける人材の確保が必要。 ・手作り感のない事業には人は集まらないため、効率よく手作りの事業を展開する経験と能力が必要。 群馬県立観音山ファミリーパーク HP http://www.kfp-tomo.org/ (令和3年2月22日閲覧) ○ぐんまビジタートイレ認証制度 群馬県 HP http://www.pref.gunma.jp/01/g3510114.html (令和3年2月22日閲覧) NPOぐんま HP http://www.npogunma.net/visitoilet/index.html (令和3年2月22日閲覧) ○群馬県キッズハッピーネットワーク 群馬県内の子育て支援団体が、『子どもの健全育成』を目的としネットワークを結びました。子どもが学び、喜び、自らの意思で行動できるよう、子どもたちの未来が活力にあふれ、明るく豊かな社会で活躍できるよう取り組んでいる。 群馬県立観音山ファミリーパーク HP http://www.kfp-tomo.org/support/ (令和3年2月22日閲覧)	

(平成29年11月調査時点)

12. プレーパーク受入れの手続き

公園名	御成台公園（ほか）	公園種別	近隣公園	面積	3.5ha (3.5ha)	開園年月	平成5年3月
所在地	千葉県千葉市若葉区御成台 3-1182-2 ほか		公園管理者	千葉市(公園緑地部(若葉公園緑地事務所))			



御成台公園平面図

(出典：千葉市 HP_千葉市が管理する都市公園（若葉区）_10.御成台公園（近隣公園）をもとに作成
<https://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/ryokusei/documents/641onaridai.pdf>(令和3年3月1日閲覧))



プレーパークの様子

(出展：わくわくの森おなりだい HP <https://sites.google.com/site/playparkprepare/>)

都市内での配置	・東京情報大学が隣接している。
公園の特徴	・プレーパーク「わくわくの森おなりだい」を定期開催している。 ・千葉市と市民が協働してプレーパーク事業を運営している。

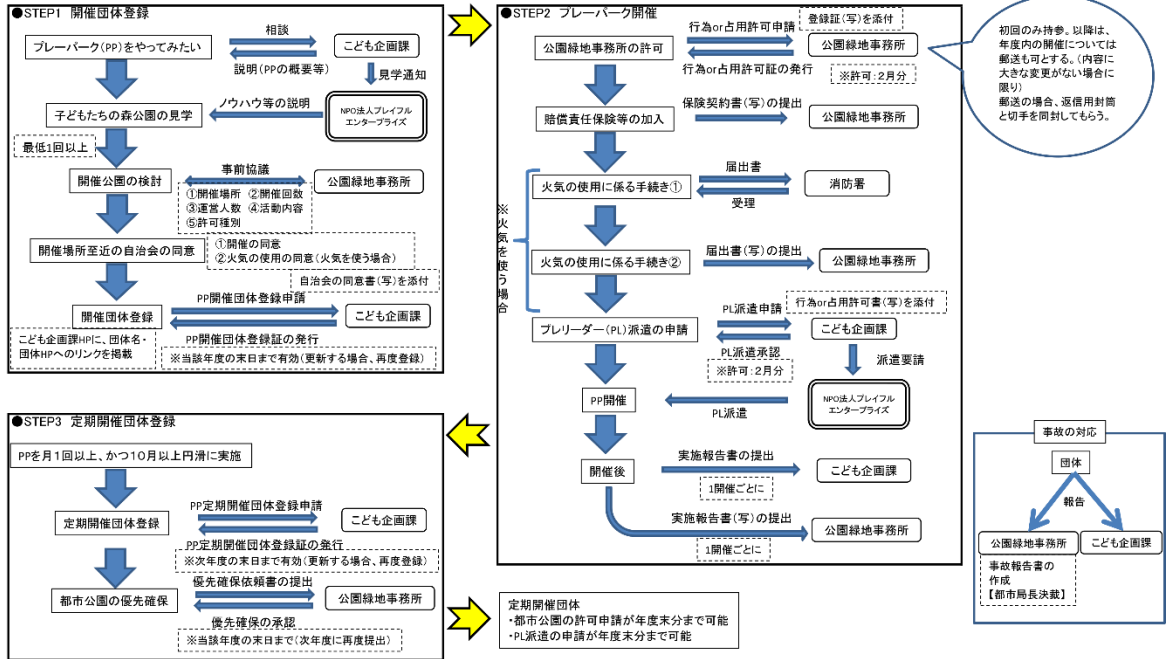
ハード面	背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> ・プレーパークの開催に際し、ロープや滑車など大量の機材を持ち込む必要性があった。 ・倉庫を公園内に設置する事で、プレーリーダーや開催団体の負担を軽減したい旨の要望がこども企画課を経由し、公園管理課に提出された。
	実施プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理課では上記の要望を受け、「プレーパーク用倉庫の設置に係る許可基準」を制定した。
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・プレーパーク用倉庫の設置
ソフト面	背景と目的	<p>(千葉市内公園)</p> <p>平成 9 年 子どもたちのワンダーランド基本構想策定 平成 13 年 子どもたちの森 (仮称) 基本計画策定 平成 14 年 「子どもたちの森をつくる会 (現 NPO 法人プレイフルエンタープライズわかば)」 発足 平成 16-17 年 「子どもたちの森で遊ぼう会」 実施 平成 18 年 「自然遊びわかばの会」 発足、子どもたちの森で森遊びの実施 平成 19 年 既存樹林地内に「子どもたちの森公園」開園 (常設型)</p> <p>(御成台公園)</p> <p>○発足した背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレーパークは自分のやりたいことを自ら見つけて自由に過ごしたり、さまざまなことにチャレンジしたりする場であり、開催団体は自分たちの地域にプレーパークを作ろうと地域の有志達により、発足した。 <p>○経緯</p> <p>平成 27 年 3 月 15 日 プレ・プレーパーク実施 平成 27 年 4 月 開催団体登録 平成 27 年 5 月 6 日 プレーパーク実施開始 平成 28 年 定期開催団体登録</p> <p>○公園が選ばれた理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催団体の者の自宅から近いこと。 ・木々が多く、自然豊かな公園であること。 ・樹木が多く見通しが悪い公園であったため、人の流れを作り常に人が利用する公園にしたかった。
	内容	<p>(千葉市内公園)</p> <p>○千葉市内でプレーパークの開催を支援する仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民 (任意団体) が自主的に千葉市内でプレーパークの開催を希望する場合、千葉市よりプレーリーダーの派遣支援を受けて実施することができる。 ・開催手続きについては、市の公園緑地部と子ども未来部、地元町内会や管轄する消防署などの承諾が必要となることから、開催団体にとって分かりやすいように事務フローチャートが公園緑地部から示されている。 ・フローチャートは、プレーパークの開催が、他の公園利用者よりも「優先的な予約が取れる」「占有使用ができる」といった要素が発生することから、都市公園使用のルール作成の必要性もあり、公園緑地部が作成した。 <p>○千葉市内プレーパーク開催団体登録数：8 団体 (子どもたちの森公園以外) 定期開催団体登録数：7 団体</p> <p>○運営の役割について</p> <p>こども未来部 : プレーリーダー派遣委託・開催団体登録手続き・登録証発行、プレーリーダー派遣承認 公園緑地部 : 公園の使用許可 (場所の提供) 地元町内自治会 : 開催の承認と周知 管轄する消防署 : 火気使用の届出 市民 (わくわくの森おなりだい実行委員会等) : プレーパークの開催運営 プレーリーダー派遣委託先 : プレーリーダーの派遣</p> <p>(御成台公園)</p> <p>○プレーパーク「わくわくの森おなりだい」について</p> <p>開催日時：第 2 日曜日、10:00~16:00 開催場所：御成台公園 許可申請：行為許可・占用許可</p> <p>○内容</p> <p>プレーリーダーの数：1 人 参加者数：子ども 30~40 人程度 大人 15~20 人程度 その他：若葉区地域活性化支援事業から 1 年間支援を受けていた。</p>

- 運営：プレーパークわくわくの森おなりだい実行委員会
主な活動：広報（チラシ作成、Facebook への投稿など）・ミーティング・備品の整備、メンテナンス
- 協働：千葉市子ども企画課（委託先）NPO 法人プレイフルエンタープライズわかば

■千葉市プレーパーク要綱のフロー

【子ども未来部】
・団体登録、PL派遣について⇒「千葉市プレーパーク開催支援要綱」
【公園緑地部】
・開催場所について⇒「千葉市プレーパーク開催実施要綱」

資料3



千葉市プレーパーク要綱のフロー図（千葉市 HP より引用 <http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/documents/kaisaitejun.pdf>(令和3年3月1日閲覧))

支援体制	前述	
事業効果		
その他の取組状況	<p>○たんぼぼ部について（現在は終了しています）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児を持つ親が地域と関われる場を少しでも増やすことを目的に、2年前より乳幼児向けプレーパークのたんぼぼ部を開催。 ・近隣の幼稚園が半日保育や休園になりやすい水曜日の10時～14時に開催している。 ・気候の安定している4～6月、9～11月のみ開催している。雨天は中止。 ・実際の参加者が少ないことが今後の課題。広報活動の強化、イベント企画など、知ってもらう努力が必要。 ・上記以外の月は御成台3丁目の集会所を借りて、手仕事部を内部で開催している。地域の主に女性に周知し、プレーパークを知ってもらうきっかけを作ろうと計画。 	
配慮事項	安全面	<p>○公園内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードの回避
	その他	<p>②子どもの健全な成長への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちも大人たちも自分らしくいられる場であること。(家や学校、職場以外の第三の居場所の提供) <p>④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の大人と子どもが繋がる場であること。(斜めの関係作りをすることで子どもたち健全育成に寄与したり、安全な街作り貢献する) <p>⑧その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60代、70代の方たちの活躍の場であること。また働いている世代が地域と繋がる場であること。(若い段階から地域と関わることで退職後も地域で孤立することなく生活ができるようにすることがねらい)
備考	<p>千葉市プレーパーク支援要綱</p> <p>https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/documents/kaisaisienyoukou.pdf (令和3年3月1日閲覧)</p> <p>わくわくの森おなりだい FB http://www.facebook.com/wakumori.onaridai</p>	

(平成29年11月調査時点)

1 3. 利用者の意見を反映させた子育て支援プログラムの実施

公園名	幕張海浜公園	公園種別	広域公園	開設面積	71.9ha (68.4ha)	開園年月	昭和 62 年 4 月
所在地	千葉県千葉市美浜区ひび野 2-116			公園管理者	千葉県 (県土整備部公園緑地課)		
指定管理者	県立幕張海浜公園みどりと海パートナーズ (A~Cブロック)						



幕張海浜公園平面図 (A・B・Cブロック) (県立幕張海浜公園みどりと海パートナーズ提供)



ベビーマッサージ教室



アンケートへの記入



パパママ講座①



パパママ講座②

(写真提供：県立幕張海浜公園みどりと海パートナーズ)

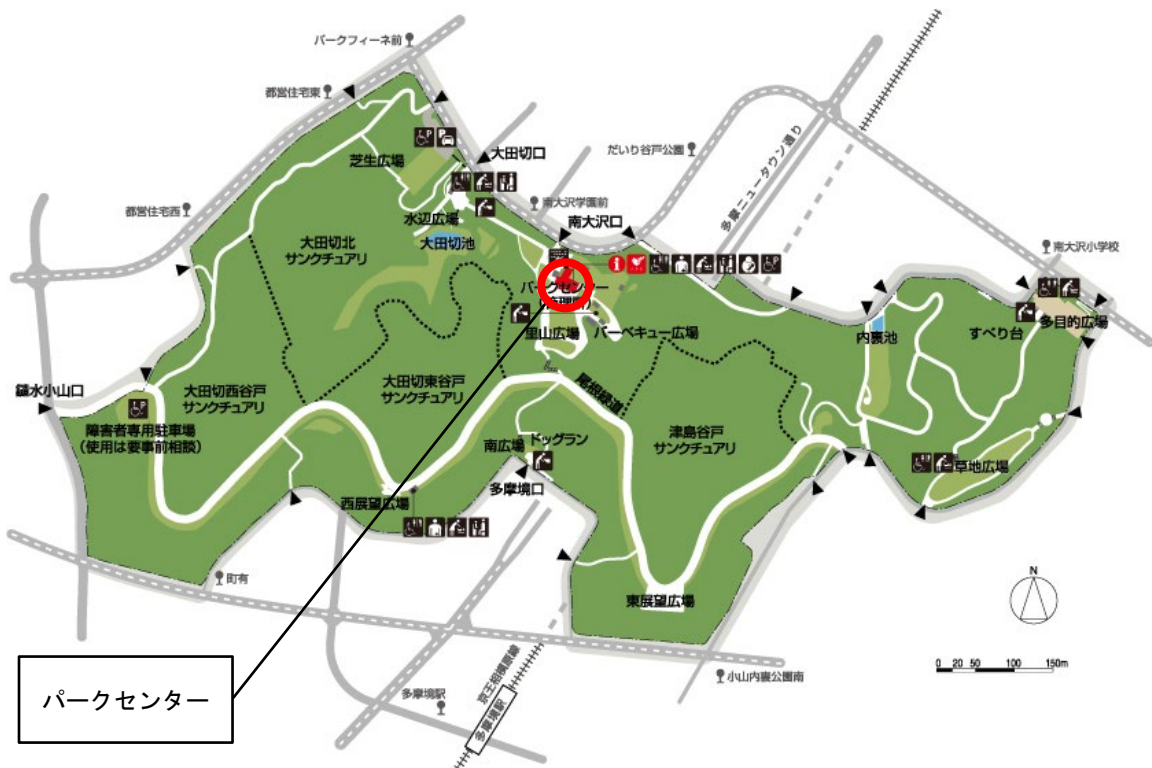
都市内での配置		・商業施設、企業、居住区（マンション）、文京地区（学校などの教育機関）に囲まれ、駅からのアクセスも良い。
公園の特徴		・子育て世代向けのイベントを多く開催、その都度アンケートを取り、次の内容へ活かしている。 ・未就学の乳児と親と一緒に参加出来る講座などを行い、その都度アンケートを取り子育て世代のニーズを把握している。
ハード面	背景と目的	－
	実施プロセス	－
	内容	・施設のハード的な改修はしていないが、既存の施設を利用し、簡易授乳室・オムツ替え室として利用できるようにしている。オムツ替え用のシートなども準備している。気軽に利用してもらえるよう、案内の掲示を貼り出している。
ソフト面	背景と目的	・地域でベビーマッサージ教室を行っている方（特定非営利活動法人ロイヤルセラピスト協会 http://www.npo-rta.org/ （令和3年3月1日閲覧）所属）から、公園でも開催したいとパークセンターに打診があった。
	内容	○講座・イベント概要 ・パークセンターの会議室で子育て支援の講座、イベントを開催 ▶ベビーマッサージ教室（H24 開始・春と秋に実施・各3回の講座） ▶ファーストサイン教室（H25 開始・春と秋に実施・各3回の講座） →赤ちゃん（お座り～おしゃべり前）とのコミュニケーション講座 ▶産後リメイクボディ教室（単発） ▶パパとママのベビーマッサージ体験教室（単発・春と秋） ・講座の終了後に、参加者に対して講座に関するアンケートを実施している。 ・産後リメイクボディ教室や父親も含めたベビーマッサージ教室は、アンケートの結果をうけて開催したもの。 ○配慮事項 ・会場設営 ・赤ちゃんイベント実施時は、オムツ替え時に使える防水シート、床に敷くマットを用意し、空調による温度管理や衛生面に特に注意している。 ・小さな子供の目線に指はさみ危険の表示を貼る。 ・赤ちゃんイベント時は授乳する母親もいるので、外から見えないよう入り口に目隠しをする。 ・蚊や虫などの注意 ・親子で遊べる機会の提供 ・小学2年生以下は保護者同伴などの注意事項を記載して告知。 ・公園を活かした自然観察会や、一緒に体験できるものなどを多く開催。 ・参加者の体調管理に留意し水分補給などの呼びかけを行うほか、公園内には害虫なども生息しているため、必要な注意喚起を必ず行っている。 ・子どもの幅広い年齢層への対応 ・内容によって対象年齢を分ける。 ・赤ちゃんイベントについては、月齢に合わせた内容・対象にし、室温や衛生面に特に注意。 ・子育て中の親への情報提供・交流 ・赤ちゃん講座の際に毎回終わりの20分程度を親同士の交流の時間とし、子育ての悩みや親同士の交流が図れるようにしている。また講座の講師はロイヤルセラピスト協会認定講師であり、質問なども出来る時間としている。 ・保護者のための施設整備における配慮 ・普段は講座を行っているパークセンター内会議室が休憩スペースとなっている。 ・その他 ・男性の子育て参加を応援するため、「パパママ講座」の開催など、男性も一緒に参加できる親子のイベントを企画している。
	支援体制	○運営体制 ・ロイヤルセラピスト協会認定講師（外部講師）を招き、ベビーマッサージ教室、ファーストサイン教室については連続3回講座、パパママについては1回単発の講座を春と秋に実施している。 ・保育士の有資格者（所長、主任2名の女性）を配置している。主任については、子育て支援センターでの勤務経験あり。 ・赤ちゃん講座を行う際は、授乳する母親がいる為、女性スタッフにて対応。

事業効果		<p>○事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑のある中で行うことは開放感があり、リラックスできるとの声がある。教室の後も、公園で散歩をするなどができる。施設（子育て支援）に行くというよりも公園に行くという方が、参加しやすいとの意見あり。 ・公園としては、その後のイベント参加リピーターへ繋がる効果がある。子供たちの成長を一緒に見守り、公園を好きになってもらえる。
その他の取組状況		<p>○他部署・機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣保育園5校と共に作り上げるイベント（七夕飾りや日本庭園ライトアップイベントでの灯ろう作成の協力等を依頼）。 ・近隣福祉施設（高齢者・知的障がい者）と協力した清掃活動・花植え活動 ・近隣教育機関の職場体験等受け入れ
配慮事項	安全面	<p>○公園内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な生き物などに関する周知徹底 ・赤ちゃんイベントの際は気候の良い時期に実施（真夏・真冬は避ける） ・台風など天候が不安定な時は中止や延期の措置を取るなど、公園へ向かうまでの間の状況にも注意。 ・危険個所などがあれば、柵や掲示にて告知。
	防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・年に1度近隣居住区の防犯委員会と共に公園内のパトロールをし、危険個所や照明不灯が無いかなどを確認。毎日の巡回、安全管理を徹底している。
	衛生面	<ul style="list-style-type: none"> ・パークセンターでの手消毒ジェルなどの設置。
	その他	<p>②子どもの健全な成長への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園ならではの自然素材（木の実や落ち葉など）を使った工作会など、自然に触れられ、想像力を伸ばせるようなイベントを多く開催。体験型のイベントなど。
備考		<p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援のために配置している屋内施設はなく、多目的に利用しているため、常時子育て中の親子を受け入れ支援をしたり、遊び場として開放することはできていない。

(平成29年11月調査時点)

1 4. 地域・教育事業と連携した子育て支援

公園名	都立小山内裏公園	公園種別	総合公園	面積	67.7ha (45.9ha)	開園年月	平成 16 年 7 月
所在地	東京都町田市小山ケ丘 2・4 丁目、八王子市南大沢 4・5 丁目、鎌水 2 丁目			公園管理者	東京都（建設局公園緑地部）		
指定管理者	公益財団法人東京都公園協会						



(出典：(公財)東京都公園協会 HP <https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/map064.html> (令和 3 年 3 月 1 日閲覧))

小山内裏公園平面図



パークセンター外観



ゆうゆうくらぶ



いきいき交流の集い



いきいき交流の集い

(写真提供：東京都西部公園緑地事務所)

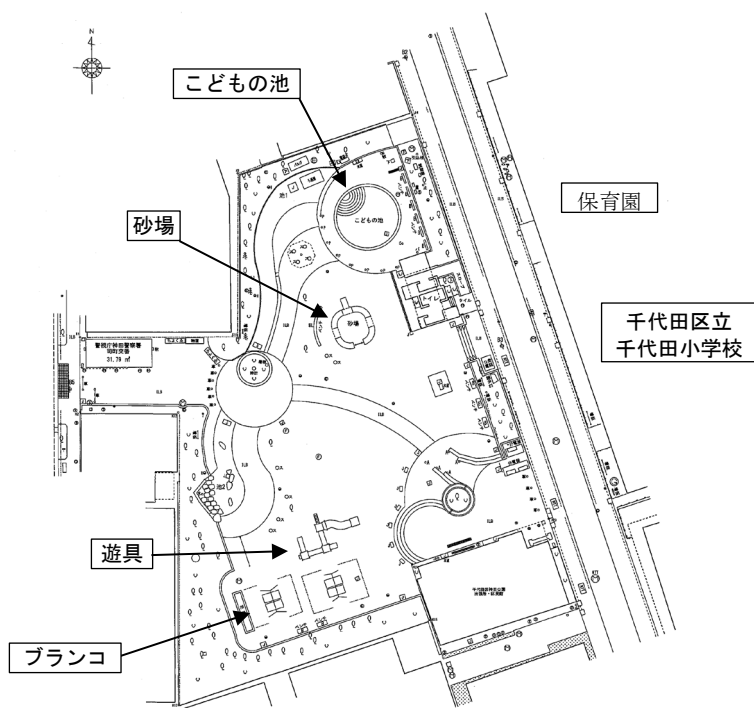
都市内での配置	<ul style="list-style-type: none"> 多摩丘陵の主稜線上に位置し、北側は多摩川の支流である大田川の源流部に当たり、湧水豊かな谷戸の地形が良好な姿で保存されている。公園の大部分は雑木林で覆われ四季を通じて様々な生きものが見られ、多摩地区では希少な動植物が生息している。多摩ニュータウンの団地や多摩境駅周辺商業団地に近接し尾根緑道を境に八王子、町田両市に位置している。 京王線多摩境駅より徒歩 10 分。京王線南大沢駅よりバス 5 分。 	
公園の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体や利用者、指定管理者がお互いに協力し合い、地域の子育て世代や就労支援学校の活動を支援。 	
ハード面	背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> 東京都が公園施設の設置を検討する際、開園前から活動していた地元のボランティア団体の意見・要望を聞いて設置。
	実施プロセス	<p>昭和 45 年 12 月 小山公園 都市計画決定 (17.3ha) 昭和 54 年 3 月 内裏公園 都市計画決定 (14.0ha) 平成 12 年 12 月 鐘水小山緑地 都市計画決定 (35.8ha)</p> <p>都立小山内裏公園は、2つの都市計画公園(小山公園、内裏公園)の区域と1つの都市計画緑地(鐘水小山緑地)の区域の一部を合わせて1つの都市公園として開園している。</p> <p>平成 16 年 7 月 開園 (45.7ha) 都立公園初の指定管理者制度開始 平成 17 年 2 月 追加開園 (45.9ha)</p>
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動等各種事業のため、ミーティングルームやシンク、カウンターがサービスセンター館内に設置されている。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 東京都福祉保健局の「赤ちゃん・ふらっと事業(※1)」に協力し、授乳やおむつ替えができる施設として登録し、ベビーベッドや授乳用のいす等を備えたスペースを備えている。 親も含めたすべての利用者のために、パークセンター屋内から屋外に続くテラスに、休憩用・憩いのためのイスとテーブルを設置している。 パークセンター内展示室に、子ども向けの絵本コーナーを設置したり、動植物や昆虫に関する展示を設置することにより、自然に親しめる配慮をしている。
ソフト面	背景と目的	<p>ボランティア団体「どんぐり分校」と協力した活動及び都立南大沢学園と協力した取組は、ボランティア団体主体で活動を開始した。活動の一部は、「八王子ふれあい・いきいきサロン事業(※3)」として八王子市の支援を受けている。</p> <p>平成 18～20 年 「多摩・島しょ子ども体験塾事業(※2)」の支援で育児サロン等に必要な設備・備品を整備</p> <p>平成 21 年～ 「八王子市ふれあい・いきいきサロン事業(※3)」の支援で、接客の実習として来園者に提供する飲料やお菓子を購入</p> <p>平成 22 年 どんぐり分校が NPO 法人化</p>
	内容	<p>(子育て支援)</p> <p>(1) ゆうゆうクラブ: 指定管理者がボランティア団体「どんぐり分校」と協力し、以下の活動を実施</p> <p>上記ボランティアと地域住民、指定管理者が連携し、月齢児の親子等を対象にした「公園育児サロン」を週 1 回程度開催(予約不要)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士資格をもったボランティアや近隣の保育園職員が運営。 <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアの畑グループが地域の保育園向けに「里芋掘り」体験を実施。 <p>(就業体験)</p> <p>(1) 指定管理者がボランティア団体「どんぐり分校」と協力し、以下の活動を実施</p> <p>隣接する都立南大沢学園(就労支援学校)の生徒が上記ボランティア指導のもと、公園のパークセンター内で接客等の実習を週 2 回(10:00～13:00)実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品コースと福祉コースの生徒を受け入れている。 各回生徒 4～5 人、付添いの教員 1～2 人、どんぐり分校のボランティア 2～3 人で運営。 学校での事前学習と教員の補助が充実しており、上記ボランティアは、主にお客さんとの交流・コミュニケーションを意識してサポート。 <p>(2) 指定管理者指導のもと、都立南大沢学園と協力し、以下の活動を実施。</p> <p>就労支援学校「都立南大沢学園」の生徒が、作業実習の場として園内各所の剪定(不定期)や清掃作業(週 1 回程度)を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 館内は福祉コース、園内はエコロジーコースが担当。 エコロジーコースは掃除のほか、剪定や畑の手入れも実施。 スケジュールは学校が管理しており、その都度、指定管理者と学校で作業内容を相談。 作業は造園などの専門性をもった教員の指導のもと、生徒と教員で実施。 <p>(多世代交流)</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月第 1・3 水曜日に「いきいき交流の集い」を開催し、地域住民交流の場を提供している。ボランティアや地域協力者と協働で、ミニコンサート、就業体験、公園育児サ

		<p>ロン、だれでも自由に演奏できるピアノ、里山移動図書館等を運営し、子どもから高齢者まで、多世代交流の機会を創出している。</p>
	支援体制	<p>・コンサートや就業体験、公園育児サロンのチラシ・ポスター作成や園内掲示といった広報活動は職員が積極的に協力実施している。</p>
	事業効果	<p>○利用促進</p> <p>・町田市子ども生活部と公園が協力し、地域の保育園の持ち回りで子育て支援イベントを実施。</p>
	その他の取組状況	<p>・パークセンター内展示室に、子ども向けの絵本コーナーを設置したり、イベント時を中心に屋外で読書に親しめる「里山移動図書館」を開催している。動植物や昆虫に関する展示を設置することにより、自然に親しめる配慮をしている。</p> <p>・パークセンター前の舗装路にチョークで自由にお絵かきできる「らくがきロード」等アート遊びを行う里山アートイベント、近隣保育園の園児たちが色付けしたこいのぼりを飾るこどもの日イベント、親子で参加可能な昆虫観察会、スマホアプリを活用して公園内で遊べるプレイコンテンツなどを企画・提供している。</p>
配慮事項	安全面	<p>○公園内</p> <p>・毎月、職員による遊具を点検している他、年に2回専門業者による点検を実施している。</p> <p>・トイレや遊具など小さなお子様の利用が多い場所や公園利用者数の多い時季は、樹木点検を重点的に行うことで、落枝事故等の未然防止に努めている。</p> <p>・車いすやベビーカー等が通行しやすい「バリアフリー対応ルート」を公園リーフレットに記載し、パークセンターでの配布やホームページへの掲載を行い、周知に努めている。</p> <p>・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出の事務連絡や、国や都のガイドラインを踏まえた感染防止対策を徹底し、施設利用時の検温とマスク着用、定期的な消毒と換気、社会的距離の確保等感染症拡大防止に努めている。</p>
	防犯	<p>・警察 OB で構成される安全防犯チームが定期的に公園を巡回・監視し、防犯・事故予防の視点から園内チェックを行っている。</p> <p>・普段から所轄警察との連絡・協力関係強化に努めている。</p> <p>・利用者への声かけやコミュニケーションをこまめに行い、防犯に関する情報収集に努めている。</p> <p>・通勤通学に使われている主要園路の一部と、住宅街に隣接する広場に園路灯が設置されている。</p>
	衛生面	<p>・公園内及びパークセンター内トイレは、週3回程度の清掃（委託）及び職員による毎日巡回・適宜清掃を行っている。さらに、高圧洗浄を始めとする特別清掃を適期に行うことで衛生面のさらなる向上に努めている。</p> <p>・パークセンター内のトイレには石鹸を、センター入口には消毒用アルコールを設置している。</p>
	備考	<p>※1 赤ちゃん・ふらっと事業 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/akachanflat.html（令和3年3月1日閲覧）</p> <p>※2 多摩・島しょ子ども体験塾事業 H18～21 まで実施。現在は「多摩・島しょ広域連携活動助成事業」となっている。 http://www.tokyo-mayors.jp/taikenjuku/project/outline.html（令和3年3月1日閲覧） https://www.tokyo-mayors.jp/katsudo/kyodo/renkei.html（令和3年3月1日閲覧）</p> <p>※3 八王子市ふれあい・いきいきサロン事業 高齢者自らが居住する生活圏の中で、誰もが気軽に参加でき、高齢者同士または世代を超えた仲間づくりの場を提供するサロン活動の場を八王子市が指定し支援する事業。高齢者の外出機会を増加させ、孤独感や引きこもりの解消につなげ、地域社会における健康でいきいきとした生活の実現を図ることを目的としている。 （留意点・課題）</p> <p>・ボランティア団体の継続性（高齢化による後継者不足）と、指定管理者制度による指定管理者切り替え時の引継ぎ。自治体や社会福祉協議会との連携体制の維持。</p>

（平成 29 年 11 月調査時点：一部時点更新）

15. 私立保育所が代替園庭として利用する公園の再整備と公園安全利用指導員による見守り

公園名	神田児童公園（ほか）	公園種別	街区公園	面積	0.22ha (0.22ha)	開園年月	昭和6年1月
所在地	千代田区神田司町 2-2		公園管理者	千代田区（道路公園課）			



神田児童公園 平面図（千代田区提供平面図をもとに作成）



公園全景



遊具



公園内喫煙禁止カンバン



公園内禁煙の案内



砂場



バケット付きブランコ

	<p>都市内での配置 小学校、保育園と道路を挟んで隣接している。大通りと連絡する入口がある。</p>
	<p>公園の特徴 大型遊具がある。多くの子供が遊んでいる。サラリーマンの利用も多い。</p>
ハード及びソフト面	<p>背景と目的</p> <p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、「ちよだみらいプロジェクト」施策の目標、「保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます」に基づき実施するものである。 ・増大する保育需要に対応して民間保育所を誘致・整備しているが、新規開設園について専用の園庭を設置することが困難な状況であるため、利用者の増加が見込まれている。 <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替園庭で園児たちが安心して安全に遊ぶことができるよう、遊具等の整備や禁煙時間帯の設定などを行っていく。
	<p>実施プロセス</p> <p>平成 27 年度 事業開始 平成 28 年 1 月 パブリックコメント実施</p>
	<p>「代替園庭利用の公園・児童遊園の整備」事業（子ども部 子ども支援課）</p> <p>○事業年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度～平成 29 年度 <p>○対象公園等</p> <p>都市公園 11 箇所、児童遊園 3 箇所、国有地 3 箇所 (平成 29 年実施内容)</p> <p>(1) 整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美倉橋東児童遊園の全面改修を完了 ・堀留北児童遊園の砂場の砂を衛生維持のため除去及び補充 ・宮本公園に飛び出し防止用ガードコーンを設置 ・神田児童公園の滑り台安全柵改修 <p>(2) 公園安全利用指導員による見守り</p> <p>園児が安心して安全に遊ぶことができるよう、公園安全利用指導員による公園・児童遊園の巡回や私立保育所の戸外活動への帯同、近隣に不審者情報があった保育所への見回りなどを実施した（今後も公園安全利用指導員による見守りは継続）。</p> <p>(平成 28 年度実施内容)</p> <p>(1) 整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美倉橋東児童遊園の全面改修に着手 <p>(2) 禁煙の呼びかけ</p> <p>平成 28 年 4 月から代替園庭として利用している西神田公園、五番町児童遊園、神田児童公園、佐久間公園、和泉公園、淡路公園の公園・児童遊園については、禁煙 時間帯（午前 10 時～12 時）を設定したり、子どもが利用している間の禁煙の呼びかけ看板を設置するなど、禁煙の協力を公園利用者に呼びかけを実施した。</p> <p>(3) 公園安全利用指導員による見守り</p> <p>園児が安心して安全に遊ぶことができるよう、公園安全利用指導員による公園・児童遊園の巡回や私立保育所の戸外活動への帯同、近隣に不審者情報があった保育所への見回りなどを実施した。</p> <p>(平成 27 年度実施内容)</p> <p>(1) 整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西神田公園の砂場周囲への柵を設置 <p>(2) パブリックコメントの実施</p> <p>公園や児童遊園の整備を行うにあたり、各出張所や保育園等に意見箱を設置するとともに、ホームページ上で整備に関するパブリックコメントを行った。</p>

		(実施期間 平成 28 年 1 月 5 日～22 日)	単位 (件)
		要 望	要望数
		喫煙対策などパトロールの強化	132
		乳幼児用の遊具の充実・整備	72
		砂場等の整備により園児専用の遊び場を確保	37
		安全対策整備 (危険個所の改修、安全柵等の設置)	34
		園児専用の利用時間帯の設定	31
		その他	38
		計	344
	支援体制	道路公園課：事業実施主体 (整備) 子ども支援課：公園安全利用指導員による見守り、各園との調整やニーズ調査、公園利用者への聞き取り等	
	事業効果	私立保育園が代替園庭として利用する回数が増加している。	
配慮事項	安全面	○公園まで ・歩道の確保、近隣駅のバリアフリー化 ○公園内 ・出入口及びトイレのバリアフリー化	
	防 犯	・誰でもトイレの不正利用 (路上生活者等の長時間使用) 等がないかパトロールで確認	
	衛生面	・日常的清掃、砂場周りに柵を設置、公園内の禁煙実施	
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・トイレ内ベビーチェアの設置 ②子どもの健全な成長への配慮 ・子どもが自然に触れられる (池、植栽等) ③子どもの年齢層への配慮 ・ブランコについてイス型とバケット型を設けて、児童、幼児ともに利用できるよう配慮をしている。 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・他の公園でプレーリーダーの配置を行っている (子どもの遊び場事業)。 ・喫煙防止のパトロールを行っている。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・多目的トイレの設置、遊び場の近くにベンチを配置	
	備考	参考資料： ○ちよだみらいプロジェクト-千代田区第 3 次基本計画 2015- (平成 27～36 年度 出典： https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/shisaku/sogokekaku/mirai-project.html (令和 3 年 3 月 1 日閲覧) ○千代田区主要施策の成果 (平成 29 年度、平成 28 年度、平成 27 年度) 出典： https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/zaise/shisaku/index.html (令和 3 年 3 月 1 日閲覧)	

(平成 30 年 11 月調査時点)

16. 乳幼児対象のプレーパーク「おひさまびよびよ」の開催

公園名	都立光が丘公園	公園種別	総合公園	面積	60.7ha (60.7ha)	開園年月	昭和56年12月
所在地	東京都練馬区光が丘4丁目1番1号			公園管理者	東京都（建設局公園緑地部）		
指定管理者	公益財団法人東京都公園協会						



(出典：光が丘公園 HP <https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/map023.html> (平成31年2月閲覧) をもとに作成)
都立光が丘公園平面図



お昼ご飯



広場斜面での穴掘り、水遊び



おひさまびよびよ受付



木に取り付けられたブランコ

都市内での配置		・都営大江戸線光が丘駅や商業施設と隣接し、周辺に光が丘団地がある。
公園の特徴		・プレーパーク等で子育て中の親同士が交流できる機会がある。 ・平日は乳幼児を対象にしたプレーパークを実施している。
ハード面	背景と目的	—
	実施プロセス	—
	内容	—
ソフト面	背景と目的	<p>平成 15 年 地域の子育てサークル主催で光が丘公園でプレーパークを開始（乳幼児～中学生を対象に平日と土日に実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレーパークでは大きな子供が走り回ったり、ノコギリや釘を使っているため、乳幼児を連れて来た親からは「危ないのうちの子供にはまだ早い」といった声が聞かれたが、平日の昼は小中学生の利用がないため、乳幼児連れの親子が集まってくるようになった。 <p>平成 19 年 小さな子供向けの冒険遊び場開始（のちの「ちびっこプレーパーク」「おひさまびよびよ」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日の昼は小中学生の利用がなく、安心して乳幼児連れの親子遊べるため、小さな子供向けの冒険遊び場づくり（ハザードを取り除いたうえで、小さな段差など小さなリスクを作る）を実施。 ・その後、活動名を「ちびっこプレーパーク」に名称を変更。「ちびっこ」をつけたことで小さな子供が対象であると認識され、参加者が急増。 <p>平成 21 年 乳幼児向けの室内遊び場（あそびっこはうす）を公園近隣に設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親への教育・支援の必要性が課題として見られ、子育てひろばへ登録。 ・親は誰かと話せる環境に満足したが、遊びが足りていない子供に室内は不十分であった。 ・練馬区の「民設子育てひろば事業」（※1）として助成を受ける。 <p>平成 23 年 子育てサークルを NPO 法人化し「NPO 法人あそびっこネットワーク」設立。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・練馬区の「外遊びの場の提供事業」（※2）として助成を受ける。 <p>平成 27 年 活動名を「おひさまびよびよ」（愛称：おひびよ）に変更 令和元年 法人名を「NPO 法人 PLAY TANK」に変更。</p>
	内容	<p>○おひさまびよびよ概要 開催：毎週木・金曜日 9 時 30 分～13 時 30 分 参加費：無料（予約不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人あそびっこネットワークが 0～3 歳の親子を対象にプレーパーク及び子育て支援を実施。 ・子育て経験のある地域の主婦または乳幼児に関わる仕事をしている保育士が「子育て支援者」としてサポート。子育て支援者には子育て支援と外遊びにおけるハザードの取り除き方を教育。 ・屋外での活動ではあるが、室内の地域子育て支援拠点（※3）と同様に、育て支援センターとの連携や親への子育てノウハウの教育を実施。 ・公園の近隣には子育て支援のための屋内施設「あそびっこはうす」を設置。外遊びに抵抗のある親への導入として活用し、おひさまびよびよの見学会等を実施。 <p>○占用許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光が丘公園芝生広場の南側の一部（5,000 m²）を、開催日に関し、東京都から占用許可を受けている。たき火遊び、水遊び、木登り、穴掘りなどの実施については、公園占用許可書に「指定した場所以外で火の使用や穴掘り等の禁止行為を伴う活動をしないこと。」と記されている。また、「占用に関する細部については、光が丘公園サービスセンター長の指示に従うこと。」とされている。 <p>○利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天候がよければ一日あたり 10 組～60 組の参加がある。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、「おひさまびよびよ」は、練馬区内の都立光が丘公園を含む都立公園 3 カ所及び区立公園 3 カ所の計 6 カ所で開催している。
	支援体制	<p>おひさまびよびよ運営：NPO 法人あそびっこネットワーク（※4） 公園でのサポート：指定管理者 公益財団法人東京都公園協会 占用許可：東京都東部公園緑地事務所</p>
事業効果		

その他の取組状況		<ul style="list-style-type: none"> ・プレーパークの他、様々な体験を通じて子どもたちに自然の大切さを体感してもらうことを目的として、自然観察会、木登り体験イベントを開催 ・自然観察会は、「NPO 法人みどり環境ネットワーク!」、「NPO 法人生態工房」の協力を得て公園サービスセンターが主催 ・木登り体験は、「特定非営利活動法人ツリーマスタークライミングアカデミー南関東ブロック」が運営し、公園サービスセンターがサポート。
配慮事項	安全面	<ul style="list-style-type: none"> ○公園まで ・公園へのアクセスについてホームページ等で分かりやすく案内（複数の交通手段、駅からのアクセス等） ○公園内 ・各施設の点検及び補修 ・園路の不陸等の補修 ・樹木点検及び剪定 ・遊具定期点検及び補修
	防 犯	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び警備員 ・警察による園内巡回 ・樹木剪定（死角を無くす） ・防犯カメラの設置
	衛生面	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ、水飲み場、ベンチ、授乳室等の清掃
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・パークセンター内に授乳及びおむつ替えスペースの設置。 ・園内トイレにベビーベット（6号トイレ）とベビーチェア（7号トイレ）を設置。 ②子どもの健全な成長への配慮 ・自然観察会等を開催し、自然に触れられる機会を提供。 ・防災訓練等は実施し、防災について学ぶ機会を提供。 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・プレーワーカー（スタッフ）の配置（プレーパーク） ・年に4回、近隣住民と園内の死角を無くすため、剪定作業を実施。 ・光が丘公園サービスセンターが、主に広場の樹木の枝折れ取りや剪定、地面の整備などの環境整備や工作に使う木の提供・運搬を手伝っている。 ⑧その他 ・子どもたちが気軽に立ち寄れる、親しみあるサービスセンター作り（季節にあった飾り付け等） ・職員による巡回時の声かけ
備考	<p>※1 練馬区民設子育てひろば事業 http://www1.g-reiki.net/nerima/reiki_honbun/a100RG00002451.html（令和3年3月2日閲覧） 練馬区教育委員会 ねりま子ども家庭支援センター「民設子育てひろば事業」補助金（21年度より29年度現在まで継続）</p> <p>※2 練馬区外遊びの場提供事業 http://www1.g-reiki.net/nerima/reiki_honbun/a100RG00002449.html（令和3年3月2日閲覧） 練馬区教育委員会 ねりま子ども家庭支援センター「外遊びの場の提供事業」補助金（23年度より29年度現在まで継続）</p> <p>※3 地域子育て支援拠点 厚生労働省がすすめる、子育ての不安感等を解消することを目的とした0～3歳の乳幼児親子が無料で利用できる公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所のこと。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/index.html（令和3年3月2日閲覧）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てひろば（東京都福祉保健局） https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/hiroba.html（令和3年3月2日閲覧） <p>※4 PLAYTANK プレイタンク（旧NPO法人あそびっこネットワーク） https://playtank.tokyo/（令和3年3月2日閲覧）</p>	

（平成29年11月調査時点）

17. 「森のようちえん」開催や子育て支援のサービス提供

公園名	大野極楽寺公園	公園種別	総合公園	面積	38.4ha (38.4ha)	開園年月	昭和41年
所在地	愛知県一宮市浅井町大野字小屋裏 1400			公園管理者	一宮市 (まちづくり部公園緑地課)		
指定管理者	(一財) 公園財団						



(出典：一宮市 HP <https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/shisetsu/kouen/1017179/1021068.html>
(令和3年3月2日閲覧))

大野極楽寺公園平面図



幼児利用の配慮 (赤ちゃんの駅他告知)



授乳スペース



幼児利用の配慮 (洗面所の踏み台)



森のようちえん (中学生との交流)



森のようちえん (花とのふれあい)



森のようちえん (木の実とのふれあい)

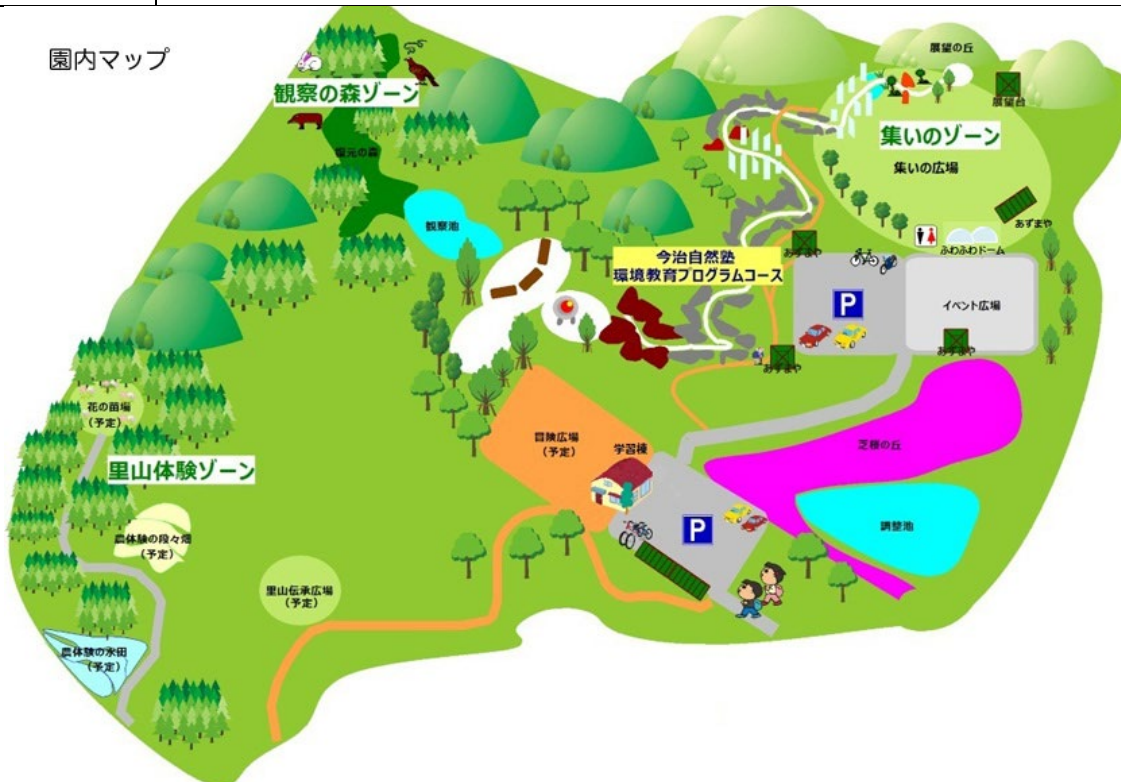
都市内での配置	<ul style="list-style-type: none"> 大野極楽寺公園は木曾川（南派川）沿いにある公園 	
公園の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する公園の特徴は、一宮市赤ちゃんの駅事業^{*1}に登録、授乳スペースの確保、遊び場スペースの設置、多目的トイレにベビーベッドを設置（一宮市）、管理棟トイレに足載せ台、子ども用便座設置、子供用サンダルの設置（指定管理者）。 子育て環境も含む公園周辺の状況としては、ファミリー・サポート・センター事業^{*2}の実施。 	
ハード面	背景と目的	<p>大野極楽寺公園では、子育て世代でも公園を快適に利用できるよう、一宮市公園緑地課と共に授乳スペースの確保やキッズスペースの設置等を進めてきた。そのような中、一宮市子育て支援課において「赤ちゃんの駅」という事業（H29）が立ち上がったため、同事業への参画を機に、ハード面において更に利便性の向上を図ることとした。</p>
	実施プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 資産となるような設置物や、建物の躯体の改変については一宮市が長期スパンで計画的に対応。 仮設物や消耗品等の設置については、指定管理者が利用動向を見つつ対応。
	内容	<ul style="list-style-type: none"> 授乳スペースの設置ほか、キッズスペース。 指定管理者は、トイレの洗面台に乳幼児用の踏み台、小さいスリッパ、小さい便座を置いて対応している。 <div data-bbox="427 674 1310 1261" data-label="Diagram"> </div> <p>(出典：指定管理者提供図面をもとに作成) 大野極楽寺公園管理棟</p>
ソフト面	背景と目的	<p>大野極楽寺公園では、指定管理開始当初より高齢者向けの取り組みを推進。しかし若年層、特に乳幼児等を抱えた親子向けの取り組みに欠けており、公園の幅広い利用推進のためにも、子育て支援事業の積極的な推進が必要と考えた。そこで、新たに市民活動との協働事業ならびに市の事業との連携等を行うこととした。</p> <p>①森のようちえん活動受け入れ 子育て支援に力を入れたいと考えていた時に、地元の方々から公園で活動したいとの申し出を受けたことがきっかけ。公園との連携を行う前は、個人サークル的に活動していたとのこと。公園での受け入れ態勢を整えるため、市役所とも調整し、許可を得た上で実施。なお平成28年度は回数も少なく試験的に活動していたが、平成29年度に入り年度事業として正式に運営を開始。</p>
	内容	<p>①森のようちえん 主宰：おさんぼや ふうのみ 活動実績 <ul style="list-style-type: none"> 未就園児親子対象 「さくらんぼ組」 年間 44 回 定期コース、年間 11 回 月一単発コース 2 歳児お預かり野外保育 「やまも組」 年間 36 回 定期コース その他 公園以外でも、0 歳児向けのベビーマッサージや英語読み聞かせ、助産師さんによるお話し会などを行っている。 </p> <p>②赤ちゃんの駅 一宮市が子育て支援の新たな施策として「赤ちゃんの駅」事業を始めたため、大野極楽</p>

		<p>寺公園、光明寺公園ともに登録を行ったもの。事業に協力していることを示すステッカーを貼り、一般に明示できるようにしている。</p> <p>③うごく子育てサロンこっこ※3 一宮市子育て支援センターに公園として協力することを申し出たところ、地元浅井町界限での移動子育て支援センター受入箇所が今年度は無いとの話を受けたため、大野極楽寺公園で月1回の受け入れを行うこととしたもの。</p>
	支援体制	<p>(以下の①～③は上記ソフト面の内容に対応した公園管理者側の支援体制)</p> <p>①広報協力、運営上必要となる資材の提供、活動場所の無償提供、優先予約等。また実施内容によって公園スタッフがサポート。</p> <p>②一宮市への情報提供のみ。</p> <p>③活動場所の無償提供、優先予約。 ・一宮市こども部子育て支援課</p>
	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・森のようちえん参加者が年々拡大。平成30年度は週4日ペースで開催中。平成31年度は週5日とし、主催団体をNPO化する方向で調整中。 ・一宮市の子育て支援事業も徐々に浸透。参加者が徐々に増加。 ・上記利用者からの口コミ等により、家族連れの公園利用も増加し、公園認知度向上に寄与している。
	その他の取組状況	<p>(指定管理者：(一財)公園財団)</p> <p>○子育て支援センターへの協力としては下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動子育て支援センターの受入 ・育児講座、公園へいっこ！等への協力 ・サポーター募集、イベント広報掲示等 ⇒子育て支援課への協力 ・児童育成連絡協議会会議の開催場所提供 ・子育て支援課事業の広報支援 <p>○利用指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火起こしの手伝い等（BBQコーナーにて） ・水源地などの普段利用禁止のエリアに案内することも実施している。
配慮事項	安全・衛生面	<ul style="list-style-type: none"> ・子供用の医薬品準備、スタッフに対してイベント開始前にその日行われる園内作業、危険箇所等の情報提供
	防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは子ども一人で行かせない。笛を持ち歩く等の工夫も。
	その他	<p>③子どもの年齢層への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食温めサービス、授乳スペース貸出、授乳用衝立購入など <p>④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的なサポート体制の確保は、ソフト検討時にサポートできる体制を考慮して作成 <p>⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親に対する支援は、休憩室掲示板に各種情報の提供
	備考	<p>※1 一宮市赤ちゃんの駅事業 一宮市の事業であり、子育て家庭が安心して外出できるよう、乳幼児を連れた方が授乳やおむつ替えのために立ち寄ることができる、一定の条件を備えた施設を「一宮市赤ちゃんの駅」として登録している。 (出典：一宮市 HP https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/jigyosha/annai/1019291.html (令和3年3月2日閲覧))</p> <p>※2 ファミリー・サポート・センター事業 いちのみやファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい方と子育てのお手伝いをしたい方がお互いに助け合う組織で、子育ての手助けをしてほしい方（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい方（援助会員）は、会員登録をし、会員の方が安心して相互援助が行えるよう、依頼会員には「説明会」を、援助・両方会員には「講習会」「説明会」を実施している。 (出典：一宮市 HP https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kurashi/kosodate/1000154/1001293.html (令和3年3月2日閲覧))</p> <p>※3 うごく子育てサロンこっこ 一宮市の事業であり、「こっこ」号が地域の施設におもちゃなどを積んで出かけ、「うごく子育てサロンこっこ」を開設、「こっこ」の会場では、親子で遊んだり、来所された方同士話をしたりすることができ、子育て相談や情報提供も行っている。 (出典：一宮市 HP https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kurashi/kosodate/1000154/1010631/index.html (令和3年3月2日閲覧))</p>

(平成29年11月調査時点)

18. 乳幼児用の環境教育プログラム「morikko (もりっこ)」を実施

公園名	今治西部丘陵公園 (しまなみアースランド)	公園種別	総合公園	面積	34.9ha (33.9ha)	開園年月	平成23年3月 (一部開園)
所在地	愛媛県今治市高地町2丁目乙429-1		公園管理者	今治市(公園緑地課)			
指定管理者	株式会社今治・夢スポーツ						

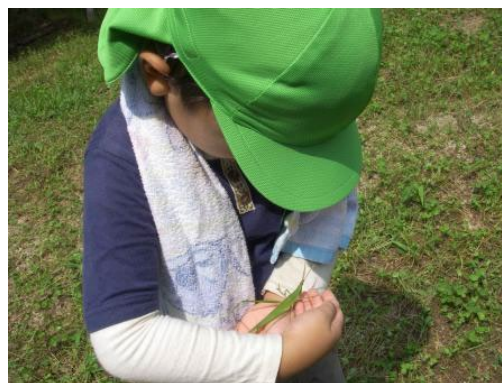


(出典：今治市 HP https://www.city.imabari.ehime.jp/kouen/seibukyuuryou/kouen_about/
(令和3年3月2日閲覧))

今治西部丘陵公園平面図



ふわふわドーム



morikko (生き物ふれあい)



morikko (草遊び)



morikko (木登り)

(写真提供：今治市)

都市内での配置		近くに住宅街がある、自然豊かな場所、駐車場があり車で来園が容易。
公園の特徴		<ul style="list-style-type: none"> 大きな芝生広場があり、芝生広場は平面で見通しがよい。 環境教育の場がある。
ハード面	背景と目的	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで、タオルの生産等、商業の街であった今治市が、今治に広がる豊かな自然と共存することによって、『心の豊かさ』と『本当の幸せ』を感じられる街づくりを目指し、今治自然塾の活動に留まらず、環境教育・体験都市として、今後も更なる発展に取り組むこととなった。今治自然塾がオープンした平成 23 年 4 月 17 日、今治市は今治自然塾宣言※1 を行った。 <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然に親しみ、体験を通じて自然との共生を学ぶことを目的に造られた。
	実施プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 今治西部丘陵公園（しまなみアースランド）は新都市開発の一環で造られ、平成 23 年 3 月 31 日に、全体面積 34.9ha のうち約 11ha がオープン
	内容	<p>○公園の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園の周辺には豊かな森が広がり、多くの動植物が生息している。 公園内には広い原っぱもあり、自然を身体で感じながら、思いっきり走り回ることもできる。 <p>○事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園：総事業費（うち用地費）46.9 億円（33.1 億円）（施設） 平成 24 年 3 月 30 日、公園内に学習棟がオープンした。 学習棟には貸室として、工房、レクチャールーム、展示室がある。ものづくり、講演会、会議、作品展示などの利用が想定されている。
ソフト面	背景と目的	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ハード面の背景に同じ。 <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然への「ありがとう」の心と「思いやり」の心を育むこと。 <p>○プロセス（幼児環境教育プログラム「morikko」）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年から計画、同年 12 月からプレスタート 平成 24 年から本格的に受入開始
	内容	<p>（今治自然塾 幼児環境教育プログラム「morikko（もりっこ）」※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児を対象にした、自然体験型の環境教育で、子ども主導の時間（ゴールデンタイム）と大人主導の時間（プログラム）を設けており、それぞれの時間がより活かされるように構成されている。様々な体験を通して、自然と子どもの距離を縮め、自然と正しい付き合い方ができるヒトの育成を目指す。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> インストラクターの人材不足
	支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 市の子育て支援課の協力の下、遠方の保育所からも参加できるようバス代を予算化。（その他の関連団体等） 市内子育てサークルの体験として利用有 市内幼稚園が「morikko」の体験を実施
事業効果		<p>○事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体で来てくれる園とのつながりができた。 年間を通して同じプログラムを行なうのではなく、時期や参加者の要望に合わせてプログラムを考案していくことで、満足度があがり「また来たい」と思っただけ。 <p>○事業効果の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者や引率者との振り返りの実施
その他の取組状況		<p>（「morikko」以外の子育て支援のイベント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児から参加できるイベントの実施（アスファルトにチョークでお絵かき等） 天体望遠鏡を使った星空観察会（その他のプログラム） <p>○今治自然塾 環境教育プログラム</p>
配慮事項	安全面	<p>（公園内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 多目的なトイレの設置、遊具点検、園内巡視、園内放送
	防犯	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場利用時間の制限、園内照明の消灯
	衛生面	<ul style="list-style-type: none"> トイレの清掃、施設の点検・清掃

	<p>その他</p>	<p>①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを多目的にし、オムツの交換などにも利用可 ・施設内にチャイルドスペース（プレイマット）を設置 <p>②子どもの健全な成長への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然を身近に感じ自然に対し感謝の気持ちを持てるような体験活動 ・野外での活動を通して人間性を高める活動 <p>③子どもの年齢層への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが能動的に主体となって遊ぶ時間を大切にすることで、それぞれが年齢にあった楽しみ方を見出している。 ・3歳未満のお子さまもいろいろな植物を触ったり、木や石を叩いて音を楽しんだりしている。 <p>⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催時には対象年齢を儲け告知する。 ・イベントへの参加者同士が交流を持てる機会を持つ。 <p>⑥保護者のための施設整備における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊具側に屋根つきの大型休憩所を配置 ・多目的トイレの設置 <p>⑦親子で遊べる機会の提供における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催の曜日や時期を考え、親子で参加しやすいようにする。同じことをやっても難易度を変えて子供も親も幅広い年齢層が楽しめるよう企画。
	<p>備考</p>	<p>(少子高齢化対応における課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元管理の公園において、高齢化に伴い、管理の継続が難しくなっている。 <p>※1 今治自然塾宣言 (出典：今治市 HP https://www.city.imabari.ehime.jp/kouen/seibukyuuryou/kouen_imabari/ (令和3年3月2日閲覧))</p> <p>※1 今治自然塾 幼児環境教育プログラム「morocco」 (出典：今治市 HP https://www.city.imabari.ehime.jp/kouen/seibukyuuryou/moriiku/ (令和3年3月2日閲覧))</p>

(平成30年11月調査時点：一部時点修正)

4. 事例集（保育所等施設占用）

事例集の見方

都市公園内に保育所等施設を設置している地方公共団体（保育事業者を含む）へのアンケート調査結果をもとに、以下の事項についてとりまとめた。

◆概要

保育所等施設を設置している該当公園の概要について、以下の項目について記載した。

項目	記載内容
公園名	占用許可により保育所等施設を設置している公園の名称。
公園種別	住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、広域公園、国営公園、緩衝緑地等の種別
面積	計画面積及び調査時点の開園面積 (計画面積()内は開園面積) 例：52.1ha(40.5ha)
開園年月	最新の開園年月
所在地	該当する公園の所在地
公園管理者	自治体等の公園管理者。()内は主な担当課
指定管理者	指定管理者がいる場合の指定管理者名
図面等	都市内での配置図、公園平面図、保育所等施設設置写真、保育所等施設でのイベント等の写真等
都市内での配置	該当公園の都市内での地理的位置や交通機関からのアクセス、周辺の土地利用や主要施設の状況など
公園の特徴	該当公園の子育て支援上の特徴

◆保育所等施設設置の取組状況

公園内に、保育所等施設を設置するに至った背景及び目的、その実施プロセス、関連部署間での役割分担等の以下の項目について記載した。

項目	記載内容
背景と目的	保育所等施設を公園内に設置するに至った背景及び目的
実施プロセス	保育所等施設を公園内に設置するに際して行ったプロセス
公園選定経緯	保育所等施設を公園内に設置するに際して該当公園を選定した経緯
募集要項	保育事業者選定にあたり、募集要項等で公募している場合は、その要項等の名称及び公園の維持管理に関連する部分についての抜粋
公園改修（整備）	保育所等施設設置に併せた公園側での子育て支援関連の公園改修（整備）等
役割分担	保育所等施設設置や管理運営に際しての保育部局と公園部局での役割分担
その他	その他、保育所等施設設置における課題や苦勞した点や特筆すべき事項

◆保育所等施設概要

都市公園内に設置した保育所等施設の概要について、以下の項目について記載した。

- ・名称、事業主体、認可の区分、占用者、占用面積、占用期間、占用後の取扱、占用料、建物構造、延床面積、建築面積、開設年月日、開所時間（延長時間）、定員、園庭利用状況
- なお、園庭利用状況は、保育所等施設内に園庭を設置している場合はその設置面積、公園を園庭として利用している場合はその利用面積、また園庭の利用状況について回答があった場合はその内容を記載した。

◆公園の配慮事項

子育て支援機能を発揮するために配慮していることとして、安全面（公園まで、公園内）、防犯、衛生面のほか、「その他」として以下の項目（次頁）に対する回答があった場合に記

載した。なお、主に、地方公共団体の公園部局からの回答であるが、一部、保育事業者からの回答を含む。

項目	記載内容
その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ②子どもの健全な成長への配慮 ③子どもの年齢層への配慮 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ⑧その他

◆保育所等施設設置・管理運営における配慮事項

保育所等施設を公園内に設置するにあたり、その設置及び管理運営に関連する配慮事項として以下の項目について該当がある場合に記載した。

項目	記載内容
敷地の接道	保育所等施設の敷地と道路の接道状況
公園内での敷地選定	該当公園内における保育所等施設の敷地の選定方法
占用部分との境界	保育所等施設の敷地（占用部分）と公園部分の境界部の処理方法
インフラ整備	保育所等施設が電気、上下水道、ガス等を利用するためのインフラ整備について、その方法、公園側との工事の費用分担、占用許可条件等について
駐輪場等設置	保育所等施設利用者が利用する駐輪場の設置状況等
駐車場等設置	保育所等施設利用者が利用する駐車場の設置状況等
送迎時の主な交通手段	保育所等施設利用者の保護者の送迎時の主な交通手段
住民との合意形成	保育所等設置が決定してから設置されるまでの間の住民との合意形成のプロセス
地域や公園利用者への配慮	地域住民や公園利用者への配慮のための施設設計上の工夫や管理運営における配慮事項について示した。主には以下の項目について該当がある場合に記載した。 ○周囲との景観の調和（保育所等施設設置にあたっての周囲との景観の調和対策等） ○保育所等施設からの音の対策（保育所等施設における近隣地区への防音対策等） ○一般開放施設（施設利用者以外も利用可能な一般に開放している施設等） ○送迎時の安全対策（自動車、自転車の利用指導、警備員の配置等） ○地域交流（子育て相談、イベントの実施、地域との交流等）
公園の管理・運営への協力	公園の清掃や公園側で実施するイベント等への協力など公園の管理・運営への協力事項
保護者への配慮	保育所等施設利用者である保護者への施設設計上や管理運営上の配慮事項
園児への安全対策等	保育所等施設の園児に対する安全対策における配慮事項

◆事業効果

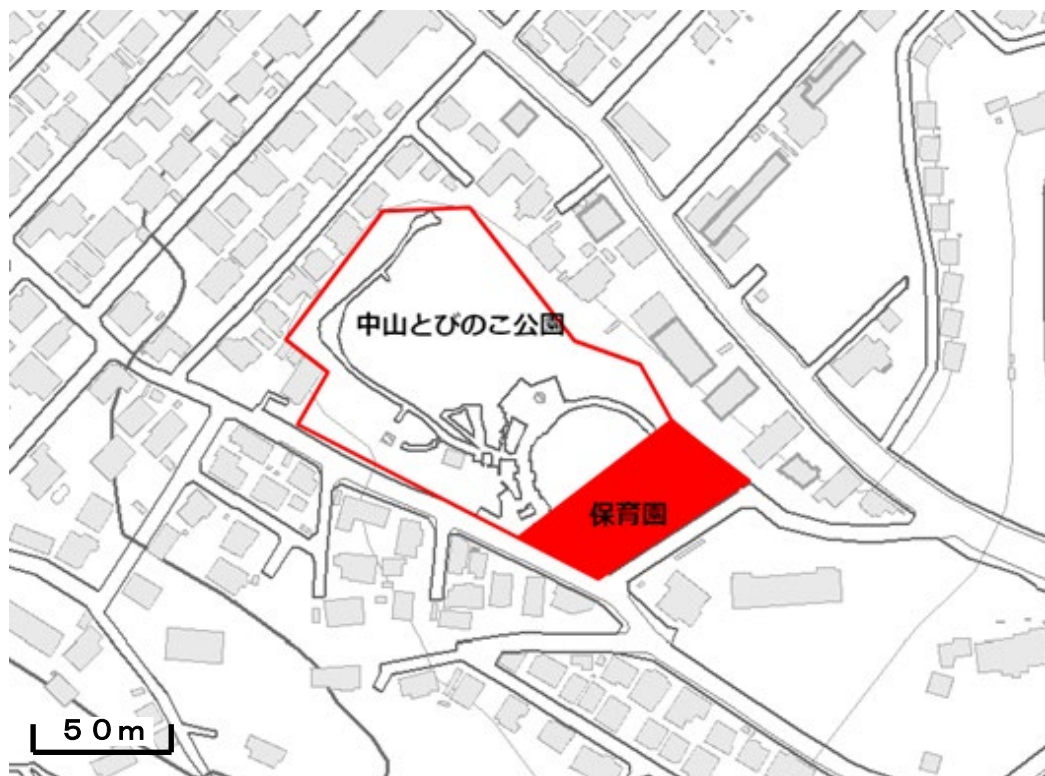
公園内への保育所等施設設置による事業効果に関する公園担当部局、保育担当部局、それぞれの意見と利用状況や利用形態の変化に対する回答が得られた場合に記載した。

◆その他

少子高齢社会への対応を鑑みた公園の整備・再整備、管理運営全般について課題や今後の予定等の特筆すべき事項がある場合、また、用語の説明等補足的に説明が必要な場合にその他として記載した。

1. 地域の商店街・町内会が設置・管理に参画

公園名	中山とびのこ公園	公園種別	近隣公園	面積	1.16ha (1.16ha)	開園年月	平成 11 年 4 月
所在地	仙台市青葉区中山二丁目 4-448 外		公園管理者	仙台市（建設局公園課、青葉区公園課総務係）			



中山とびのこ公園 平面図（国土地理院地図）



保育所全景



敷地内の駐車場



保育所内部



地域住民との張芝イベント



公園からみた保育所（右側の芝生広場は地域イベントで張芝を実施）



地元中学生との壁画アートイベント



イベントによる壁画アート

（写真提供：社会福祉法人中山福祉会）

都市内での配置	郊外の住宅地内にある。
公園の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊び場、地域の憩いの場として親しまれており、日頃より子どもから高齢者まで幅広い世代に利用されている。 ・西側広場にて月2回サッカー教室の利用がある。 ・地域防災計画において、地域避難場所に指定されている。
保育所等施設設置の取組状況 背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の待機児童数213人（前年度より-206人）で、依然として待機児童解消に向けた取り組みが必要な状況であった。また、保育需要が高い地域における保育所整備は急務であったが、保育所用地の確保が極めて困難な状況であった。 ・中山地区は、保護者の通勤経路途上にある地域であり、保育所の設置要望が高い地域であった。 ・特区を活用した都市公園内保育所設置を検討していたところ、中山地区の地元団体からの要望があり、中山とびのこ公園に整備することとなった。

中山地区における地域のコミュニティ活性化構想の一環

- 町内会や商店街などが一体なって地域のコミュニティ活性化構想をまとめ、その構想実現に向けた取り組みの一環

〈中山地域コミュニティ活性化構想〉

【まちづくりの柱】

- ① 地域内空き家ゼロのまちづくり
- ② 安心して安全に子育てできるまちづくり
- ③ 終の棲家として暮らせるまちづくり

◆ 中山地区の少子高齢化を解消し、中山地区コミュニティが持続していくことを目的として、子育て世代の中山地区への移住を促進し高齢者も安心して住むことのできるまちづくりを目指している。

◆ 安心して安全に子育てできるまちづくりを進めるため、今、地域に欠けている、特に若い世代の方々から要望の多い保育所を地域の中で確保したい。



中山商店街



中山商店街

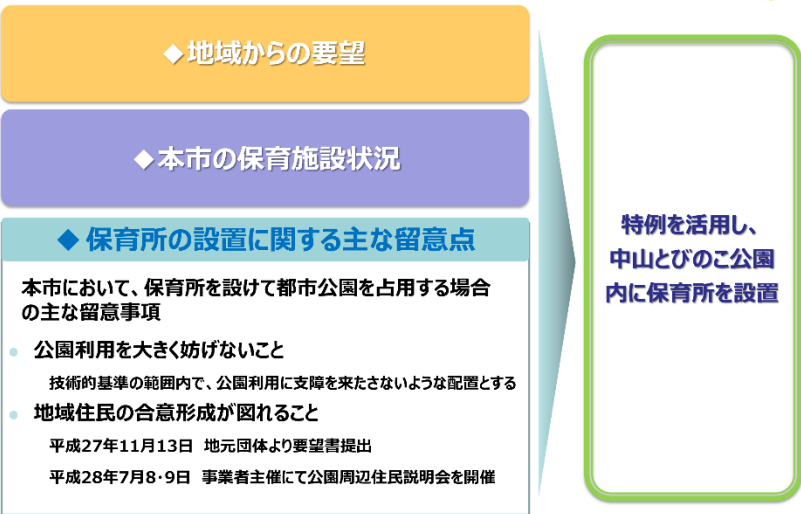


住宅地



特例を活用し、地元自ら社会福祉法人設立の上、中山とびのご公園に保育所の設置・運営を要望

中山とびのご公園に特例を活用



◆ 保育所の設置に関する主な留意点

本市において、保育所を設けて都市公園を占有する場合の主な留意事項

- 公園利用を大きく妨げないこと
技術的基準の範囲内で、公園利用に支障を来さないような配置とする
- 地域住民の合意形成が図れること
平成27年11月13日 地元団体より要望書提出
平成28年7月8・9日 事業者主催にて公園周辺住民説明会を開催

(出典：第74回市の都の環境をつくる審議会資料)

実施プロセス	平成27年8月	仙台市が国家戦略特区に指定					
	平成27年11月	中山商店街振興組合理事長、中山学区連合町内会長、なかやま街づくり委員会委員長の連名により、中山とびのご公園への保育所設置に係る要望書が提出					
公園選定経緯	平成28年7月	保育所事業者主催にて公園周辺住民説明会を開催					
	平成29年4月	開所					
募集要項	・募集要項は作成しておらず、その都度協議を行った。						
公園改修(整備)	・行っていない。						
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・公園担当部局：公園占有手続等。 ・保育担当部局：整備事業者の選定、施設整備費補助金の交付等 ・他：特区担当部局による国家戦略特区に係る手続き 						
その他	<p>○保育所設置における課題や苦労した点</p> <p>課題：事業者には公共の場である公園の占有であることを理解していただく必要がある。</p> <p>苦労した点：事前協議では、保育所機能・公園機能の双方を活用し、公園利用者や地域団体との相互の連携・交流を目指していたが、目標の開設日に向けた整備が先行し、十分な検討を行う時間を確保することが困難であった。</p>						
保育所等施設	名称	中山とびのご保育園	事業主体	社会福祉法人中山福祉会			
	認可の区分	認可(私立)	占有者	社会福祉法人中山福祉会		占有面積	2,061㎡
	占用期間	10年間(H29.4.1～H39.3.31)	占有後の取扱	原状回復	占用料	月額120円/㎡のところ、減免措置により年額140万円(当初5年間は2分の1)	
	建物構造	鉄骨造2階建て	延床面積	約900㎡		建築面積	㎡

概要	開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日	開所時間 (延長時間)	7 : 15~19 : 15 (18 : 15~19 : 15)	定員	90 名
	園庭利用状況	・園庭あり (300 m ²)				
公園の配慮事項	安全面	○公園内 ・通常の公園管理の一環として、公園内の遊具については定期点検を実施している。				
	防 犯	・通常の公園管理の一環として見通しの確保等には努めている。				
	衛生面	・通常の公園管理の範囲内で実施している。				
	その他	②子どもの健全な成長への配慮 ・保育所以外の子ども達もこれまで通り自由に公園を利用できるよう配置等について保育所事業者と協議を行った。 ③子どもの年齢層への配慮 ・保育所設置にあたっては特に行っていない(既存遊具として幼児用遊具や複合遊具が設置されている)。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・保育所設置にあたっては特に行っていない(既存施設としてベンチや四阿、多目的トイレがある)。				
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	・接道している。				
	公園内での敷地選定	・これまでの公園利用を大きく妨げないよう配置に配慮した。				
	占用部分との境界	・フェンスにて分離				
	インフラ整備	・公園外からの引込み等インフラについては、すべて保育所設置事業者負担。				
	駐輪場等設置	・駐輪場を設置している。				
	駐車場等設置	・10 台分の駐車場を設置。				
	送迎時の主な交通手段					
	住民との合意形成	・反対意見もあったが、保育所事業者により説明会を開催するなどして対応した。 ・保育所事業者主催にて住民への説明会を開催した。				
	地域や公園利用者への配慮	○送迎時の安全対策 ・送迎等により車の往来が多くなることから地元住民からの意見を受け、保育所事業者にて誘導員の配置等を行った。 ○地域交流 ・保育園の擁壁に飾る壁画を本保育所の設計にも携わったアーティストや大学の指導の元、地元の中学生在がモザイク壁画を制作し、完成披露会を行った。 ・地域活性化の面としては、保育園の開園式の際に商店街の店舗が料理を提供するなどといった機会もあり、より地元の商店街を身近に感じてそれが客数などにもつながっているのではないかと感じている。				
	公園の管理・運営への協力	・保育園前の公園広場の芝生の状態がよくなかったため、保育所事業者の声掛けで、ゴルフ場より 300 坪の芝生の提供をいただき、仙台市の許可を得て、地域住民 120 名の参加により張り替え作業を行った。				
保護者への配慮	・駐車場、駐輪場の設置					
園児への安全対策等	・エントランスにオートロックが設置。					
事業効果	○公園担当部局 ・今のところ目立った変化は無い。 ○保育担当部局 ・待機児童が減少した。 ○利用状況や利用形態の変化 ・今のところ目立った変化は無い。					
その他						

(平成 29 年 11 月調査時点)

2. 地域住民による施設利用にも配慮

公園名	都立汐入公園	公園種別	総合公園	面積	12.9ha (12.9ha)	開園年月	平成 18 年 4 月
所在地	荒川区南千住八丁目		公園管理者	東京都（建設部公園緑地部）			
指定管理者	(公財) 東京都公園協会						



汐入公園 平面図（荒川区提供）



保育所正面（樹木は既存のものを活かしている）



公園植栽部との隣接側（柵はしていない）



屋上広場（一般利用可能）



テニスコート・園路との隣接部（柵あり）



テラス（園児の水遊びや子育て交流サロンでも使用）



保育所内に設置されている子育て交流サロン



エントランスホール（子育て支援イベントにも利用）



保育所内のようす（3、4、5歳児室）

都市内での配置	<ul style="list-style-type: none"> ・南千住駅より徒歩 12 分 ・近隣は多くの高層マンション、団地がある（住宅地に囲まれている）。 	
公園の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・親子連れなどの近隣住民の利用が多い。 ・子どもが遊べる複合遊具や噴水、のびのびと遊べる広場がある。 ・にじの森保育園（平成 29 年 4 月 1 日開設）の他に、汐入東小学童クラブ（平成 30 年 4 月 1 日開設）が占用許可施設として設置されている。 	
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所を整備した都立汐入公園がある南千住地域は、大規模な再開発によりファミリー世帯が多く流入しており、保育需要が非常に高い状況である。しかし保育施設は不足しており、平成 27 年 4 月時点で待機児童数が 6 人、平成 28 年 4 月時点で 24 人、平成 29 年 4 月時点で 41 人となっており、待機児童対策が必要な地域となっている。 ○国家戦略特区制度の活用意義 ① 区立しおいら保育室（定員 99 人）を廃止し、都立汐入公園内保育所（定員 162 人）を開設することで、保育定員を 63 人拡大 ② 保育所用地の確保に苦慮している中、周りの広大な広場を園庭代わりに利用できる。また、昨今、問題となっている「子どもの声」に対する苦情対策としても有効 ③ 区立しおいら保育室の廃止後は、同スペースを学童クラブ等として活用。保育需要増加への対応だけでなく、区の子育て施策全体にとっても有意義
	実施プロセス	<p>平成 26 年度より都市公園内へ保育施設等が設置できるよう規制緩和を求めてきた。</p> <p>平成 27 年 7 月 15 日 国家戦略特区法が改正⇒都市公園内への保育所設置が可能に</p> <p>平成 27 年 9 月 都立汐入公園内私立認可保育所整備・運営事業者公募要項配布</p> <p>11 月 26 日 東京圏国家戦略特別区域会議で区域計画の作成</p> <p>11 月 27 日 東京圏国家戦略特別区域諮問会議で区域計画の認定</p> <p>12 月 事業者決定</p> <p>平成 28 年 6 月 20 日 都立汐入公園内保育所部分の占用許可</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 開所</p>
	公園選定経緯	しおいら保育室周辺で整備可能な公園が汐入公園だったため。
	募集要項	<ul style="list-style-type: none"> ・都立汐入公園内私立認可保育所整備・運営事業者公募要項（平成 27 年 9 月 荒川区） →屋上園庭の一般開放と子育て交流サロン専用室の設置を義務付け
	公園改修（整備）	特別な対応はしていないが、日常の維持管理において、視認性確保のため、送り迎えで利用する自転車置き場脇の低木の高さを低くしたり、小さな子どもの目線から危険と思われる場所（広場の窪み、障害物、老朽化した設置物の除去）への対応他、受動喫煙防止の掲示物や声掛けによる注意喚起などを行った。
	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・公園担当部局（都）：保育所設置に係る占用許可、設置工事に係る工事占用許可及び利用調整

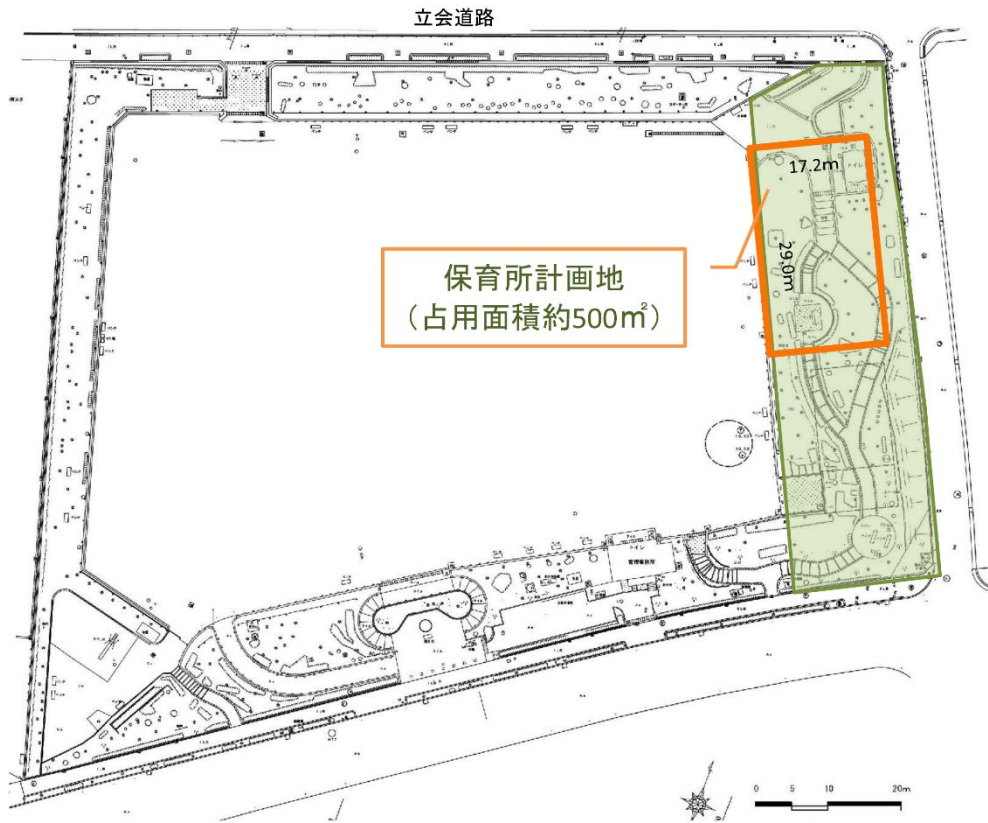
		・保育担当部局：運営事業者の選定、保育所の認可申請手続き					
	その他	○保育所設置における課題や苦勞した点 国家戦略特区の認定を受け、都市公園法の例外として、保育園を整備することができるようになったが、他の条文や法令、都の条例は遵守しなければならなかったため、関係部署（建築指導課等）と調整しながら進める必要があった。					
保育所等施設概要	名称	にじの森保育園	事業主体	社会福祉法人三樹会			
	認可の区分	認可（私立）	占用者	社会福祉法人三樹会	占用面積	1,604.62 m ²	
	占用期間	10年間（更新を妨げない）		占用後の取扱	原状回復	占用料	非公表
	建物構造	鉄骨造平屋建て	延床面積	1,401.73 m ² （1階 1365.18 m ² 、塔屋階 36.55 m ² ）		建築面積	1,365.18 m ²
	開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日	開所時間 （延長時間）	7：15～19：15 （18:15～19:15）		定員	162 名
	園庭利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内園庭なし（ただし屋上に一般利用者（予約制）が利用できる広場がある）。 ・公園を園庭とする場合の届出上の面積：1,500 m² ・汐入公園内のふれあい広場や多目的広場をよく利用する（よく使う時間帯は 10 時～11 時）。 ・汐入公園の他にも、瑞光橋公園やリバーハープ公園も利用する。 ・公園を利用する際は、帽子の色で他の園の児童と見分けがつくようにする、先生の見える範囲で行動させるといった点に注意している。 ・一般利用がない場合は、屋上広場も利用する。 					
公園の配慮事項	安全面	○公園内 ・園内は定期的に職員や警備員が巡回し、安全確保に努めている。 ・遊具等は専門業者による定期点検を行っている。					
	防 犯	・定期的に樹木を剪定し、見通しや園路灯の明るさを確保している。					
	衛生面	・職員や警備員による定期的な巡回を実施し、園内の衛生面等をチェックし、適宜清掃等を実施している					
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・園内のだれでもトイレにおむつ替えシートを設置している。 ②子どもの健全な成長への配慮 ・イベント時において、子どもが参加できる防災ワークショップやおえかき、おりがみなどのプログラムを行っている。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・夏場は、子ども達が多く遊ぶ噴水近くのベンチはヨシズを設置し、日陰を確保している。 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・親子で参加できるイベントプログラムを多数開催している。 （子育て支援のためのイベント） ・保育所設置以前から、こいのぼりや七夕、どんぐり等のイベントを行っている。 ・マンションが増えてきたことにより近隣に保育園等が増え、多くの子ども達が園内に遊びにくくなった。そのため、子ども達に楽しんでいただけるよう、子供参加型のプログラムを始めた。					
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	・接道していない。 ・建築基準法 43 条の接道義務に対処するために、建築基準法 44 条 1 項 2 号を準用し、仮想敷地境界線を設定した（新建築 2017.7 月号 p175）。					
	公園内での敷地選定	・区からの設置要望に基づき、周辺地域での待機児童の状況を踏まえ場所を選定。以前は、プレイグラウンドとされていた場所であり、主に子ども達が体を動かせる遊び場として、特に週末の利用頻度が高かった。 ・緑地を減らさないよう、もともとダスト舗装だったプレイグラウンドに保育所を整備した。					
	占用部分との境界	・正面及び、テニスコートと隣接する部分は、フェンスを設けているが、その他の部分は、植栽で分離している。					
	インフラ整備	・整備地から道路まで距離があったため、インフラの整備に苦慮した。インフラの設置は事業者で行ったが、保育施設までの引き込み部分については、区で行った（占用料別途）。					
	駐輪場等設置	・駐輪場は、東京都との協議の中で、保育所の敷地内には設置せず、すぐ近くの公園内の駐輪場を使用することとあったため、駐輪場を設けていない。 ・保護者は、公園内の駐輪場に停めて、歩いて送迎するという運用としている。					
	駐車場等設置	・駐車場の設置はなし。 ・送迎時の車利用は認めていない。					

送迎時の主な交通手段	
住民との合意形成	・都立汐入公園が広域避難場所に指定されていたため、保育園ができることによる、緊急避難時への影響を心配する声があったが、理解をしていただいた。
地域や公園利用者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲との景観の調和 ・公園との調和を図るため、必要な場所を除いて、柵・フェンス等で公園と保育園を区切らないよう努めた。 ○一般開放施設 (屋上広場の一般開放) ・東京都との協議の中で、既存のプレイグラウンドに保育所を設置する代替広場として、屋上に一般も利用できる広場(人工芝)を設けた。(荒川区が、募集要項に施設整備条件として記載) →週3日程度の利用があり、登録利用団体は2団体程度である。利用者は、予約をし、インターフォンで連絡後、外階段から屋上に上がる。予約受付は保育所にて行っている。 (子育て交流サロン専用室の設置) ・乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流とつながりの場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図ることを目的とする子育て交流サロン専用室を設置している。(荒川区が、募集要項に施設整備条件として記載)
公園の管理・運営への協力	・東京都・荒川区・保育所で第1回目の連絡会議を行い、今後公園と避難訓練やイベント等を共有した活動をしていきたいという意見が出された。
保護者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランスにつながるスロープ部分にベビーカー置場を設けている。 ・保護者が送迎時に門の開錠ができるよう、全員にセキュリティカードを配布している。 ・お迎え時には照明をつけている(特に公園内の街灯を増やしたということはない)。
園児への安全対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎に侵入できる箇所(エントランス部のスロープ及び屋外階段の入口)にオートロックを設置している。 ・防犯カメラ・機械警備を設置している。外周柵が低いため、防犯カメラは多く設置している。
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ○公園担当部局(都) ・19時以降まで保育園に人がいることで、公園内の不審者や悪戯が減ったように思われる。防犯面の向上があったように感じられる。 ○保育担当部局 ・待機児童解消に一定の効果があった。 ○利用状況や利用形態の変化 ・以前から周辺の保育園や幼稚園からの来園者が多かったため、来園者の利用状況や形態に特段の変化は感じられない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○汐入東小学童クラブ ・都立汐入公園内に平成30年4月1日より開設

(平成29年11月調査時点)

3. 交通の便の良い駅の近隣にある公園に保育所を設置

公園名	西大井広場公園	公園種別	近隣公園	面積	1.3ha (1.3ha)	開園年月	昭和 55 年 3 月
所在地	品川区西大井 1-4-10、品川区二葉 2-19-7		公園管理者	品川区 (防災まちづくり部公園課)			



西大井広場公園平面図 (立会道路南側部分のみ) (品川区提供)



公園内広場からみた保育所



道路 (歩道部) からみた保育所



広場側には、防球ネットを設置



再整備で保育所前に幼児用遊具を設置

都市内での配置 | J R 西大井駅から徒歩 2 分の位置にある。

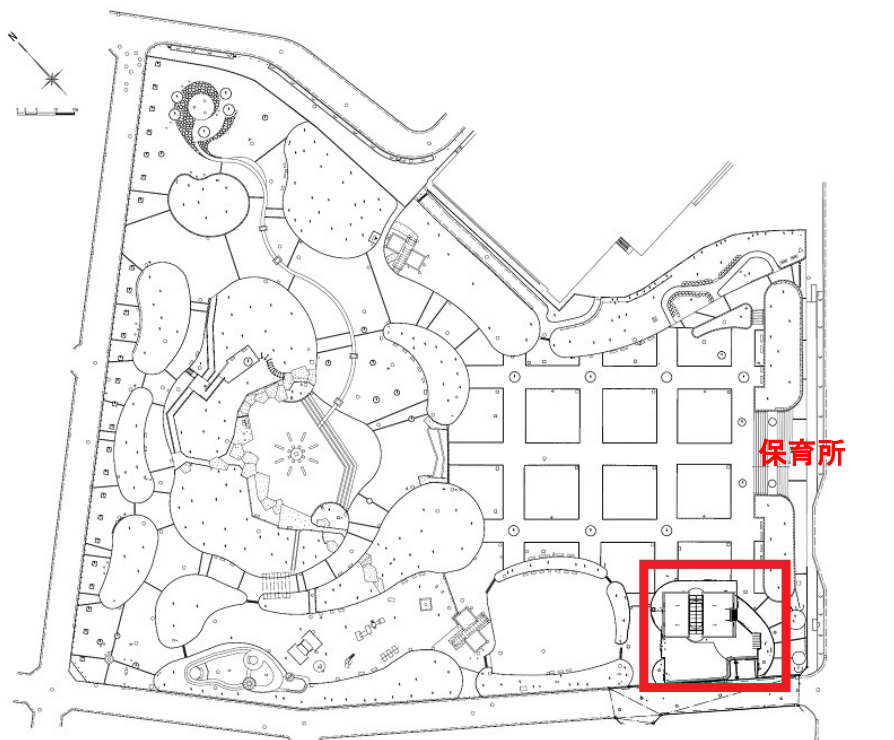
公園の特徴		立会道路をはさんで南北に跨る公園。南側は多目的広場、北側は緑道風公園として整備されている。					
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元から公園に接道する道路への通路設置の要望を受け、公園の一部を園路にする計画を進めていた。計画を進めていく際、待機児童対策として国家戦略特別区域法・施行令等の改正が行われ、都市公園内に保育所の設置が可能となった。品川区では、待機児童解消を図るため、当該公園内に認可保育園の設置計画を進める運びとなった。 <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童解消のため 					
	実施プロセス	設置計画の段階で住民向け説明会を複数回実施。					
	公園選定経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等の利用状況調査結果及び施設計画検討調査結果等を踏まえ、候補となる公園の絞り込みを行った。本公園は、JR西大井駅（横須賀線、湘南新宿ライン）付近に近接し、商業施設・高層マンション整備が進む利便性の高いエリアに立地していることや、本公園を中心とした近隣地域における入園申込み状況（保育ニーズ）等に鑑み、保育所の整備を決定した。 					
	募集要項	<ul style="list-style-type: none"> ・品川区立西大井広場公園内 認可保育所整備・運営事業者の選定に係る簡易型プロポーザル実施要領 →安全対策として防球ネットの整備を義務付け 					
	公園改修（整備）	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児用遊具の設置 ・公園改修時期と重なり、園路や多目的トイレの設置等を実施した。 					
	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・公園担当部局：公園内配置の検討。再整備。 ・保育担当部局：区内保育園配置の検討。保育事業者調整（民設民営のため、施設建築、運営、占用手続きは保育事業者）。 ・土木管理部局：占用許可 					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所設置における課題や苦勞した点 ・特になし 						
保育所等施設概要	名称	まなびの森保育園西大井		事業主体	株式会社こどもの森		
	認可の区分	認可（私立）	占用者	株式会社こどもの森		占用面積	約 500 m ²
	占用期間	10 年間（H28.8.1～H37.7.31） 更新を妨げない		占用後の取扱	原状回復	占用料	平成 29 年度 月額 510 円/m ² （減免有）
	建物構造	鉄骨造 3 階建て	延床面積	610.66 m ²		建築面積	312.3 m ²
	開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日	開所時間（延長時間）	7：30～20：30 （18：30～20：30）		定員	100 名
	園庭利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭面積 128 m² ・代替遊技場として西大井広場公園を指定している。届け出上の面積 13,456.69 m² 					
公園の配慮事項	安全面	<ul style="list-style-type: none"> ○公園まで ・公園の南北には歩道が整備されている。東側は園路を整備した。 ○公園内 ・年一回の遊具点検の実施。 ・保育所の防球ネットの設置にあわせ公園部分にも防球ネットを設置した。 					
	衛生面	<ul style="list-style-type: none"> ・管理委託業者により、毎日トイレ清掃を実施。 					
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・平成 28 年度に「多目的トイレ」を整備（もともと公園改修にて多目的トイレを設置する計画であった。公園改修工事が保育園設置工事と同時期になった）。 ・平成 28 年度に保育所設置に合わせ、保育所前に幼児用遊具を設置した。 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・管理委託業者が駐在し、利用調整等を行っている。 					
保育所等施設設置・	敷地の接道	<ul style="list-style-type: none"> ・接道している。 					
	公園内での敷地選定	<ul style="list-style-type: none"> ・築山部を改修し、保育園の占用場所としたため、公園利用者の利用可能な広場面積及び場所は変わっていない。 ・一般公園利用者との動線を分けるため、保育所出入口（計画地の南東部）の設置位置を指定して整備（募集要項に記載有） 					
	占用部分との境界	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンス（H1,800cm）を設けている。 					
	インフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者で設置（敷設に係る費用を補助、占用料別途）。 					
	駐輪場等設置	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の送迎時の駐輪場を設けている。 					

管理運営における配慮事項	駐車場等設置	<ul style="list-style-type: none"> 給食の材料搬入、緊急時等に利用する車両置き場を確保 自動車での登園は認めていない。
	送迎時の主な交通手段	<ul style="list-style-type: none"> 公園周辺の徒歩・自転車で通える範囲に居住している人が多い。 自動車での登園は認めていない。
	住民との合意形成	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児人口の増加が続いており、保育需要も高まっている状況。 設置計画の段階で住民向け説明会を3回実施。
	地域や公園利用者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○整備中の対応 <ul style="list-style-type: none"> 交通安全対策としてガードマンを配置。 ○周囲との景観の調和 <ul style="list-style-type: none"> 公園及び周辺の住宅地等の景観と調和するものとして整備（募集要項記載） ○保育所からの音の対策 <ul style="list-style-type: none"> 保育所から出る音に配慮し、グラスウールを厚めに入れる等の防音性能を高めて整備。 ○一般開放施設 <ul style="list-style-type: none"> 保育所内に誰でも利用可能な授乳スペース、誰でもトイレを設置（保育所が開所している時間（月～土 7:30～20:30。日曜・祝祭日を除く）のみ利用可能）。 ○送迎時の安全対策 <ul style="list-style-type: none"> 保育所利用者に対し、自転車送迎時のマナーの徹底を図り、公園利用者への迷惑とならないよう配慮。
	公園の管理・運営への協力	—
	保護者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ベビーカー置場、自転車駐輪場所の設置。（募集要項に必要施設として記載あり）
	園児への安全対策等	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の出入口にカメラ付きインターホン及び電子錠を設置。 保育所の敷地（園庭部分）と公園敷地との間に高さ1800cmのフェンスを設置。 安全対策（防球ネットの整備） <ul style="list-style-type: none"> 公園での球技利用を想定して、公園と保育所敷地との間に防球ネットを整備。（募集要項に、「公園は野球・サッカー等の球技で利用するため、防球ネットを整備すること。」と記載あり）
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ○公園担当部局 <ul style="list-style-type: none"> 特になし ○保育担当部局 <ul style="list-style-type: none"> 待機児童が減少した。 ○利用状況や利用形態の変化 <ul style="list-style-type: none"> 特に変化なし。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○品川区での他の都市公園への保育所の設置の事例 <ul style="list-style-type: none"> しながわ区民公園（平成30年4月1日開所） 	

（平成29年11月調査時点）

4. 公園内の旧管理詰所を有効活用して改修

公園名	反町公園	公園種別	近隣公園	面積	2.4ha (2.4ha)	開園年月	昭和 38 年 3 月
所在地	横浜市神奈川区反町 1-12		公園管理者	横浜市（神奈川土木事務所）			



反町公園平面図（横浜市提供平面図より作成）



保育所正面



公園内広場との隣接側



保育所園庭



保育所から公園への出入口部



保育所出入口



公園出入口と保育所出入口



日時：平成29年12月4日(月) 9:30～
※雨天予備日12月5日(火)
会場：反町公園内保育園横広場

焼き芋大会・クラフト体験で、公園の清掃等を行っているボランティア「公園愛護会」の皆さんと、公園内保育園「いずみ反町公園保育園」の親睦を深めるため、焼き芋大会・クラフト体験会を開催します。

★反町公園愛護会、いずみ反町保育園の皆さんは是非ご参加ください★

注意事項

- ・汚れてもよい服装でお越しください
- ・飲み物をご持参ください
- ・イベントで撮影した写真等は、広報用に使用させていただきますことがあります。あらかじめご了承ください。

公園愛護会と保育所の合同イベントチラシ (横浜市提供)

横浜市記者発表資料

平成29年12月7日
 環境創造局公園緑地維持課
 こども青少年局保育対策課
 神奈川区神奈川土木事務所

反町公園で公園愛護会・保育所 合同イベントを開催しました！

平成29年12月4日、神奈川区反町公園で、第一、第二公園愛護会、いずみ反町公園保育園と合同で焼き芋大会・クラフトづくり体験イベントを行いました。同保育所は、国家戦略特区制度を活用し、政令市として初めて計画認定された都市公園内保育所です。当日は、子供たちや愛護会の方々もたくさん集まり、親睦を深める良い機会となりました。今後も、公園愛護会と保育所での交流が期待されます。

<イベント概要>

1 日時	平成29年12月4日(月) 9:30から11:30まで
2 会場	神奈川区反町公園 (住所 神奈川区反町一丁目12)
3 内容	(1) 焼き芋大会 (2) 横浜市内公園の閑伐材を活用したクラフトづくり体験 (3) 公園愛護会、保育所、ほか関係者の交流
4 参加者	反町公園第一・第二愛護会16名、いずみ反町公園保育園31名 環境創造局公園緑地維持課、こども青少年局保育対策課、神奈川土木事務所





公園愛護会と保育所の合同イベント実施結果の記者発表 (横浜市提供)

都市内での配置	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川区役所及び横浜銀行アイスアリーナに隣接 ・反町駅(東急)徒歩約7分(約500m) / 東神奈川駅(JR)徒歩約7分(約520m) / 京急東神奈川駅(京急)徒歩約9分(約650m)
公園の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所に隣接する公園として、区民祭り等のイベントが数多く開催されるなど、活発に利用されている。 ・公園愛護会(2団体)があり、園内の清掃・除草や花壇づくり等の活動を行っている。 ・広域避難場所に指定されている。
保育所等施設設置 背景と目的	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反町公園が位置する東神奈川区反町エリアは当時、就学前児童数が増加傾向にあり、保留児童数も区内12エリア中3番目に多いエリアであった(平成27年4月時点)。 ・区役所に隣接し、JR、東急東横線、京急線など交通利便性が高い立地であった。 ・用途廃止した旧公園管理詰所の建物を有効活用することで、現状の公園利用や景観等を損なわずに保育所等の設置が可能であった。 <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も保育需要が高まることが予想される中、用地の確保が難しいなど、保育所設置が困難な地域への新たな対応策として公園を活用することとした。

の取組状況	実施プロセス	平成 27 年 4 月	国家戦略特別区域法の改正の動きを踏まえ、庁内での検討を開始 保育施設による公園活用とマネジメントの在り方研究会設立 (学識経験者及び行政(保育担当部局、公園担当部局))				
		7 月	保育所等の設置を検討する公園のリストアップ(リストアップは、保育ニーズが高いところを中心として、公園の規模、近くに保育施設がないなどの諸条件をもとに行った。)				
		8~10 月	具体的に公園の活用可能性を検討 保育施設による公園活用とマネジメントの在り方研究会(第1回、第2回)において、公園の絞り込み				
		11~12 月	現地調査により、具体的な整備場所を検討 都市公園内の保育所等設置について関係部署の検討会議を開催 保育施設による公園活用とマネジメントの在り方研究会(第3回)において現地調査の結果を共有				
		平成 28 年 1 月	横浜市において保育所等の設置を検討する都市公園を神奈川区「反町公園」に選定				
		1~2 月	反町公園での保育所整備について地元町内会等へ説明				
		3 月	東京圏国家戦略特別区域会議において計画案に盛り込まれる				
		4 月	区域計画が認定される				
		5~6 月	関係部署と調整し、運営法人募集要項を作成				
		7~9 月	運営法人公募及び決定				
		10 月	工事説明会の実施				
		11~3 月	工事				
		平成 29 年 3 月	完成				
		4 月	開所				
	公園選定経緯	○保育施設による公園活用とマネジメントの在り方研究会(横浜市(公園担当部局、保育担当部局)及び学識経験者で構成)を設置するとともに、保留児童数、マンション建設計画、接道条件、駅からの距離、都市公園法の建ぺい率等をもとに選定した。 また、研究会では以下のような検討を行った。 ・都市公園を活用した保育施設の設置に関するガイドライン作成 ・保育所開所後の伴走支援として、地域と保育所の交流等のあり方 ・周辺の各資源などとの併用活用も含めた子育て世代へ向けた居住政策モデルや、子育てしやすいまちづくり展開にあたっての基礎資料の整理					
	募集要項	平成 29 年 4 月開所予定分内整備費補助事業 横浜市民間保育所整備に係る公有地・建物貸付(神奈川区反町公園内)募集要項(横浜市こども青少年局子育て支援部こども施設整備課) →・公園内設置の保育所として公園美化に努め、清掃活動等に協力 ・公園愛護会の結成後は、連携に努め、運営活動に参加 ・広域避難場所に指定されているため、災害時には、敷地内への受入れ ・敷地内に緊急車両用の駐車場を確保 ・保護者送迎用の駐輪スペースを敷地内に確保(自動車での送迎はしないことを想定)などを記載。					
	公園改修(整備)	・防災倉庫を保育園敷地から園内の別の場所に移設した。					
	役割分担	・公園担当部局：候補地のリストアップ、公園管理詰所の廃止及び所管換え手続き、公園占用許可手続き、その他公園関係の調整 ・保育担当部局：全体調整、特区申請、保育運営事業者の選定、公園内の既設インフラの分離、公園管理詰所の改装工事(保育運営事業者)、その他保育所関係の調整					
	その他	○保育所設置における課題や苦労した点 ・保育ニーズと保育所が整備可能な公園の条件を満たす候補地の選定 ・保育所のセキュリティ確保と、公園とのつながりの双方に配慮した境界部分の設え ※現在は、保育所のセキュリティ確保のため、境界部にフェンスを設置している ・保育所と公園の双方に相乗効果が生まれるような連携方法の検討及び募集要項に記載する理念や地域交流・地域支援等に関する項目、評価方法の検討 ・建物の改修は新築よりも手間がかかった。 ・公園管理上の制約を受ける。					
保育所等施設概要	名称	いずみ反町公園保育園 (いずみ東白楽保育園分園)		事業主体	社会福祉法人いずみ		
	認可の区分	認可(私立)	占用者	横浜市こども青少年局	占用面積	622.63 m ²	
	占用期間	5 年間 (更新を妨げない)	占用後の取扱	原状回復	占用料	月額 500 円/m ² (横浜市公園条例における「その他の占用物件」の使用料を適用)	
	建物構造	鉄筋コンクリート造平屋建て		延床面積	169.70 m ²	建築面積 m ²	

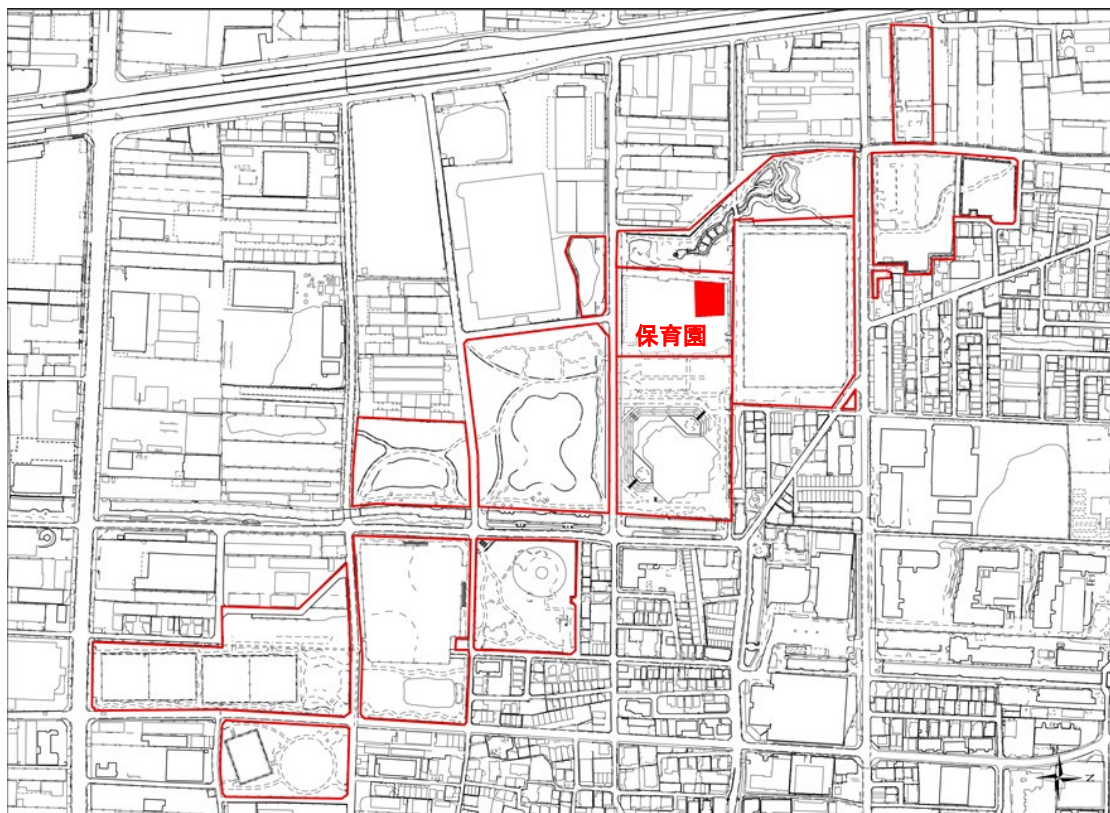
	開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日	開所時間 (延長時間)	7 : 00 ~ 20 : 00 (7 : 00 ~ 7 : 30) (18 : 30 ~ 20 : 00)	定員	40 名
	園庭利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内園庭面積：170.43 m² 横浜市の基準では、保育施設は必ず園庭を設けることとしている。そのため、管理詰所であったスペースの前庭を園庭として確保し、当初置いてあった防災倉庫を保育所の敷地外に移設した。 園庭のほかに、園内や他の公園も利用している。 				
公園の 配慮事項	安全面	<ul style="list-style-type: none"> ○公園まで ・J R 東神奈川駅・京急東神奈川駅・東急反町駅のいずれからも歩道を歩いて公園までアクセス可能。 ○公園内 ・園内を移動しやすいように各所スロープ等の設置 ・年間 4 回の点検作業（神奈川土木事務所直営、委託業者にて実施） 				
	防 犯	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内の照明灯は、ソーラータイマーにより日没から日出まで点灯させている。 ・広場中心部は中低木類をなくし、見通しを確保。 				
	衛生面	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ清掃の実施（委託業者にて 30 回程度/月） ・公園内全体のゴミ清掃（委託業者にて 5 回程度/週） 				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・トイレ内（男女）おむつ替えベッドの設置 ・乳幼児用遊具の設置 				
保育所等施設設置・管理運営における 配慮事項	敷地の接道	・接道している。				
	公園内での敷地選定	・使われなくなった公園管理詰所の有効活用のため、公園内での敷地選定はない。				
	占用部分との境界	・一部フェンスで分離している。当初はプランターで境界を明示していたが、セキュリティ確保のため、現在は保育所がフェンスを設置している。				
	インフラ整備	・公園内のインフラ分離（公園用、保育施設用）等を市で実施した。				
	駐輪場等設置	・保護者の送迎用の駐輪場あり。				
	駐車場等設置	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両用の駐車スペースを設けている。 ・駐車場利用による送迎は、緊急時を除いて原則禁止。 				
	送迎時の主な交通手段	・自転車による送迎が多い。				
	住民との合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への説明会を数回開催。 ・反対意見などは特になく、逆に好意的な意見がみられた。 				
	地域や公園利用者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲との景観の調和 ・当該保育所は、もともと公園施設として当然に公園機能への影響や美観に配慮して設置された「公園管理詰所」を用途廃止した後に改装したものである。 ○保育所からの音の対策 ・特別な対策は実施していない。 ○一般開放施設 ・保育園の外壁に、公園からも見ることができ壁掛けの時計を設置した。 ○地域交流 ・地域住民を招いた開所式及び内覧会を実施（保育所設置時）。 ・地域のお祭りや行事等が行われる際には積極的に参加。 				
	公園の管理・運営への協力	<ul style="list-style-type: none"> ○イベントの実施 ・横浜市では公園愛護会に対し、焼き芋づくりなどのイベント支援を行っており、実施ノウハウの提供・道具等についても横浜市で支援している。反町公園愛護会は平成 28 年度に結成されたばかりであり、公園愛護会・保育園の親睦を深めるきっかけづくりの場とするため、横浜市、反町公園愛護会及び保育所で検討を行い、合同で焼き芋大会・クラフトづくり体験イベントを実施した。 ・市としては、保育事業者と愛護会でさらに交流を持ってもらいたいと考えている。 ○募集要項での条件付け（公園について） ・公園美化に努め、清掃活動等に協力すること。 ・公園愛護会の結成後は、連携に努め、運営活動に参加すること。 ・広域避難場所に指定されているため、災害時には、敷地内への受入れを行うこと。 ○募集要項での条件付け（公園内での保育所整備の考え方） 公園内に保育所を設置する特殊性を鑑み、公園内の保育所ならではの地域交流・地域支援等を行う場所として、以下を明示し、公園との連携に配慮を求めている。 ア) 公園内に設置にされていることを活かした地域交流・地域支援等についての具体的な検討例 				

	<ul style="list-style-type: none"> イ) 施設整備にあたって工夫する点（アの検討事項と連動した施設計画の工夫点等も含む） ウ) 公園で催されるイベント等への協力体制 エ) 開所後の運営上の取組 オ) その他
保護者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場、ベビーカー置き場の設置
園児への安全対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・開園時も門扉を施錠し、インターホンで確認のうえ、送迎を行っている。 ・セキュリティシステムの導入。
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ○公園担当部局（環境創造局、神奈川土木事務所） ・利用されていなかった公園管理詰所が再利用されたことにより、財産を有効活用できたことに加え、保育園が常に利用されていることで防犯面での安心感も生まれた。 ○保育担当部局（こども青少年局） ・整備に適した用地の確保が困難な中、保育所を設置した定員分の受入れ枠を確保することが出来た。 ○利用状況や利用形態の変化 ・遊具は保育所設置前からあり、もともと子育て世代の利用があった。特に大規模な改修は行っていないので、保育所設置前後での公園利用者の利用形態は変わっていない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○占用について ・公園施設である公園管理詰所の用途を廃止した後に、建物（公有財産）を環境創造局からこども青少年局に所管換えしたうえで、神奈川土木事務所が、都市公園法に基づく保育所の占用許可をこども青少年局に対して出している。建物はこども青少年局の所管となっているので、建物使用料は発生しないが、建物・園庭等の保育所敷地に対してこども青少年局より「保育所」の占用料を徴収している。 ・占有者であるこども青少年局は、保育運営事業者に建物・園庭等の保育所敷地を貸付け、土地建物の使用料を徴収しているため、こども青少年局に対しての公園占用料の減免措置は行っていない。 ○公園愛護会の発足について ・反町公園は、平成 26 年度に公園管理詰所が廃止され、環境創造局の直営による常駐管理がなくなるとともに、身近な公園として神奈川土木事務所の管理となることから、地域を主体とした愛護会を発足させた。 ・保育所のある特殊な公園として、保育所と地域が win-win の関係になるように、公園愛護会と連携することにした。 ・保育所側も愛護会と協力していきたい意向があった。

（平成 29 年 11 月調査時点：一部時点更新）

5. 保育所利用者以外の子育て支援の場としても活用

公園名	ふれあい緑地	公園種別	緩衝緑地	面積	13.5ha (12.9ha)	開園年月	平成9年10月
所在地	大阪府豊中市服部西町5丁目、服部寿町3・5丁目地内			公園管理者	豊中市（公園みどり推進課）		



ふれあい緑地平面図（豊中市提供平面図より作成）



保育所正面



庇とウッドデッキ



送迎用駐輪場



航空下に位置する



三層の防音扉



裏手の入口部分



赤ちゃんの駅（授乳、おむつ替えコーナー）



赤ちゃんの駅（サイン）

都市内での配置	大阪国際空港の南東に位置し、航路直下の約 13ha の公園である。住宅地内にあるが、最寄り駅から徒歩約 15 分の位置にある。
公園の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪国際空港周辺地域における航空機の騒音、排気ガス等を軽減緩和のため、50.0ha の緑化計画の内 13.0ha が一般市民も利用できるように公園として整備された。 ・大型遊具があり、親子連れなどの利用が多い、駐車場もある。 ・夜間閉鎖型の公園
保育所等施設設置の取組状況	<p>背景と目的</p> <p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊中市全域にて平成 27 年 4 月 1 日時点で待機児童は 253 人発生しており、豊中市子育て・子育て支援行動計画のなかで保育の需要をおよそ 1,400 人分（平成 30 年度）とし、その確保策を定め平成 27 年度から平成 29 年度で整備し、平成 30 年度当初に待機児童の解消を目標に取り組んでいるところであった。民有地等とのマッチング事業による民間保育所整備など様々な手法を用いて取り組みを進めていたが、住宅が密集する本市においては、保育所に適した物件が少ないという課題があった。その中で、特区法の改正があり公園での保育所整備が可能となったことから、待機児童解消のため公園を活用した保育所整備に取り組んだ。 <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童解消のため
	<p>実施プロセス</p> <p>平成 28 年 3 月 募集要項配布 5 月 審査、ヒアリングを経て事業者決定 9 月 国家戦略特別区域諮問会議において区域計画が認定 9 月 豊中市公園条例等の改正</p> <p>平成 29 年 3 月 公園占用許可申請 6 月 整備着工 11 月 工事完了 12 月 開設</p>
	<p>公園選定経緯</p> <p>特区法による条件（広場面積の 30% が占用面積の上限）と保育所整備に必要な面積から一定規模の広場面積を有する公園を抽出し、当該公園周辺の待機児童の状況や当該公園の利用状況などをかんがみ場所を選定した。事業者選定後、近隣住民説明会を複数回開催し、住民の要望等の反映ができるように整備を進めた。</p>

	募集要項	平成27年度豊中市民間保育所設置・運営者募集要項【国家戦略特別区域法を活用した都市公園における保育施設の整備】ふれあい緑地（3-2街区）Ver. 豊中市こども未来部こども政策課 平成27年度（2015年度）3月 及び「羽鷹池公園・ふれあい緑地（3-2街区）募集要項の一部変更及び追加について」 ・航路直下の土地であるため、防音等に配慮された建物（保育園）を整備すること。 ・公園内での保育所になるため、保育所敷地を塀や柵で囲むこと。 ・敷地内に駐輪スペースを設けること。 ・建物の外観は公園の景観と調和するものとし、事業期間を通じて美観を保つこと。 ・公園でのイベント等の事業や維持管理事業について、積極的に協力すること。 ・占用許可区域内に保護者が送迎の際に一時的利用する自転車駐輪場所、ベビーカー置き場を設けること。 ・公園内には、緊急車両以外の車両の乗り入れは認めない。 ・公園内は、自転車及びバイクに乗ったままの移動を禁止とする。 ・乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流と繋がり場の提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図ることを目的とした「地域交流事業」を実施するとともに、そのためのスペースを確保すること。 ・保育事業に係る公園の駐車場の利用は認めない。なお、事業者が駐車場を必要とする場合は、事業者の責任で別途確保すること。 などの記載が見られる。					
	公園改修（整備）	特になし					
	役割分担	・保育担当部局では、保育所整備運営法人の選定、保育所整備補助金の交付及び法人と公園担当部局間の調整					
	その他	○保育所設置における課題や苦勞した点 ・都市公園を活用する前例がない整備事業であるため、公園担当部局、建設部局、事業者との調整。					
保育所等施設概要	名称	トレジャーキッズふれあい緑地保育園		事業主体		株式会社セリオ	
	認可の区分	認可（私立）	占用者	株式会社セリオ		占用面積	約988㎡（本体部分520㎡・通路部分468㎡）
	占用期間	H29.3.21～H39.3.20 （更新は、2回まで）		占用後の取扱	原状回復	占用料	3,600円/㎡・年
	建物構造	鉄骨造2階建て		延床面積	461.3㎡	建築面積	277.41㎡
	開設年月日	平成29年12月1日		開所時間	7:00～19:00	定員	80名
	園庭利用状況	・保育所敷地内の園庭面積は、79.57㎡ ・公園を園庭とする場合の届出上の面積：12.9ha（一般利用の範囲での利用を認めている）					
公園の配慮事項	安全面	○公園内 ・自転車、ベビーカーでの通園がスムーズにできるような、アプローチを確保している。					
	防犯	夜間閉園					
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・保育所内に赤ちゃんの駅 [※] を設置している。 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・保育所による、育児相談会等で、保育士からの育児アドバイス、子育て中の親同士が交流できる機会の提供。（募集要項記載事項） ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・保育所による親子で参加できるイベント（園庭開放等）の開催（募集要項記載事項）					
保育所等施設設置・管理運営	敷地の接道	・接道していない。 ・接道義務に対応するため、市道からの芝生広場部分をみなし道路として別途占用許可を出している（ただし占用料は減免）。					
	公園内での敷地選定	・アクセス面では主要道路に面する場所が望ましかったが、公園入り口をふさがないように、少し内部に位置するよう計画した。					
	占用部分との境界	・塀を設置。（「保育所敷地を塀や柵で囲むこと」募集要項に記載有り）					
	インフラ整備	・敷地までのインフラは事業者で設置（市の補助あり、占用料別途）					
	駐輪場等設置	・占用許可区域外に自転車等を停めないよう園敷地内に駐輪場を整備することとした。（募「敷地内に駐輪スペースを設けること」集要項に記載有り） ・園内のバイク、自転車に乗ったままの移動は禁止されている。（募集要項に記載有り）					
駐車場等設置	・自動車の送迎は禁止していないが、保育所敷地内に駐車場がないため、周辺の駐車場を利用するよう保護者へ案内している。						

における 配慮事項	送迎時の主な 交通手段	・市内全域から園児が来ているため、送迎方法は自動車、電車、徒歩等様々。
	住民との 合意形成	・住民への説明会を複数回（事業者選定後、基本設計立案時、工事開始前等）開催した。地域からの設置要望無し。
	地域や公園 利用者への 配慮	○周囲との景観の調和 ・建物の外観は公園の景観と調和するものとし、事業期間を通じて美観を保つこと（募集要項に記載有り） ・木材が多用された内外観となっている。 ○保育所からの音の対策（航路直下のための防音対策） ・航路直下の土地であるため、防音等に配慮された建物を整備することを募集要項に記載した。 ・保育事業者において保育所施設の設計段階より、飛行機の防音対策について検討し、三重扉を二重に設ける、庇を大きくとるなど工夫をしている。 ○一般開放施設（赤ちゃんの駅） ・公園利用者のために保育所内に「赤ちゃんの駅」を設け、おむつ替えや授乳スペースを提供している（募集要項記載事項に該当）。 ○地域交流 ・豊中市が主催するふれあい緑地フェスタにおいて、保育所も出展者の1団体として参加をした（H30）。
	公園の管理・ 運営への協力	・(保育事業者回答) 地域の方から公園で夏祭りを行うので一緒にどうかと提案されている。また、公園管理の方からの声掛けなどももらっている。 ・募集要項に、公園でのイベント等の事業や維持管理事業について、積極的に協力することと記載した。 ・2018年5月に実施したふれあい緑地フェスティバルでは、イベント等で協力を行った。
	保護者への 配慮	・
	園児への 安全対策等	・保育所メイン出入り口には電子錠を整備している。 ・入口にオートロック設置（保護者へカードキーを配布している）。
	事業効果	○公園担当部局 ・園児が利用することで、公園が明るい雰囲気になった。 ・保育士側が感じる保育環境としては非常にいい環境であるかと思う。 ○保育担当部局 ・待機児童解消に向けた対策の一つとして寄与している。 ○利用状況の変化 ・園児が公園内を利用することにより、明るい雰囲気になった。 ・保育所がふれあい緑地フェスティバルの出展者として参加した。
	その他	※豊中市赤ちゃんの駅 豊中市は、乳幼児連れの保護者が安心して外出できるように、授乳やおむつ交換が可能なスペース、乳幼児の遊び場を提供できる施設を「赤ちゃんの駅」として開放している。「赤ちゃんの駅」には標識を掲示している。 (出典：豊中市 HP https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodate/akachannoeki.html (令和3年3月2日閲覧))

(平成29年11月調査時点)

6. 都市の中心部にある公園に保育所を設置

公園名	中比恵公園	公園種別	近隣公園	面積	1.3ha (1.3ha)	開園年月	昭和 43 年
所在地	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 12			公園管理者	福岡市 (博多区役所維持管理課公園係)		



中比恵公園 都市内での配置図 (地理院地図より作成)



保育所正面



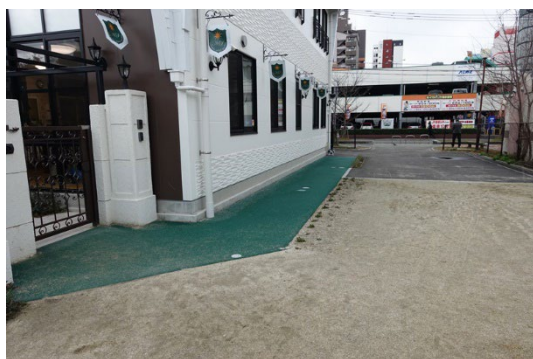
保育所入口



緑化部分 (設置許可)



屋上緑化



接道義務への対処におけるただし書き道路部分
(占用範囲外)



隣接する公園内広場

1. 対象公園の選定

対象となる公園を以下の考え方から選定。

- | | |
|--|------------|
| (1) 公園面積が 5,000 m ² 以上の箇所
都市公園の利用に著しい支障を及ぼさないため。 | →155 箇所選定 |
| (2) 保育所のニーズが高いエリアで、地形等の支障がない箇所 | → 6 4 箇所選定 |
| (3) 広場内で占用可能面積が 500 m ² 以上確保できる箇所
保育所の設置に必要な面積が確保できる箇所 | → 4 3 箇所選定 |
| (4) 特に不足が著しい中央区、博多区で選定（こども未来局） | → 8 か所選定 |
| (5) 個別事情を勘案（近隣の既存園がある箇所など除く） | → 7 箇所を除外 |

2. 対象公園と保育所設置の概要

(1) 公園概要

- ・所在地：博多区博多駅東 2 丁目（堅粕校区）
- ・面積：12,911 m²(近隣公園)
- ・うち広場面積：約 6,400 m²

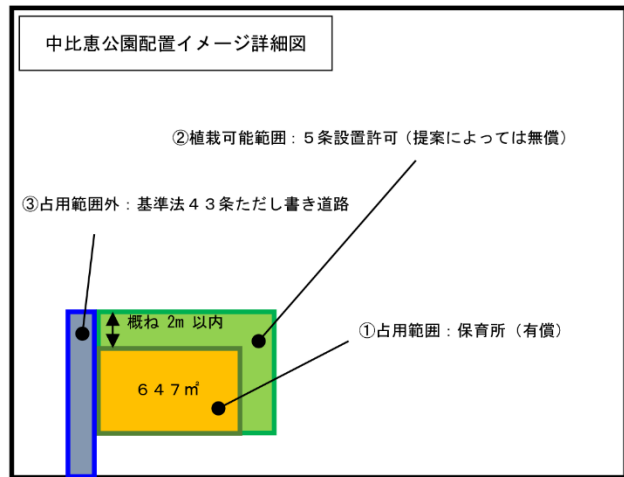
【当該地域の特徴】

- ・全市平均より高い入所申込率
 - ・駅周辺は利便性が高く、周辺地域からの需要も多い
- ⇒都心部における保育需要対策に効果的



対象公園の選定方法（福岡市提供資料）

○公園内の占用条件



公園内の占用条件（福岡市提供資料）

都市内での配置	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄り駅（JR博多駅）から徒歩 10 分圏内に位置しており、都心部の公園である。 ・国の機関（福岡合同庁舎）や事業所、専門学校などの高層ビルなどに周囲を囲まれている。
公園の特徴	芝生広場、多目的広場等がある。昼は、オフィスワーカーの利用が多い。
保育所等	<p>背景と目的</p> <p>保育所の認可部局（市こども未来局）では、福岡市内において、さまざまな整備手法により保育所の確保を行ってきたが、都心部である JR 博多駅周辺は地価の負担等により新規保育所の設置が長年できておらず、保育の受け皿不足が課題であった。このような中、国家戦略特区法の改正により、都市公園内保育所占用が特例措置化されたことから、こども未来局より都市公園内への保育所設置に向けた検討の依頼があった。</p>

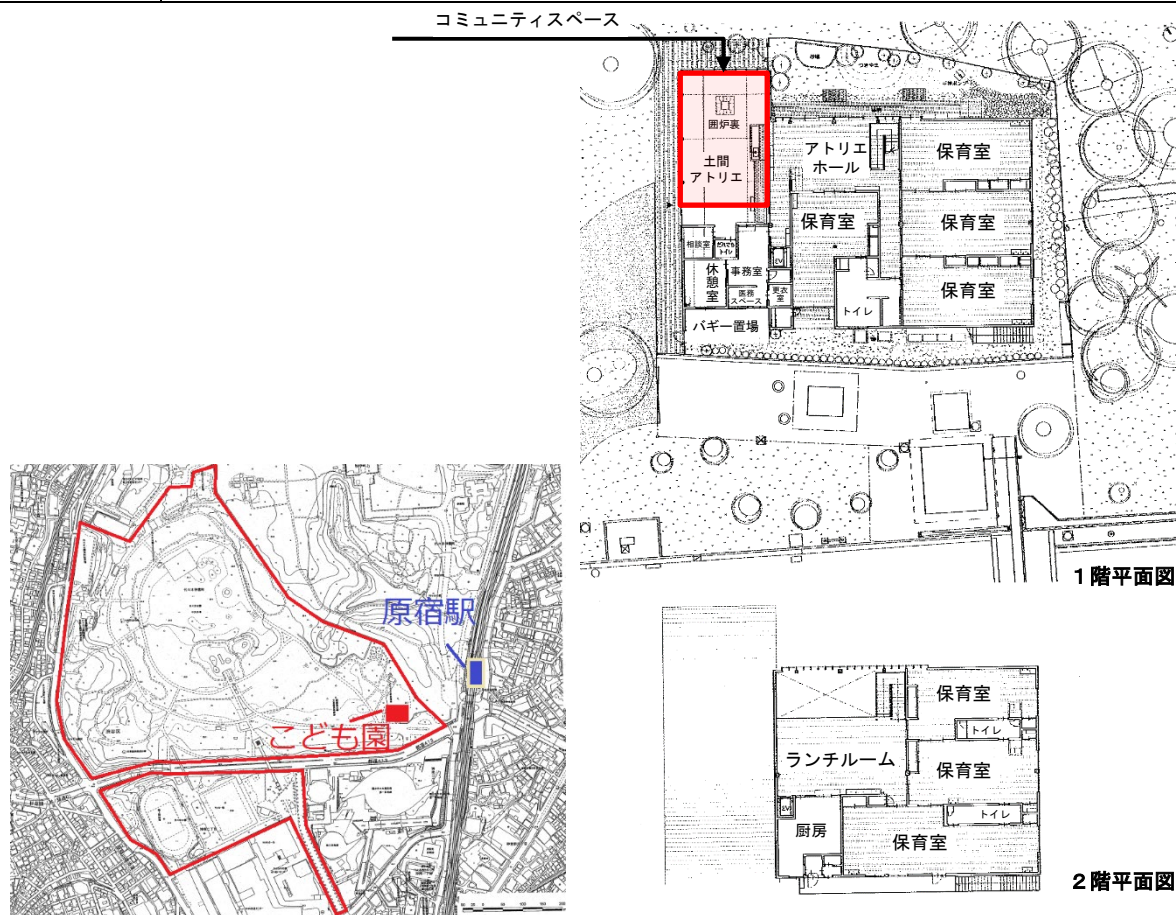
施設設置の取組状況	実施プロセス	<p>国家戦略特別区域法改正（H27.9 施行）を受け、保育所整備が遅れている市内の状況を鑑みて、活用する方向で検討が進められた。当該公園の位置する地域住民には事業者公募の前に一度説明会を開いている。</p> <p>平成 28 年 3 月 公募開始 6 月 運営事業者剪定 8 月 特区に係る手続き（特区会議） 9 月 特区認定、工事着工 平成 29 年 3 月 園舎完成 4 月 開所</p>				
	公園選定経緯	<p>○対象公園の選定 対象となる公園を以下の考え方から選定。</p> <p>①公園面積が 5,000 m²以上の箇所 → 155 箇所選定 ・都市公園の利用に著しい支障を及ぼさないため。</p> <p>②保育所のニーズが高いエリアで、地形等の支障がない箇所 → 64 箇所選定</p> <p>③広場で占有可能面積が 500 m²以上確保できる箇所 → 43 箇所選定 ・保育所の設置に必要な面積が確保できる箇所</p> <p>④特に不足が著しい中央区、博多区で選定（こども未来局） → 8 箇所選定</p> <p>⑤個別事情を勘案（近隣の既存園がある箇所など除く） → 7 箇所を除外</p> <p>⑥中比恵公園を選定</p>				
	募集要項	<p>中比恵公園内認可保育所設置・運営者公募要領（平成 29 年 4 月開設分） 平成 28 年 3 月 福岡市こども未来局</p> <p>保育所の公募要件の中で、建設にあたっての近隣住民及び地域への対応、地域とのかかわり・送迎時の対応・騒音対策等、公園利用者の安全確保及び利便性の向上、地域貢献活動への取り組み、公園の維持管理への貢献（公園内清掃、花壇整備など）、を事業者選定の評価項目としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園利用者の安全確保及び近隣の交通安全対策を行ってください。 建物の外観は公園施設や周辺施設と調和するものとしてください。 公園施設や周辺環境との調和を図るために、建物の屋上緑化や壁面緑化、敷地内緑化に取り組んでください。また、敷地内で緑化を図ることが困難な場合は、保育所敷地周辺に植栽することも可能です。（以下略） 地域貢献・維持管理活動（公園内の清掃や花壇整備など）に積極的に取り組んでください。 原則として、敷地内には車両の乗り入れはできません。このため、送迎時の保護者用駐車場を近隣に 3 台以上確保するとともに運営時における自動車による送迎への対応策を講じてください。（以下略） 公園の周りには有料の駐輪場が設置されていますが、保育所施設内にも、保護者送迎用の駐輪場を設置してください。 公園内では、一般の公園利用者による球技が行われることがありますので、児童の安全確保のための対策を講じてください。 <p>などの記載有り</p>				
	公園改修（整備）	<p>・（博多区 維持管理課）バイク進入対策として出入口部に設置していた車止めを一部撤去し、ベビーカーが通りやすいように改良。（別の要因もあり実施したもの）</p>				
役割分担	<p>・公園担当部局：公園担当部局：対象となる公園の整理、都市公園法による占有許可条件の整理など</p> <p>・保育担当部局：校区ごとの保育需要の整理、公募（設置・運営事業者の選定）</p>					
その他	<p>○保育所設置における課題や苦勞した点 ・特になし</p>					
保育所等施設概要	名称	中比恵ソレイユガーデン保育園	事業主体	社会福祉法人春陽会		
	認可の区分	認可（私立）	占有者	社会福祉法人春陽会	占有面積 647 m ²	
	占有期間	10 年間（H29.4.1～H39.3.31） 更新は妨げない	占有後の取扱	原状回復	占有料 月額 420 円/m ²	
	建物構造	鉄骨造 3 階建て	延床面積	778.9 m ²	建築面積 400.6 m ²	
	開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日	開所時間（延長時間）	7：00～20：00 （18：00～20：00）	定員 90 名	
	園庭利用状況	<p>・ 50 m²程度の小規模の園庭があり、滑り台、のぼり棒、雲梯などがある。</p> <p>・ 申請上の屋外遊戯場面積：140.04 m²（中比恵公園）</p> <p>・ 中比恵公園は、遊具がないので身体を動かす活動、散歩などに利用している。運動会や夏祭りで使用する際には、別途許可申請を行っている。</p>				
公園の安全面	<p>○公園まで ・特になし（一般的な住区基幹公園と同等）。</p> <p>○公園内 ・特になし（一般的な住区基幹公園と同等）。</p>					

配慮事項	防犯	・特になし（一般的な住区基幹公園と同等）。
	衛生面	・特になし（一般的な住区基幹公園と同等）。－
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	・保育所は道路に接道していないため、公園内の広場の一部を建築基準法第43条ただし書き道路として申請している。
	公園内での敷地選定	・(住宅都市局 みどり政策課) 技術基準 (①外観、構造等 (美観等としての機能を害しないものとする等)、②占用する場所 (公園内の広場面積の30/100以内とする等))、周辺のインフラ状況、などから選定した。
	占用部分との境界	・一部フェンスを設置している。
	インフラ整備	・保育事業者が設置 (占用料別途)
	駐輪場等設置	・駐輪場設置 (募集要項記載事項)
	駐車場等設置	・送迎用の駐車場を保育事業者が公園外に3台確保している (募集要項記載事項)。 ・車による敷地内への乗り入れは、原則禁じているが、自動車による送迎は認められている。(募集要項記載事項)
	送迎時の主な交通手段	・近隣住民が多く、保護者の送迎は自転車が最も多い。
	住民との合意形成	・公園内への保育所設置の要望はなかった。 ・中比恵公園は区画整理の中で整備を行った経緯があり、地域の一部の方には土地を取られたと思っている方もおり、地域説明会の中で反対があったようだが、納得いただいたうえで、整備を行った。 ・地域への説明会を行った。
	地域や公園利用者への配慮	○周囲との景観の調和 ・保育所の公募要件の中で、建物外観の公園施設や周辺施設との調和、緑化率向上への取り組みを事業者選定の評価項目としている。 ○保育所からの音の対策 ・二重サッシ、強化ガラスを使用 ○地域や公園利用者のための施設 ・保育所内に備蓄倉庫を設けている (保育事業者の提案)。 ・(保育事業者回答) 地域の防犯のために、外壁に街灯をつけている。 ・(保育事業者回答) 保育所の周りを緑化したいと事業者から提案があり、植栽については公園管理者と協議を行った上で、設置管理許可で設置し、土地使用料は減免とした。 ・保育施設周りを緑化することで、花が増えてうれしいとの声が聞かれるようになった。 ○地域交流 (一般開放施設) ・地域の子育て世帯における親子の遊び場と保育園児童との交流の場として、月1回、園庭開放及び園内開放を実施している。
	公園の管理・運営への協力	・設置許可による緑化 ・(博多区 維持管理課) 清掃等の日常活動の実施。
保護者への配慮	・駐輪場の設置、近隣駐車場の確保	
園児への安全対策等	・門はオートロック ・公園広場に面しておりボールなどが入ってくることの心配から、フェンスの高さに関して協議を行ったが、通常の高さ (1,800cm) になった。当初は、ボールが保育施設内に入ってくるがあったが、利用者の方が配慮してくれるようになった。	
事業効果	○公園担当部局 (博多区 維持管理課) ・公園が、これまであまり見られなかった園児や保護者で賑わうため、明るい雰囲気となった。 ・地域住民の参加も呼び掛けて行う幼稚園行事もあるため、地元コミュニティ形成のにも寄与している。 ○保育担当部局 (こども未来局 事業企画課) ・中比恵公園内保育所である「中比恵ソレイユガーデン保育園」では平成30年4月にて87名の児童を受入れており、待機児童解消に寄与している。 ○利用状況や利用形態の変化 ・(保育事業者回答) 地域の方には、花を植えたことで、散歩コースにしたという利用者の声もみられる。 ・(博多区 維持管理課) 以前は大人によるサッカー等の練習でグラウンド使用される場合もあったが、幼稚園児が利用する場面が増えた結果、利用者同士で譲り合って利用されるように感じる。	
その他		

(平成29年11月調査時点)

7. 都市の中心部にある公園に認定こども園を設置

公園名	都立代々木公園	公園種別	総合公園	面積	65.80ha (54.1ha)	開園年月	昭和42年10月
所在地	渋谷区代々木神園町、神南二丁目			公園管理者	東京都（建設局公園緑地部）		
指定管理者	(公財) 東京都公園協会						



代々木公園平面図（東京都提供平面図より作成）

施設平面図（東京都提供平面図より作成）



保育所正面



公園内広場との隣接側



隣接する広場



地域コミュニティスペース（東京都写真提供）

都市内での配置		都心部にあり、JR 原宿駅から徒歩 3 分である。					
公園の特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・都心部では貴重な自然に接することが可能な空間である。また誰にでも開かれた場である都立公園内にあることにより、地域コミュニティの場として子どもにとって有益な保育が展開できる。 ・親子連れなどの近隣の住民の利用の他、近隣保育園等の遠足等にも利用されている。 					
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代々木公園周辺地域には、平成 29 年 4 月 1 日現在、渋谷区の約 6 割にあたる 153 人の待機児童がおり、内訳は、上原地区 55 人、初台地区 46 人、大向地区 24 人、千駄ヶ谷地区 28 人である。代々木公園は、上原・初台・千駄ヶ谷・大向の 4 地区に囲まれており、今回の整備により、特に千駄ヶ谷や大向地区の方々に通いやすい位置に設置された。 ・国家戦略特別区域制度を活用することができた。 					
	実施プロセス	<p>平成 28 年 1 月 渋谷区が東京都建設局に代々木公園内での保育施設整備を協議 4 月 民設民営の保育施設を設置・運営する事業者を公募 6 月 事業者決定 9 月 国家戦略特区区域計画認定 12 月 東京都から占用許可を受ける。</p> <p>平成 28 年 12 月～平成 29 年 7 月 工事 平成 29 年 10 月 開所</p>					
	公園選定経緯	・渋谷区内には他に本公園に匹敵する規模の公園はない。					
	募集要項	<p>(仮称) 代々木公園原宿門保育施設 設置・運営事業者募集要項</p> <p>⑥子育て支援事業（認定こども園の場合）</p> <p>(ア) 全ての子育て家庭を対象とする地域子育て支援事業を実施すること。(例：一時保育、子育てひろば等)</p> <p>(イ) 保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う相談事業を実施すること。などの記載がある。</p>					
	公園改修（整備）	・特になし					
	役割分担	公園担当部局（都）： 保育担当部局：					
	その他	○保育所（認定こども園）設置における課題や苦労した点 ・計画敷地に電気、上下水道の引込がなく、事前のインフラ整備が必要であった。					
保育所等施設概要	名称	まちのこども園代々木公園		事業主体	ナチュラルスマイルジャパン株式会社		
	認可の区分	認可（私立） 保育所型認定こども園		占用者	ナチュラルスマイル ジャパン株式会社	占用面積	873.80 m ²
	占用期間	9 年 3 ヶ月 (H28.12.15～H38.3.31)		占用後の取扱	原状回復	占用料	非公表
	建物構造	木造 2 階建て	建物延床面積	871.23 m ²		建築面積	604.86 m ²
	開設年月日	平成 29 年 10 月 1 日	開所時間	7：30～20：30		定員	128 名
	園庭利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園の敷地内に園庭があるが、(80.15 m²) 基準面積を満たしていないため、代替地として公園（代々木公園）を申請している。 ・代替遊戯場（代々木公園）の届け出上の面積 540,609.15 m² ・基本的に、天候の良い午前中は公園に出ていることが多い。おおよそ、年齢ごとに活動をしている。広い公園なので、年齢や発達に応じて、活動場所を変えている。 					
公園の配慮事項	安全面	<p>○公園まで (こども園事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園舎は公園の中にあり、園舎を出るとすぐに公園という立地なので、公園までの安全面ということは無いが、逆に接しているからこそ、出入り時のセキュリティには気をつけている。 <p>○公園内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員・警備員による園内巡回時における安全面の確認 (こども園事業者) ・放し飼いの犬に近づかない。 ・撮影者を見かけたら職員が積極的に声をかけている。 ・広大な公園で、様々な方が来られているので、不審者には気をつける。見通しの悪い奥には入らない。 					
	防犯	・職員・警備員による園内巡回時における安全面の確認					
	衛生面	・トイレ、水飲みなどの衛生面（清潔さ）の確保 (こども園事業者)					

	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児は公園内トイレを使用しない。幼児も極力園舎内トイレを使用するようにしている。 ・水飲み場は使用しないように、飲み物を持参する。 ・地面に座る際に、0歳児はレジャーシートを敷く。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・授乳用の場所・おむつ替えの場所がある ②子どもの健全な成長への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自然に触れられる、自ら遊びを創り出していけるよう、関わりに気を付けている。 ③子どもの年齢層への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児用自転車の貸出し、幼児用サイクリング広場・練習コースの設置 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 <ul style="list-style-type: none"> (こども園事業者回答) ・基準よりも、余裕を持った職員配置を行う。 ・コミュニティコーディネーターの配置 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 <ul style="list-style-type: none"> (こども園事業者回答) ・令和2年度から、地域の子育て家庭に向けて出産前後の家庭向けのオンライン保育体験と育児相談(Welcom Room)を実施している。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレの設置、休憩スペース・売店の設置 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・親子で参加できるイベントを開催 (こども園事業者回答) ・立地を活かし、子供の普段の散歩先や遊びを紹介しながら親子で触れ合う「親子ピクニック」を公園内で開催している。 ⑧その他 <ul style="list-style-type: none"> (こども園事業者回答) ・園内のコミュニティスペースを活用し、保護者同士、保護者と保育者で子どもについて語らう「いろいろを囲む会」の実施や家庭で不要になった絵本交換会を開催したり、子どもたちのおもちゃや園庭家具を作りながら交流する会を開催している。 ・保護者の方同士の仲間づくりの支援をしていくこと及び保育士の専門性を地域に生かしていくことを念頭に事業を実施している。 	
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	<ul style="list-style-type: none"> ・接道していない。 ・接道義務、建ぺい率の建築基準法適用除外を受けるための許可申請を行った。(建築基準法第43条第1項ただし書、同法第53条第5項及び第7項の規定による許可を申請した。(平成30年建築基準法一部改正前))
	公園内での敷地選定	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理者(東京都)と協議し、利用者が使用していない場所であり、最小限の樹木伐採で整備が可能であることから、公園運営に支障のない本敷地を選定した。
	占用部分との境界	<ul style="list-style-type: none"> ・正面部分は、柵・塀をしていないが、ポールとロープを使用し、夜間及び休園時には、境を設けている。その他は、木塀により分離している。
	インフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保育事業者により、直接引き込みを実施した(占用料別途)。
	駐輪場等設置	<ul style="list-style-type: none"> ・正面に一時駐輪スペースを設けている。 ・送迎時のみの駐輪とし、公園利用者に注意するように呼びかけている。(こども園利用者の交通手段)
	駐車場等設置	
	送迎時の主な交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の送迎は、自転車が一番多いが、駅からも近く利便性が高いので、区内の幅広い地域からの通園がある。電車の利用も多い。その他、徒歩での通園者もいる。
	住民との合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域からの反対はなかった。 ・近隣に個別説明を実施した。(神宮前地区町会連合会、明治神宮、国立代々木競技場)
地域や公園利用者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲との景観の調和 ・明治神宮の横であり、また外国人観光客も多い立地から、木造の和風建築にし、公園とのデザイン面の調和をはかった。 ・公園内の施設であることから、閉ざされた場であることよりも、ガラス張りの開かれた印象を意識した。 ・こども園設置に伴い伐採した樹木については、同本数を工事後に植樹した。 ○送迎時の安全対策 ・送迎時のみの駐輪とし、公園利用者に注意するように呼びかけている。 ○東京都と渋谷区の協議事項 ・送迎時における駐輪場所の位置、保育所関係車両の通行ルート(事前にゲート、ルートを申請)、について ・運営に伴う苦情対応、災害時の連絡体制、大人数での公園利用時の申請について 	

<p>公園の管理・運営への協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10月に開園したばかりの園なので、まだ行っていない。公園内での企画もあると思うが、公園では様々なイベントなども行なわれているので、園舎や併設しているコミュニティスペースを活用しての企画を考えていきたい。 ・(こども園事業者回答) 支援体制として弊園にはコミュニティコーディネーターという、地域とこども園の橋渡しをする職員がおり、その職員を中心に、推進していきたい。 ・(こども園事業者回答) 2018年5月より、保育・教育者向けのシンポジウム、弊社で連携をしているイタリア レッジョ・エミリア市の教育に関する展示、「子どもの権利条約」に関する絵画展を開催したりしている。今後も、地域の子育て家庭に向けたイベントや、子育て支援者に向けた研修などを立案していきたい。 ・(こども園事業者回答) 消防署の協力のもと実施した避難訓練では、公園の防災担当者も参加し、双方の対応を確認することができた。
<p>保護者への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園入り口にコミュニティスペース(土間)を設置。 ・誰でもトイレをコミュニティスペースに設け、おむつ交換台を設置。 ・コミュニティスペース内に和室の相談室を設け、個別の育児相談や面談なども受けられるようにしている。 ・夕方以降の照明設置。 ・自転車の一時置き場を設定。 ・ベビーカーは置いたまま、通勤ができるよう、ベビーカー置き場を敷地内に設けた。
<p>園児への安全対策等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園内外の柵にはシンダー錠を設置 ・入り口にはオートロックを設置(コミュニティスペースから園内の入り口にもセキュリティを設けており、静脈認証で入るようにしている。) ・園の入り口から見えづらい園庭の入り口と、ベビーカー置き場には防犯カメラを設置している。(令和2年、園正面入り口に向けてのカメラを2台追加し、計4台での監視体制を敷いている。) ・夕方時には照明が点灯する。 ・防犯・警備サービス(ALSOK)に加入。
<p>事業効果</p>	<p>○公園担当部局(都)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に初めて公園と園児と一緒に七夕飾りを行ったが、活気や賑わいのあるイベントになった。 <p>○保育担当部局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童数が減少した。保護者が申し込む希望保育園の上位である。 <p>○利用状況や利用形態の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送り迎えの自転車が増え、停め方等について他の公園利用者からご意見をいただくことがあるが、利用状況等の変化は特にない。
<p>その他</p>	

(平成29年11月調査時点：一部時点更新)

8. 周辺保育所の利用が多い公園に保育所を設置

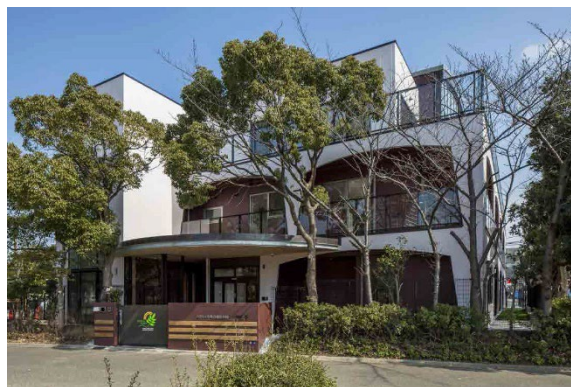
公園名	都立木場公園	公園種別	総合公園	面積	24.20ha (23.9ha)	開園年月	平成4年6月
所在地	江東区木場四・五丁目、平野四丁目、三好四丁目、東陽六丁目			公園管理者	東京都（建設局公園緑地部）		
指定管理者	（公財）東京都公園協会						



都立木場公園 平面図（（公財）東京都公園協会 HP https://www.tokyo-park.or.jp/map/kiba_map.pdf（令和3年3月2日閲覧）より作成）



周辺の保育園、幼稚園等による公園利用状況



保育園正面



周辺の保育園、幼稚園等による公園利用状況



公園からみた保育園

（右上、右下 MIWA 木場公園保育園 HP <https://www.miwanokai.jp/wp-content/themes/miwanokai/assets/img/nursery/kibakoen/info.pdf>（令和3年3月3日閲覧）より引用）

都市内での配置	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄り駅、東京メトロ東西線木場駅から徒歩5分、東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄大江戸線清澄白河駅から徒歩15分、地下鉄新宿線菊川駅から徒歩15分 ・近隣には高層マンションが多い。
---------	--

	公園の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況は、犬の散歩やウォーキング、ジョギング、芝生・バーベキュー広場でのピクニックやバーベキューの利用が多い。テニスコートは学生のサークルによる利用も多い。 ・公共交通手段で近隣の現代美術館や清澄庭園、江戸深川博物館等を利用する際に、本公園に立ち寄る遠方からの利用者もある。 ・広域避難場所に指定されている。 ・近隣保育所や幼稚園の利用が非常に多い。登録団体だけでも30団体はある。 				
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	木場公園周辺のマンション開発等の影響により、待機児童の増加が顕著であり、既成市街地ということもあり土地の確保が難しく、保育所の整備が進まなかった。また、先行事例として、荒川区の汐入公園内にて保育所整備計画が認定されたこともあり、都市公園内における保育所整備に着手した。				
	実施プロセス	平成28年10月 保育所事業者募集開始 平成28年12月 保育所事業者決定 平成29年4月 区域会議開催（区域計画策定） 平成29年5月 諮問会議開催（認定） 平成29年7月 着工 平成30年4月1日 開設 ・住民説明については、平成28年10月頃より町内回覧等により随時対応。計画地周辺に住居がないため、説明会は行っていない。				
	公園選定経緯	待機児童が多く発生しており、整備が進まないエリアから保育所が整備できる規模の公園を選定した。				
	募集要項	東京都立木場公園内保育所運営事業者募集要領（平成28年10月11日江東区） ・占用許可を受けた区域内に園庭（屋上庭園を含む）は設置しないこと。なお、木場公園内を利用する際には、排他独占的な利用はしないこと。 などの記載有。				
	公園改修（整備）	・特別な対応はしていない。				
	役割分担	公園担当部局（都）：保育所設置に係る占用許可、設置工事に係る工事占用許可及び利用調整 保育担当部局：事業者募集、保育所認可手続き、補助金対応、公園管理者との調整、国家戦略特区制度の調整				
	その他	○保育所設置における課題や苦勞した点 ・計画敷地付近まで上下水道の本管が敷設されていないなど、インフラの整備が難航した。 ・区域会議や諮問会議といった認定に向けた各種会議との調整を要した。				
保育所等施設概要	名称	MIWA 木場公園保育園	事業主体	社会福祉法人みわの会		
	認可の区分	認可（私立）	占用者	社会福祉法人みわの会	占用面積	846.38 m ²
	占用期間	10年	占用後の取扱	原状回復	占用料	非公表
	建物構造	鉄骨造3階建て	延床面積	1,192.53 m ²	建築面積	497.17 m ²
	開設年月日	平成30年4月1日	開所時間（延長時間）	7：30～20：30 (18：30～20：30)	定員	130名
	園庭利用	・園庭なし。木場公園を園庭とする場合の届出上の面積：238,711.13 m ²				
公園の配慮事項	安全面	○公園まで ・公園周辺には歩道が確保されている。また、公園内通路を通過して送迎する保護者が多いと想定されるため、安全は確保されていると思われる。 ○公園内 ・保育所敷地周辺にはフェンスを設置。				
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・多目的トイレ、トイレ内にベビーチェアを設置、サービスセンター、木場ミドリウムに授乳室、オムツ替えスペースあり ②子どもの健全な成長への配慮 ・ボランティアにより、近隣の保育園や幼稚園のサツマイモ堀り体験を実施している。 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・公園内で月1回開催されるプレーパーク内で、プレーリーダーが配置されている。 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・環境教育イベント、親子で参加できる防災イベント等を実施				
	敷地の接道	・接道している。				
	公園内での敷地選定	・接道していること、一般利用者があまり利用していないエリアを選定した。				

保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	占用部分との境界	・フェンスを設置している。
	インフラ整備	・保育事業者が設置（占用料別途、ただし工事中の占用料は区が補助）
	駐輪場等設置	・駐輪場設置
	駐車場等設置	・自動車による送迎は認めていない。 ・保護者の公園内の駐車場の一般利用は認めているが、保育所の用での無償利用は認めていない。
	送迎時の主な交通手段	徒歩、自転車、ベビーカーが多い。江東区では全ての認可保育所で車の送迎は認めていない。
	住民との合意形成	・地域住民から保育所設置の要望はあった。 ・保育所設置についての反対意見はなかった。
	地域や公園利用者への配慮	○周囲との景観の調和 ・デザイン面で公園の景観に配慮するため、事業者募集時の条件とした。 ○送迎時の安全対策 ・木場公園の指定管理者と活動団体からなる連絡協議会に保育事業者も加盟し、保育所設置についての説明、打合せを行った。その際、設計当初は、保育所入口が芝生広場側に面していたが、芝生広場を保護者等が自転車で横切って利用する懸念があるため、入口は道路側に面する、駐輪場を設ける等の設計変更を指定管理者が依頼した。 ○地域交流 ・地元の東京原木共同組合から、木育のため、材木の提供を受けた。 ・木場公園の指定管理者と活動団体からなる連絡協議会に保育事業者も加盟し、情報交換を実施 ・地域の在宅子育て家庭向けの子育て相談等を実施
	公園の管理・運営への協力	・木場公園の指定管理者と活動団体からなる連絡協議会に保育事業者も加盟
	保護者への配慮	・駐輪場、ベビーカー置き場を設置
	園児への安全対策等	・電気錠（門扉・エントランス）、防犯カメラを設置し、安全を確保 ・24時間警備システムや非常通報装置を設置
事業効果	○公園担当部局 ・保育園の園児を含め若い世代の利用が増え、賑わいが向上した。 ○保育担当部局 ・本園含めた新設保育園の開設や既存施設の定員変更によって 900 名を超える認可保育所の定員増が図られ、平成 30 年 4 月時点の待機児童が 76 名と前年から減少した。 ○利用状況や利用形態の変化 ・出入口が園路に接しているため、送り迎えの時間帯には、園路に子どもを乗せた保護者の自転車走行が多数みられるようになった。また、出入口前園路は自転車走行者、歩行者、ランニング利用者など多数の往来があることから、衝突防止のため注意喚起を行うようになった。	

(平成 29 年 11 月調査時点)

9. 子育て支援のためのカフェと屋内プレイスペースを設置

公園名	都立和田堀公園	公園種別	総合公園	面積	54.40ha (26ha)	開園年月	昭和 39 年 8 月
所在地	杉並区大宮一・二丁目、成田東一・二丁目・成田西一丁目、堀ノ内一・二丁目、松ノ木一丁目			公園管理者	東京都（東部公園緑地事務所）		
指定管理者	(公財) 東京都公園協会						



((公財) 東京都公園協会 HP <https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/map095.html> (令和 3 年 3 月 3 日閲覧) より作成) 都立和田堀公園 平面図



保育園全景



保育園全景 (道路側)



一般利用 (登録制) も可能なカフェ



保育園内部の様子 (2階ホール)



保育園内部の様子（テラス）



園庭

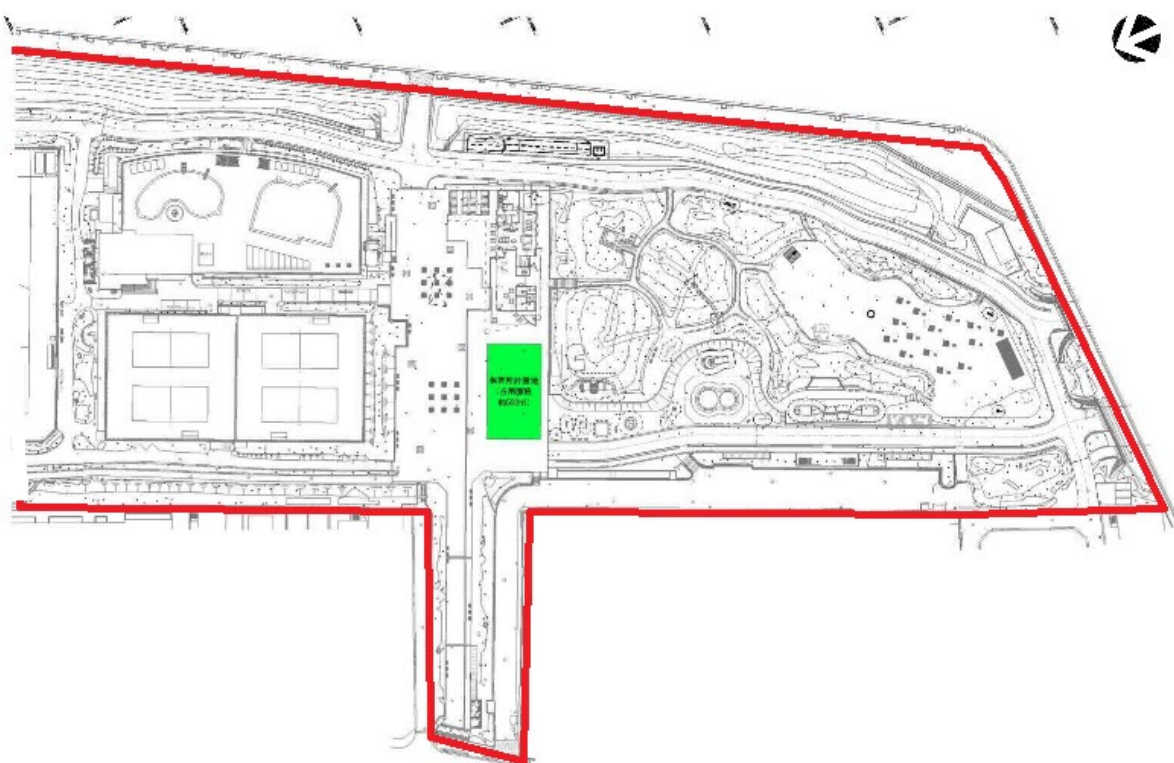
都市内での配置		郊外の住宅地の中にあるが、鉄道の駅からバスで15分程度かかる。				
公園の特徴		親子連れなどの近隣の住民の利用が主であるが、園内のスポーツ施設等の利用で遠方からの利用者も見受けられる。				
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> ○背景 ・待機児童を解消するため区内全域で保育所整備を進めていたところ、当該公園を国家戦略特別区域制度により活用できることとなったため。 ○目的 ・待機児童の解消。 				
	実施プロセス	<p>平成28年11月27日 第一回住民説明会（区）</p> <p>11月28日 事業者公募開始</p> <p>平成29年2月9日 事業者決定</p> <p>4月20日 東京圏国家戦略特別区域会議</p> <p>4月26日 第二回住民説明会（区・事業者）</p> <p>6月2日 占用許可</p> <p>7月 保育施設建築工事着手</p> <p>平成30年4月1日 保育施設開設</p>				
	公園選定経緯	公園管理者である東京都と協議の上、3か所の候補地を選定した。候補地の中から、周辺の保育需要、接道条件及び利用状況等総合的に勘案し、現所在地を最終候補地とし、東京都の了承を得た。				
	募集要項	国家戦略特区活用による都市公園の保育所整備・運営事業者公募要項（平成28年11月 杉並区）				
	公園改修（整備）	・特になし				
	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区保育担当部局：候補地の選定（都公園担当部局との協議の上）、近隣住民対応、事業者の選定、保育所設置認可に係る都保育担当部局との協議 ・東京都：保育所設置にかかる占用許可、設置工事にかかる占用許可及び利用調整 ・その他連携した部局：杉並区の公園担当部局 				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所設置における課題や苦労した点 ・候補地の選定。 				
保育所等施設概要	名称	Pico ナーサリ和田堀公園		事業主体	社会福祉法人風の森	
	認可の区分	認可（私立）	占用户	社会福祉法人風の森	占用面積	1,101.43 m ²
	占用期間	H29.7.1～R9.3.31 9年9ヶ月	占用後の取扱	原状回復	占用料	非公表
	建物構造	木造2階建て	延床面積	882.14 m ²	建築面積	494.16 m ²
	開設年月日	平成30年4月1日	開所時間（延長時間）	7:30～18:30 (18:30～19:30)	定員	120名
園庭利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭有(108.64 m²)（ただし、認可基準を満たす広さの園庭ではないため、別途下記代替遊技場を設定） ・代替遊技場：都立和田堀公園（260,502.79 m²） 					
公園の配慮事項	安全面	<ul style="list-style-type: none"> ○公園まで ・公園管理者では把握していない ○公園内 ・職員・警備員による園内巡回時における安全面の確認 				
	防犯	・職員・警備員による園内巡回時における安全面の確認				
	衛生面	・トイレ水飲み場などの衛生面（清潔さ）の確保				

	<p>①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・授乳用の場所・おむつ替えの場所がある</p> <p>②子どもの健全な成長への配慮 ・子供が自然に触れられる、社会性を身に着けることができる</p> <p>③子どもの年齢層への配慮 ・乳幼児用の遊具が設置してある。外で自由に遊べる広場がある</p> <p>⑥保護者のための施設整備における配慮 ・多目的トイレ設置</p> <p>⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・親子で参加できるイベントの開催</p>	
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	接道している。
	公園内での敷地選定	公園管理者である東京都と協議の上、3か所の候補地を選定した。候補地の中から、周辺の保育需要、接道条件及び利用状況等総合的に勘案し、現所在地を最終候補地とし、東京都の了承を得た。(再掲)
	占用部分との境界	フェンス(H1800mm)で分離している。
	インフラ整備	公園外から引き込み、インフラについては、すべて保育所設置事業者負担とした。
	駐輪場等設置	・敷地内に、送迎時一時駐輪場及び在所中ベビーカー置き場を設置している。当該保育所は、道路に隣接しているほか、敷地と公園との境は障囲を設置して物理的に公園から直接アクセスできないこともあり、保護者が公園内を自転車で通行する際のルール等取り決めは特段ない。
	駐車場等設置	・設置していない。
	送迎時の主な交通手段	・自転車利用者が多い。 ・車による送迎は、(当該保育所に関わらず区内全保育所で)認めていない。
	住民との合意形成	住民説明会を2度実施したが、特段意見等なかった。
	地域や公園利用者への配慮	<p>○周囲との景観の調和 ・風致地区であるため、当該規制の枠内のものとした。</p> <p>○保育所からの音の対策 ・住民説明会において特段要望等なかったため、検討していない。</p> <p>○一般開放施設(カフェ) ・園内に設置したカフェは(基本的に、コーヒーサーバーや、ウォーターサーバーなどを置き、飲み物の提供は無料)、平成30年12月に本格スタートし、外から出入りできるようになっており、主に地域の子どもの持つ親を対象としており、カフェ内にちょっとした遊び場を設けている。セキュリティ上登録制としている。 ・社会福祉法人として、子育て相談や、栄養相談等の講習会等も行っている。</p> <p>○送迎時の安全対策 ・(都)送迎時に園内に不法に自転車を駐輪させないこと。</p> <p>○地域交流 ・住民等からの要望ではなく、保育所運営事業者の主体的な取り組みとして、保育所内において、子育て世帯に向けたイベントを実施している。</p> <p>○その他 ・(都)園地を利用する際の、他の公園利用者への配慮</p>
	公園の管理・運営への協力	・現状、特段依頼等はないため、参加していない。 ・(都)避難訓練・防災訓練の実施を検討中。
保護者への配慮	敷地内に、送迎時一時駐輪場及び在所中ベビーカー置き場を設置している。当該保育所は、道路に隣接しているほか、敷地と公園との境は障囲を設置して物理的に公園から直接アクセスできないこともあり、保護者が公園内を自転車で通行する際のルール等取り決めは特段ない。(再掲)	
園児への安全対策等	・防犯カメラを設置すると共に、門扉及び建物玄関扉をオートロックとしている。	
事業効果	<p>○公園担当部局(都) ・保育園の児童や保護者の利用が増えた。</p> <p>○保育担当部局 ・保育所が開設した平成30年4月に、待機児童解消に至った。</p> <p>○利用状況や利用形態の変化 ・(都)園地として開放している場所の減少による公園利用者への影響</p>	
その他	・杉並区の他の都市公園内に保育所整備を行った(令和2年4月開所)。	

(平成30年11月調査時点：一部時点更新)

10. 再整備したこどもの遊び場に隣接して保育所を設置

公園名	しながわ区民公園	公園種別	総合公園	面積	12.4ha (12.7ha)	開園年月	昭和 58 年 4 月
所在地	東京都品川区勝島 3-2-2		公園管理者	品川区 (防災まちづくり部公園課)			
委託管理	奥アンツーカ株式会社						



しながわ区民公園 平面図 (保育所設置区域を含む周辺区域のみ) (品川区提供平面図より作成)



保育所全景



プランターによる緑化



保育所内部



保育所敷地内ベビーカー置き場



隣接する公園内の子どもの遊び場①



隣接する公園内の子どもの遊び場②

都市内での配置		品川区の臨海部に位置し、周辺は住宅地、学校、高層マンション、事業所、競馬場等、多様な施設に囲まれている。最寄駅は京急本線立会川駅及び大森海岸駅、徒歩5分程度。					
公園の特徴		遊戯施設（子どもの遊び場、プレイパーク）に加え運動施設（野球場、テニスコート、プール）や水族館、バーベキュー場、及び海水を利用した人工湖がある。					
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> ○背景 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の待機児童が多かった。特区として都市公園内の保育所設置が認められた。 ○目的 <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の解消 					
	実施プロセス	<p>平成28年2月 公園整備及び保育園計画説明会 9月 募集要項配布 12月 事業者決定</p> <p>平成29年2月 東京圏国家戦略特別区域会議で計画の認定 平成29年 保育園施設に関する説明会 平成29年4月 保育所部分の占用許可 5月 住民説明会実施（工事） 7月 工事開始 平成30年4月 開所</p>					
	公園選定経緯	占用基準となっている広場面積の30%で保育園用地を確保できる、規模の大きい公園を選定した。品川区にはあまり、大きい公園がないため、候補の公園は必然的に、当公園のみとなった。					
	募集要項						
	公園改修（整備）	<ul style="list-style-type: none"> ・（保育園整備に併せたわけではないが）、老朽化に伴う再整備を実施した。（パークセンターに救護所兼授乳室の設置、だれでもトイレの設置、バリアフリー化、遊具の更新等） ・再整備計画を行っている中で、保育所の設置が決まったため、特に再整備計画を変更する等は、なかった。 ・保育園の設置と並行して公園の再整備を実施し、減少する広場面積を最小限とした。 					
	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・公園担当部局：公園内配置の検討。再整備。 ・保育担当部局：区内保育園配置の検討。保育事業者調整（民設民営のため、施設建築、運営、占用手続きは保育事業者）。 ・土木管理部局：占用許可 ・建築部局：建築基準法に係る協議 					
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所設置における課題や苦労した点 ・電力供給の原則（一宅地一引込）により、別引込が実施できない。 ・接道条件等に伴う建築基準法関連の条件整理が必要。 					
保育所等施設概要	名称	にじいる保育園勝島		事業主体	株式会社ライクアカデミー		
	認可の区分	認可（私立）	占用者	株式会社ライクアカデミー	占用面積	495 m ²	
	占用期間	H29.7.1～ H39.3.31	占用後の取扱	原状回復	占用料	平成29年度 510円/m ² （減免有）	
	建物構造	鉄骨造2階建て		延床面積	531.24 m ²	建築面積	300.09 m ²
	開設年月日	平成30年4月1日		開所時間（延長時間）	7:30～19:30 (18:30～19:30)	定員	92名

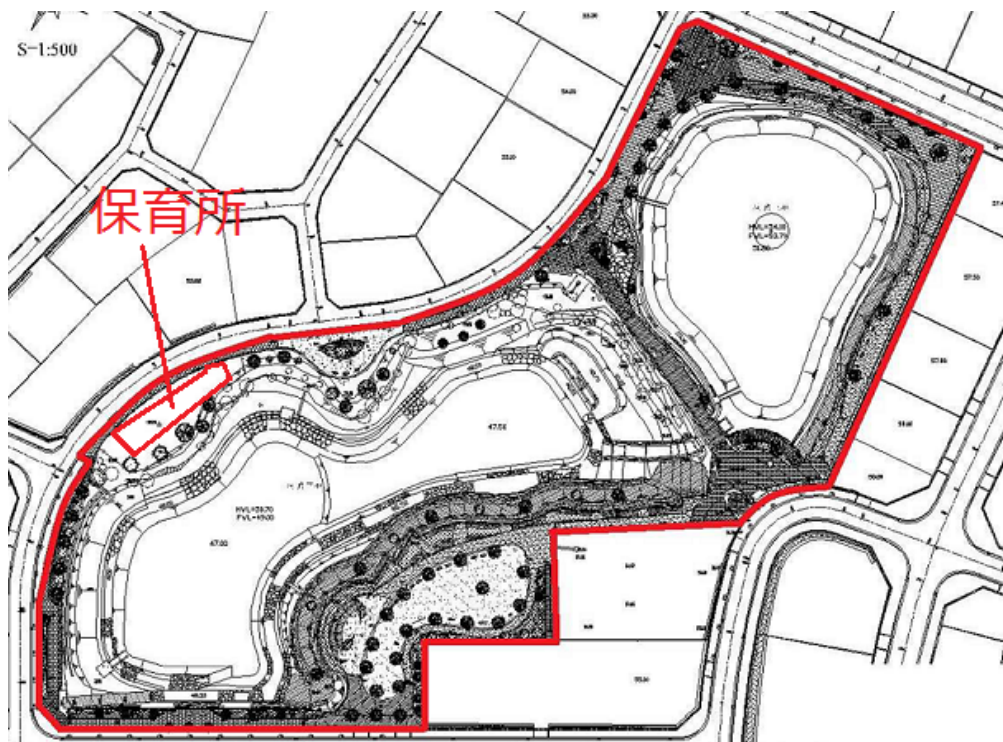
	園庭利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭はないが、建物とフェンスの間のスペースに砂を敷いており、夏場はプールを置いたり、砂遊びをするなどしている。 ・代替遊戯場：しながわ区民公園（127,419.09 m²） ・しながわ区民公園は広いため、園外保育場所として、子どもの遊び場、プレイパークをはじめ公園内のさまざまなエリアを利用している。今後は、地域にも出ていきたいと思う。
公園の配慮事項	安全面	<ul style="list-style-type: none"> ○公園まで ・アクセス道路には歩道が確保されている。 ○公園内 ・自転車用園路と歩行者用園路を分離し、バリアフリー対応としている。遊具等の点検を実施している。
	防犯	・夜間閉鎖としている。有人管理により日常的に巡回を実施している（開園 6:00～20:30）。保育所には、緊急時対応のため、門扉のカギの貸与をしている。
	衛生面	・ペットを連れての利用は禁止している。有人管理により日常的に巡回し、清掃を実施している。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・公園内のパークセンターに救護所を兼ねた授乳室を設置している。園内のだれでもトイレには多目的ベッドを設置し、おむつ替えが可能。 ②子どもの健全な成長への配慮 ・通常の遊具に加え、子どもの自主性や創造性、自己責任の意識、体力増進等を図るため「子ども冒険ひろば」事業（プレイパーク）を実施している。プレイパークは、他の公園でも実施しており、ニーズがあったこともあり、再整備の際に設置した。 ③子どもの年齢層への配慮 ・3歳以上から遊べる遊具と6歳以上から遊べる遊具の配置を分けて設置している。柵等では、明確に分けてはいない。 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・プレイパークにはプレイワーカーを配置し、様々な外遊びを援助している。利用者数の調整が必要な遊具（ドーム型トランポリン）には管理スタッフを配置し、人数制限を行っている。 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・しながわ子ども冒険ひろば（プレイパーク）において食事会等を開催し、子育て中の親同士が交流できるイベントを開催している。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・子どもの遊び場には日傘付きのテーブルベンチを配置している。トイレにはだれでもトイレを併設するとともに、パークセンターには休憩スペースを設けている（食事可能）。 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・みどりと花のフェスティバルを開催し、花々や苗の販売や昔遊び工作など、親子そろって楽しめるイベントを開催している。
	敷地の接道	<ul style="list-style-type: none"> ・接道していないため、公園全体を敷地として建築基準法の手続きを行っている。 ・みなし道路についても検討したが、敷地を分断してしまうこともあり、建築部局との協議を行い、この方法を採用した。
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	公園内での敷地選定	<ul style="list-style-type: none"> ・広場面積の30%を確保しつつ、公園利用者への影響が少ない場所を選定した。 ・保育園設置前は噴水を有する広場となっていたが、老朽化の更新に併せて噴水を撤去し、広場面積を確保することで公園利用者への影響を最小限とした。 ・しながわ区民公園内では、大きな広場があまりなく、必然的に現在の場所を選定した。
	占用部分との境界	・安全管理上フェンスで分離している。
	インフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> ・電気は公園から給電している。上水道については公園外から別引込。下水道は公園と共用している。全て保育園設置事業者負担。 ・電気は公園からの給電のため、別途メーターをつけて、品川区から保育事業者に電気代を請求している
	駐輪場等設置	・職員用の駐輪場のみ設置している。保護者は公園内の駐輪場を使用するよう指導している。
	駐車場等設置	・なし
	送迎時の主な交通手段	・徒歩と自転車。車利用は認めていない。
	住民との合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への説明会を実施した。壁の色やフェンスの高さといった仕様に関する要望をいただいたため、設計の際に反映した。 ・保育所設置の説明会以前に、再整備計画の説明の中で、保育所の設置については、住民には把握いただいていた。

<p>地域や公園利用者への配慮</p>	<p>○周囲との景観の調和 ・目立った施設とならないようにアースカラーの外観とした。周辺にはプランターを設置し緑化している。 ○保育所からの音の対策 ・周辺の住宅地まで距離があるため検討していない。</p>
<p>公園の管理・運営への協力</p>	<p>・保育事業者による自発的な活動として清掃を行っている。</p>
<p>保護者への配慮</p>	<p>・ベビーカー置き場は設置している。 ・自転車は公園内の駐輪場を利用している。自転車で送迎する場合、公園利用者の通行が多い入口は利用せず、公園利用者の比較的少ない入口を利用するように指導している。当初は、敷地内に駐輪場を設けることとしていたが、公園課との協議の中で、公園内の駐輪場を利用し、そこから徒歩で送迎を行うということにした。</p>
<p>園児への安全対策等</p>	<p>・防犯カメラ、入口にオートロック設置</p>
<p>事業効果</p>	<p>○公園担当部局 ・特になし ○保育担当部局 ・待機児童が減少した。</p>
<p>その他</p>	<p>○品川区での他の都市公園への保育所の設置の事例 ・西大井広場公園（平成 29 年 4 月 1 日開所） ○その他（上記以外）の都市公園への保育所の設置 ・品川区内の都市公園内への保育所設置について、保育所の耐震化等に伴う仮園舎の計画のみ有り。</p>

（平成 30 年 11 月調査時点）

1 1. 保育所利用者以外の子育て支援の場としても活用

公園名	羽鷹池公園	公園種別	街区公園	面積	2.6ha (2.6ha)	開園年月	平成 19 年 4 月
所在地	大阪府豊中市少路 1 丁目地内		公園管理者		豊中市（環境部公園みどり推進課）		



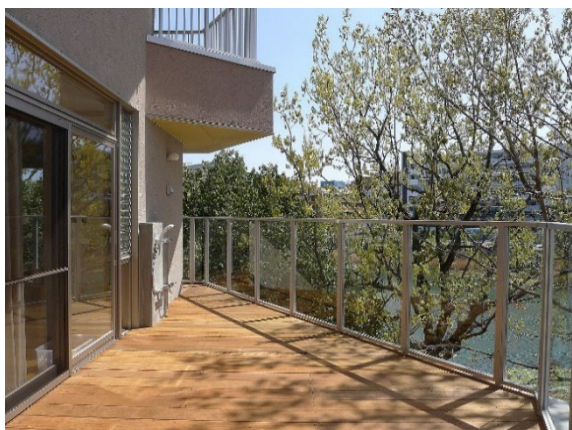
羽鷹池公園 平面図（豊中市提供平面図より作成）



公園からみた保育所



保育所外観



2階テラス



2階子育て支援室



園庭



屋上園庭

(写真提供：社会福祉法人あけぼの会羽鷹池ひだまり保育園)

都市内での配置	府道豊中亀岡線の東側に位置する約 2.6ha の公園である。住宅地内にあるが、大阪モノレール少路駅から北へ徒歩約 3 分の位置にある。
公園の特徴	公園の中央に羽鷹池があるため、野鳥観察をされる方がいる。遊具は健康遊具のみで高齢者の方が多く利用されている。
保育所等施設設置の取組状況	<p>背景と目的</p> <p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊中市全域にて平成 27 年 4 月 1 日時点で待機児童は 253 人発生しており、豊中市子育て・子育て支援行動計画のなかで保育の需要をおよそ 1,400 人分（平成 30 年度）とし、その確保策を定め平成 27 年度から平成 29 年度で整備し、平成 30 年度当初に待機児童の解消を目標に取り組んでいるところであった。 確保策としては市有地、市有施設、国有地、民有地マッチング事業を活用した民間保育所整備など様々な手法を用いて取り組みを進めていたが、住宅が密集する本市においては、保育所に適した物件が少ないという課題があった。 その中で、特区法の改正があり公園での保育所整備が可能となったことから、待機児童解消のため公園を活用した保育所整備に取り組んだ。 <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 待機児童の解消。
	<p>実施プロセス</p> <p>平成 28 年 3 月 募集要項配布 5 月 審査、ヒアリングを経て事業者決定 9 月 国家戦略特別区域諮問会議において区域計画が認定 9 月 豊中市公園条例等の改正 平成 29 年 6 月 公園占用許可申請 7 月 整備着工 平成 30 年 3 月 工事完了 4 月 1 日 開設</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者選定後、近隣住民説明会を複数回開催し、住民の要望等の反映ができるように整備を進めた。
	<p>公園選定経緯</p> <p>特区法による条件（広場面積の 30% が占用面積の上限）と保育所整備に必要な面積から一定規模の広場面積を有する公園を抽出し、当該公園周辺の待機児童の状況や当該公園の利用状況などをかんがみ場所を選定した。</p>
	<p>募集要項</p> <p>平成 27 年度豊中市民間保育所設置・運営者募集要項【国家戦略特別区域法を活用した都市公園における保育施設の整備】羽鷹池公園 Ver. 豊中市こども未来部こども政策課 平成 27 年 3 月及び「羽鷹池公園・ふれあい緑地（3-2 街区）募集要項の一部変更及び追加について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園利用者（乳幼児）がトイレ・授乳室を利用できるための「赤ちゃんの駅」を実施すること。 ○乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流と繋がり場の提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図ることを目的とした「地域交流事業」を実施すること。 <p style="text-align: right;">などの記載有。</p>
	<p>公園改修（整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施していない
	<p>役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育担当部局では、保育所整備運営法人の選定、保育所整備補助金の交付及び法人と公園担当部局間の調整

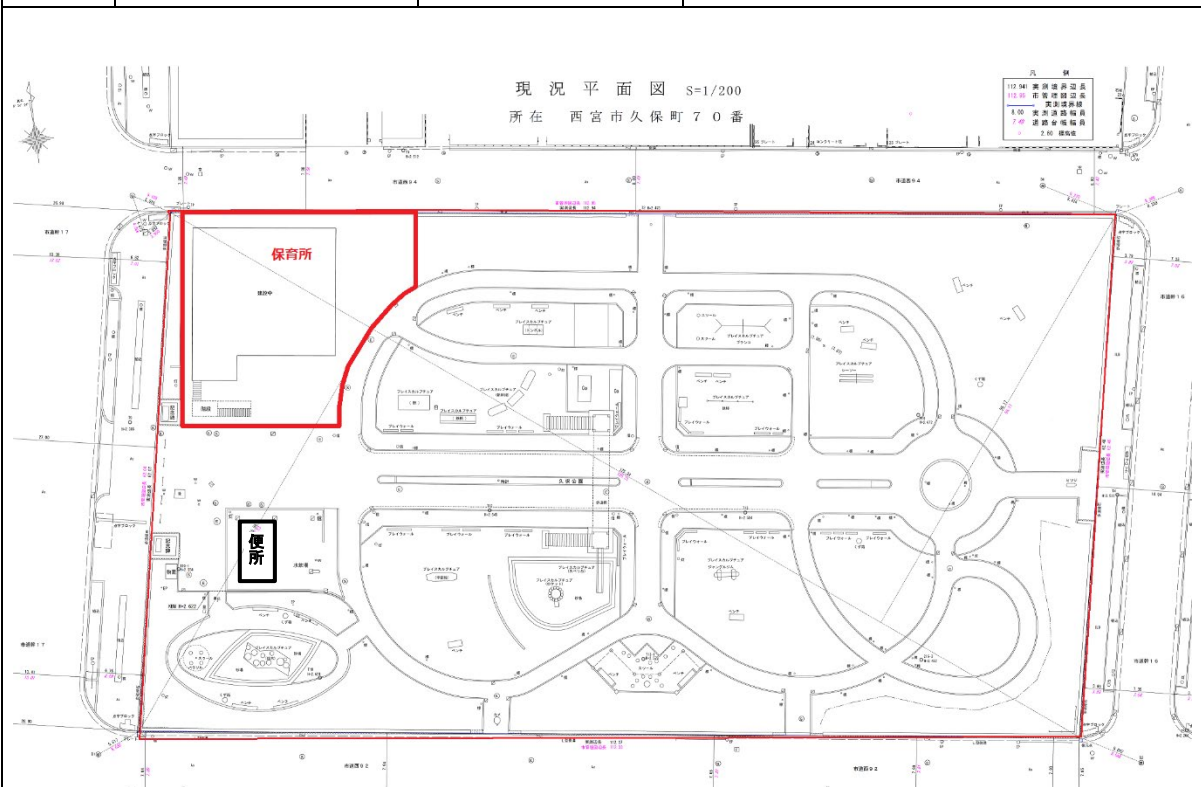
	その他	○保育所設置における課題や苦勞した点 ・都市公園を活用する前例がない整備事業であるため、公園担当部局、建築部局、事業者との調整。						
保育所等施設概要	名称	羽鷹池ひだまり保育園		事業主体	社会福祉法人あけぼの会			
	認可の区分	認可（私立）	占用者	社会福祉法人あけぼの会		占用面積	399 m ²	
	占用期間	2017.6.12～2027.5.31 （更新は2回まで）		占用後の取扱	原状回復	占用料	年間 3,600 円/m ²	
	建物構造	鉄骨造 4 階建て		延床面積	641.61 m ²	建築面積	235.06 m ²	
	開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日		開所時間 （延長時間）	7：30～19：00 （18：00～19：00）		定員	79 名
	園庭利用状況	・園庭有 222.54 m ²						
公園の配慮事項	安全面	○公園内 ・この公園に限らず遊具施設点検を実施している。						
	防 犯	多目的トイレの施錠開錠を 8：30～17：30 で委託して実施している。						
	その他	<p>①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・保育所内に、赤ちゃんの駅を設置している。 ※赤ちゃんの駅：授乳やおむつ交換が可能なスペース、乳幼児のあそび場を提供できる施設（→事例集（保育所占用）No.5 ふれあい緑地公園参照）</p> <p>②子どもの健全な成長への配慮 ・自然豊かな場所に、保育所を整備し、子どもが自然と触れ合う機会を増やしている。</p> <p>⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・保育所による、育児相談会等で、保育士からの育児アドバイス、子育て中の親同士が交流できる機会の提供。</p> <p>⑥保護者のための施設整備における配慮 ・保育所内に多目的トイレ設置</p> <p>⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・保育所による親子で参加できるイベント（園庭開放等）の開催。</p>						
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	接道している。						
	公園内での敷地選定	公園の敷地において、一般利用者が利用できないようフェンスで囲っていた場所があり、その場所を活用した。						
	占用部分との境界	安全管理上、フェンスで分離している。						
	インフラ整備	インフラ整備費用については、全額市が補助した。						
	駐輪場等設置	・駐輪場、ベビーカー置場を設置している。 ・保護者が公園内を自転車で行く際のルール等取り決めはない。						
	駐車場等設置	・保育所敷地内に保護者用の送迎用駐車場は設けていない。緊急車両用のスペースは設けている。						
	送迎時の主な交通手段	・自転車、徒歩。車利用は認めているが、路上駐車がないよう園が借りている敷地外の駐車場を利用するよう案内している。						
	住民との合意形成	住民説明会を 3 回実施し、一部近隣住民には個別に説明を行った。						
	地域や公園利用者への配慮	<p>○周囲との景観の調和 ・建物の外観は公園の景観と調和するものとし、事業期間を通じて美観を保つこと。（都市公園の占用の基本条件の一つ。募集要項に記載。）</p> <p>○保育所からの音の対策 ・近隣の住居、施設側にできるだけ開口部を最小限とし、公園側へ開口部を設ける設計とした。</p> <p>○一般開放施設（赤ちゃんの駅） ・赤ちゃんの駅を設置している。 実施経緯：公園利用者に配慮した施設とするため、赤ちゃんの駅設置を公募の際の条件とした。 支援体制：市HP、冊子等で赤ちゃんの駅の場所等を周知している。</p> <p>○送迎時の安全対策 ・日頃の保育にて、交通安全等について学ぶ機会をつくっている。</p>						
公園の管理・運営への協力	・実施していない							

	保護者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場、ベビーカー置場を設置している。 ・保護者が公園内を自転車で通行する際のルール等取り決めはない。
	園児への安全対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所メイン出入り口には電子錠を整備している。
	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ○公園担当部局 <ul style="list-style-type: none"> ・保育園の児童を散歩させることがあるため、賑わいが向上した。 ○保育担当部局 <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童が減少した。保護者や保育事業者からは、公園内の保育園について緑が多く好意的な意見が多くみられる ○利用形態の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の公園利用者が増加した。
	その他	

(平成 30 年 11 月 調査時点)

12. 交通公園内の使用されていない建物の跡地に保育所を設置

公園名	久保公園	公園種別	街区公園	面積	0.69ha (0.69ha)	開園年月	昭和49年4月
所在地	西宮市久保町9-20		公園管理者	西宮市（土木局公園緑化部公園緑地課）			



久保公園 平面図（西宮市提供平面図より作成）



①保育園全景（正面に、駐輪場と駐車場あり）



②保育園全景（手前の遊具は公園施設）



③保育園全景



④新設されたトイレ

（写真提供：①②③（社会福祉法人いちにわたけのこ会ゆめっこわかば保育園）、④（西宮市））

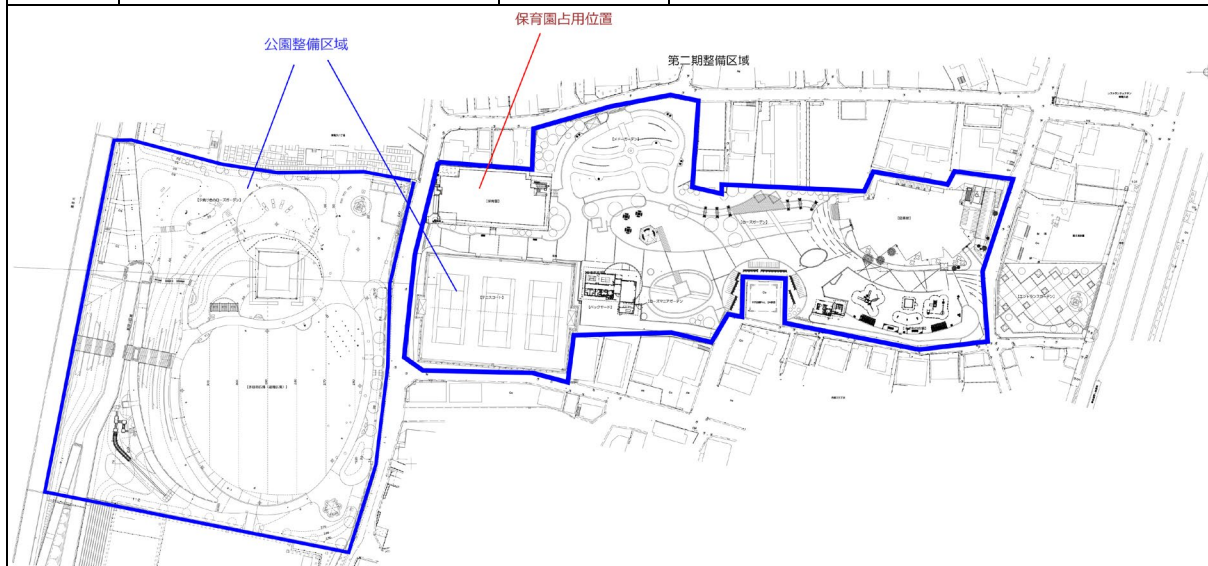
都市内での配置		<ul style="list-style-type: none"> ・阪神西宮駅から阪神バス「交通公園前」下車徒歩すぐ。 ・幹線道路に面した住宅地内。 					
公園の特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・信号機や道路標識、歩道橋、横断歩道も完備した子供たちが遊びながら正しい交通の知識とルールを学べる公園内に「まちなか」を再現した交通公園 					
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童が多いが、市内に保育所用地として利用できる土地が少なかった。しかし、久保公園内に保育所整備が可能である土地があったため、国家戦略特別区域制度の「都市公園占用保育所等施設設置事業」として申請し、認定を受けた。 <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の解消のため。 					
	実施プロセス	<p>平成 28 年 8 月 公園内保育所の基本構想開始</p> <p>8 月末 地域への計画説明会実施</p> <p>10 月 保育所運営法人の選定</p> <p>12 月 関西圏国家戦略特別区域会議で計画の認定</p> <p>平成 29 年 2 月 保育事業者から、近隣への挨拶及び説明実施</p> <p>5 月 建物解体工事説明会実施</p> <p>5 月～7 月 保育事業者から、近隣への工事内容説明実施</p> <p>9 月 保育所部分の占用許可</p> <p>9 月 保育事業者と工事業者から、近隣へ工事の流れについての説明実施</p> <p>9 月 工事開始</p> <p>平成 30 年 4 月 開所</p>					
	公園選定経緯	<p>①5,000 m²以上の都市公園</p> <p>②保育ニーズが高い</p> <p>③近隣に市有地がなく、用地確保が困難</p> <p>④公園の利用者に影響が少ない</p> <p>⑤造成が少ない</p>					
	募集要項	有					
	公園改修(整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去した建物内のトイレを日常的に公園利用者用トイレとして使用していたため、多目的ブースを併設した公園トイレを新設した。 ・生垣改修工事（保育所整備の説明会時に伺った地域からの意見に対応） ・数年内には、新規事業として既存公園改修事業をスタートする予定としているが、保育所整備や子供の利用が多い状況を考慮して優先して早期に実施する公園として計画している。 					
	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・保育担当部局では、保育所整備運営法人の選定、保育所整備補助金の交付及び法人と公園担当部局間の調整 					
	その他	<p>○保育所設置における課題や苦勞した点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 					
保育所等施設概要	名称	ゆめっこわかば保育園 (ゆめっこ保育園の分園)		事業主体	社会福祉法人いちにわたけのこ会		
	認可の区分	認可保育所分園 (私立)	占用者	社会福祉法人いちにわたけのこ会	占用面積	600.21 m ²	
	占用期間	5 年間 (更新有)	占用後の取扱	同内容にて 5 回更新予定	占用料	月額 536 円 / m ² (減免措置適用無、 占用料全額分の補助金有)	
	建物構造	鉄骨造 3 階建て		延床面積	721.10 m ²	建築面積	307.96 m ²
	開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日		開所時間 (延長時間)	7 : 00～19 : 00 (18 : 00～19 : 00)	定員	60 名
	園庭利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭有 191.17 m² 					
公園の配慮事項	安全面	<p>○公園まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園外周に設置している生垣について、外周道路からの見通し確保のため、フェンスへ改修予定。(保育所整備の説明会時に伺った地域からの意見に対応) <p>○公園内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊具を含む公園施設の点検 ・バリアフリーに対応した公園トイレの整備を実施 					
	防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・公園外周に設置している生垣について、外周道路からの見通し確保のため、フェンスへ改修予定。(保育所整備の説明会時に伺った地域からの意見に対応) (再掲) 					
	衛生面	<ul style="list-style-type: none"> ・砂場の砂について、回虫卵検査を実施している。 					

	<p>①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おむつ替えの場所として、公園トイレに多目的ブースを併設している。 <p>②子どもの健全な成長への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古い形態の公園ながらも、子供たちが遊びながら正しい交通の知識とルールを学べる。 <p>③子どもの年齢層への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設長寿命化計画等において今後、改修を検討している。 <p>⑥保護者のための施設整備における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレの設置。施設改修については今後検討予定。 	
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	接道している。
	公園内での敷地選定	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災の影響や交通安全教室の近代化により使わなくなった交通教室を実施していた建物及び駐車場を除却後の跡地に誘致した。 ・以前は交通安全教室に使用していた交通館と駐車場を市で解体し、跡地を活用することにより、公園利用者に影響がほとんどなかったため。
	占用部分との境界	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所敷地内に侵入防止用のフェンスを設置している。
	インフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、上下水道、ガス共、公園とは完全に独立した形で引き込んでいる。
	駐輪場等設置	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎用の駐輪場を設置している。
	駐車場等設置	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場を設置している（3台分）。
	送迎時の主な交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・（保育事業者）送迎時の交通手段は、自転車、徒歩、自家用車それぞれである。保育園敷地内に3台分の駐車場がある。
	住民との合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所整備計画及び、既存建物の解体については、市から地域へ説明を行った。 ・保育所の建設については、運営法人から地域へ説明を行った。 ・地域からは保育所設置については、概ね反対意見は無かった。ただし、現状及び保育所設置後の公園環境に対する不満、懸念があった。
	地域や公園利用者への配慮	<p>○周囲との景観の調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園とのデザイン面や色調の調和を求めた。 ・現状の石積み、生垣など残せる施設は流用した。 <p>○送迎時の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（保育事業者）開園当初1ヵ月ほどは、職員が玄関前で見守りをしていた。また行政にお願いして、近くの電信柱に「スピードを落とせ」という標識を設置してもらった。保護者には、登降園時に子どもから目を離さないように指導している。 <p>○地域交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援事業を実施。地域公益活動を実施予定。
	公園の管理・運営への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、特段依頼等ないため、参加していない。 ・（保育事業者） 今後は、自治会等と、ベンチの塗り替えなど、公園をよくする活動にかかわっていきたい。
保護者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎用の駐輪場、駐車場（3台分）を設置している。 	
園児への安全対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・入口にオートロック設置。 	
事業効果	<p>○公園担当部局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所と近隣自治会が連携した行事の開催や公園の運営に関わり始めた。 <p>○保育担当部局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童解消に向けた対策の一つとして寄与している。 <p>○利用状況や利用形態の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元々、子供や保護者の利用の多い公園であったが、保育所開所後は更に利用が増えた。 ・（保育事業者） 新たに公園内に多目的トイレが設置されたことで、近隣保育園や幼稚園の利用が増えた。 	
その他	<p>○少子高齢社会への対応を鑑みた公園の整備・再整備、管理運営全般についての課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすい環境への対応として、公園内に導入する遊具については、児童向け遊具とは別に幼児の利用にも配慮した遊具設置を心掛けているが、子供の少ない地域における公園整備・再整備では、自治会とも相談し、健康遊具などの設置を進めている。 	

(平成30年11月調査時点)

1 3. 公共施設の更新のため新設公園に保育所を設置

公園名	宮前公園	公園種別	近隣公園	面積	2.7ha (1.9ha)	開園年月	平成 28 年 11 月
所在地	東京都荒川区東尾久八丁目			公園管理者	荒川区 (防災都市づくり部基盤整備課)		



宮前公園 平面図 (荒川区提供平面図より作成)



保育所全景



公園側からみた保育所



壁面緑化



保育所入り口



子育て交流サロン内部



屋上緑化部分

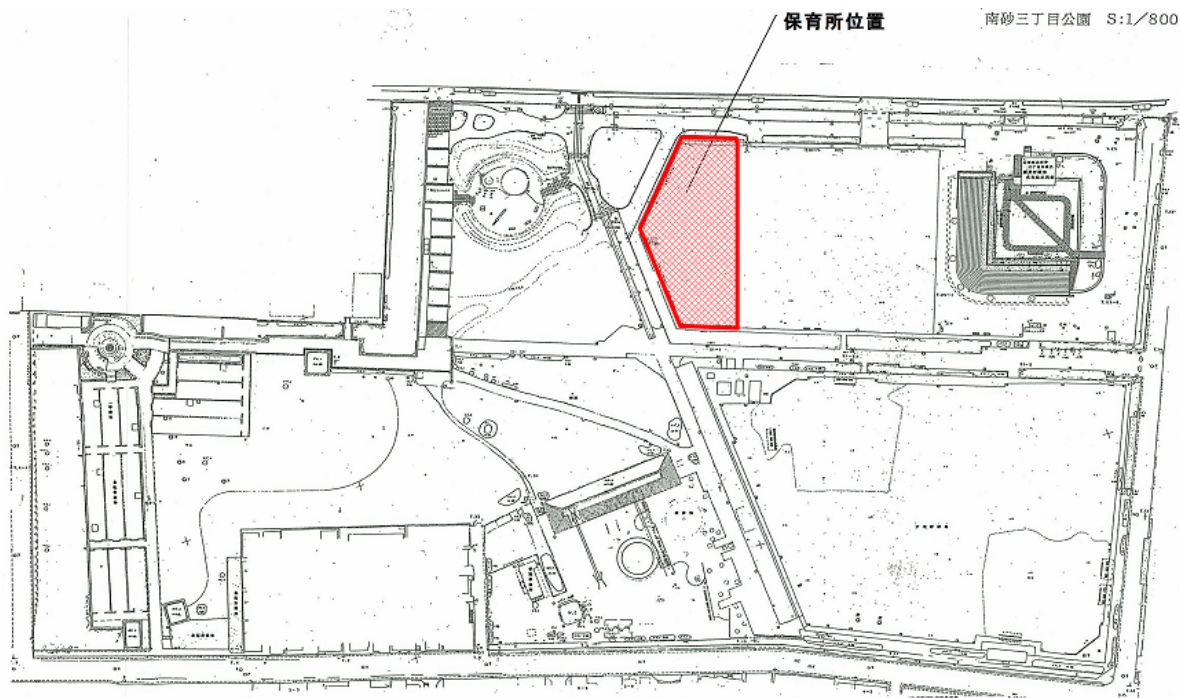
都市内での配置		周辺は住宅地であり、北端に隅田川が流れ、中央部で都電荒川線と交差する公園計画となっており、現在一部を供用開始している。				
公園の特徴		現在は、芝生広場、ガーデンエリア、図書館、子育てエリアが供用開始されている。令和3年度にテニスコート3面を整備し、令和4年4月に全面開園する予定である。				
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	○背景 ・近隣に老朽化に伴う建替えが必要な区立保育園があり、園児の受け入れ先が必要であった。 ○目的 ・受け入れ先として、公園内に特区を活用した保育園を整備し、建替え期間中、園児を受け入れる。				
	実施プロセス	平成29年2月 東京圏国家戦略特別区域会議で計画の変更認定 平成29年2月 保育所部分の占用許可 平成29年7月 保育園建設工事説明会、工事開始 平成30年7月 開所				
	公園選定経緯	当該エリアにおいて、保育園の占用が可能となる面積要件を満たす公園がなかったため当公園を選定した。				
	募集要項	—				
	公園改修(整備)	・特になし				
	役割分担	・公園担当部局(基盤整備課:技術指導、土木管理課:占用手続き) ・保育担当部局(保育課:園事業者調整、営繕課:建築工事)				
	その他	○保育所設置における課題や苦労した点 ・必要となる敷地面積の確保の折りに苦しむ。 (公園側は敷地面積を小さくして欲しいが、保育側は大きくしたい)				
保育所等施設概要	名称	小台橋保育園	事業主体	荒川区(受託者:社会福祉法人 教信精舎)		
	認可の区分	認可(公設民営)	占用者	荒川区長	占用面積	802.86㎡
	占用期間	H29.4.1~H32.3.31 (R2.4.1~R5.3.31)	占用後の取扱	原状回復	占用料	免除
	建物構造	鉄骨造2階建て	延床面積	1,204.19㎡	建築面積	601.66㎡
	開設年月日	平成30年7月1日	開所時間(延長時間)	7:15~19:15 (18:15~19:15)	定員	150名
	園庭利用状況	・園庭なし ・代替遊戯場:宮前公園(2,700㎡)				
公園の配慮事項	安全面	○公園まで ・保育園のためだけではないが、周辺道路の無電柱化工事を行っている。				
	防犯	公園との境界部に背の高いフェンスを設置していない。				
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・保育園内に子育て交流サロンという、子育て中の親子が自由に遊べ、交流、相談、休憩できるスペースを設けている。 ③子どもの年齢層への配慮 ・将来的に、幼児が安心して遊べるように、幼児向け遊具を集約したスペースを整備する。 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・子育て交流サロンにおいて、アドバイスや情報提供をしている。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・保育園内に子育て交流サロンという、子育て中の親子が自由に遊べ、交流、相談、休憩できるスペースを設けている。				
保育所等施設設置・管理運営にお	敷地の接道	接道している。				
	公園内での敷地選定	・技術基準である広場面積の30%が確保できるエリア。 ・道路に面している場所を保育園側が希望。				
	占用部分との境界	フェンスは設置せず、植栽帯により直接入れないようにしている				
	インフラ整備	道路から直接引き込んでおり、保育園建設工事内で実施した。				
	駐輪場等設置	保育園敷地内に自転車の一時置き場はあるが、基本的には駐輪を認めていない。				
	駐車場等設置	食材搬入車用1台分あり				
	送迎時の主な交通手段	自転車				

ける 配 慮 事 項	住民との 合意形成	近隣住民には個別対応し、全体としては工事説明会の場を設けた。
	地域や公園 利用者への 配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲との景観の調和 ・緑地の確保のために屋上緑化・壁面緑化等を求めた。 ○保育所からの音の対策 ・開口部は近隣住民に向けて設置しない。 ・防音性の高い窓の設置。 ・屋上の隣地住民側と設備スペース周囲は防音パネルで囲っている。 ○一般開放施設（子育て交流サロン） ・保育園内に子育て交流サロンという、子育て中の親子が自由に遊べ、交流、相談、休憩できるスペースを設けている。 ○地域交流 ・子育て交流サロンにおいて、子育て中の親子が参加可能なイベントを定期的を開催している。 ・子育て交流サロンは、小台橋保育園が移転前から区の委託を受けて行っていた事業であり、継続して事業を実施している。
	公園の管理・ 運営への協力	・特になし
	保護者への 配慮	・お迎えの時間帯（17時～19時30分）に見守り確認推進員を配置
	園児への 安全対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設外部に防犯カメラを計4台設置、夜間も外部照明は点灯 ・正面玄関はオートロックでカメラ付きインターフォンにて開錠 ・お迎えの時間帯（17時～19時30分）に見守り確認推進員を配置
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ○公園担当部局 ・子供たちの声により、公園に賑わいが創出された。 ○保育担当部局 ・現在は、老朽化した園舎の建替えを目的としており、仮移転により子ども達の安全性が高まった。 ○利用状況や利用形態の変化 ・午前中は、園児の利用が中心となっている。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢社会への対応を鑑みた公園の整備・再整備、管理運営全般について課題 ・社会情勢の変化と共に、公園自体に求められる機能も変化しつつあり、ニーズに即した公園機能を有する整備・再整備が必要となってくる。 ・また、現在の待機児童問題等の社会的課題を解決する受け皿として、都市公園を占用するという手法がとられたが、今後は、少子高齢化が進むことで、保育園以上に高齢者向け施設の需要が見込まれるだろう。占用物件においても変化が予想されることから、公園管理者には、より一層公園の柔軟な運用が求められてくる。 	

(平成30年11月調査時点：一部時点更新)

1 4. 駅前の利便性を活かして公園に保育所を設置

公園名	南砂三丁目公園	公園種別	近隣公園	面積	3.9ha (3.9ha)	開園年月	昭和 47 年 4 月
所在地	江東区南砂三丁目 14 番 6 号		公園管理者	江東区 (土木部河川公園課)			



平面図 (江東区提供)



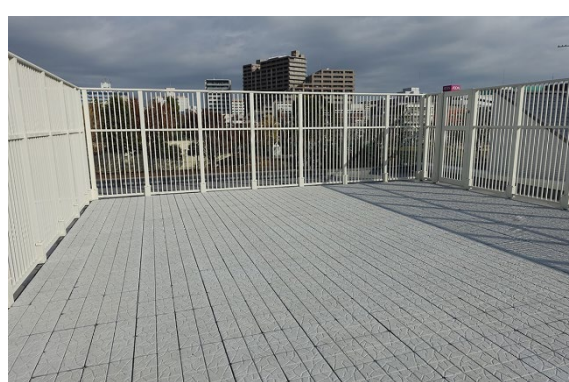
保育所正面



前庭部分



多目的室 (子育て支援事業等に利用)



屋上避難場所



保育所内園庭



隣接する多目的広場

都市内での配置		本公園は、西側に都道丸八通り、南側に東京メトロ東西線南砂町駅と接続しており、公園の通過人数は非常に多い。周囲地域は、都営住宅やマンション等の住宅地に囲まれている。					
公園の特徴		園内に少年野球場や多目的広場が整備されており、親子連れでの利用のほか、周辺の保育園等の利用も多く見られ、常に活気のある公園である。					
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> まとまった保育所用地の確保に苦慮していたところで、都市公園法が改正された。南砂三丁目公園周辺の待機児童が多く、今後も周辺でのマンション開発が見込まれ一層の待機児童対策が必要だった。 <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 待機児童の解消 					
	実施プロセス	<p>平成 29 年 5 月 改正都市公園法公布・庁内の待機児童解消緊急対策会議（全庁横断会議）で整備方針を合意</p> <p>10 月 第 1 回近隣説明会実施</p> <p>11 月 運営事業者募集要領配布</p> <p>12 月 運営事業者決定</p> <p>平成 30 年 1 月 第 2 回近隣説明会実施</p> <p>2 月 保育所の工事占用許可・工事開始</p> <p>7 月 工事完了・保育所部分の占用許可</p> <p>8 月 開所</p>					
	公園選定経緯	国土交通省より示された公園内の保育所占用の技術的基準（主に広場面積条件）に合致する公園をピックアップし、近隣状況等を踏まえて整備する公園を決定した。					
	募集要項	（仮称）南砂三丁目公園内保育所運営事業者募集要領（平成 29 年 11 月 2 日 江東区）					
	公園改修（整備）	保育園関係車両の出入りなどの関係から、園路と歩道の接続部分の車止めやインターロッキングを改修した。					
	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 公園部局：占用条件の整理、許可手続き、工事方法の調整等 保育部局：運営事業者の募集、保育所認可手続き、補助金対応、庁内調整 建築部局：接道条件等の許認可の整理 					
	その他	<p>○保育所設置における課題や苦労した点</p> <ul style="list-style-type: none"> 接道条件のクリア、技術基準のクリア、インフラの引き込み、公園価値向上の具体案 					
保育所等施設概要	名称	グローバルキッズ南砂園		事業主体	株式会社グローバルキッズ		
	認可の区分	認可（私立）	占用者	株式会社グローバルキッズ		占用面積	894.32 m ²
	占用期間	10 年（更新有）	占用後の取扱	原状回復	占用料	特別基準（東京都「都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱」の算定方法を準用）により設定、月額 263,824 円	
	建物構造	鉄骨造 2 階建て		延床面積	792.98 m ²	建築面積	471.67 m ²
	開設年月日	平成 30 年 8 月 1 日		開所時間（延長時間）	7 : 30～20 : 30 (18 : 30～20 : 30)	定員	99 名
	園庭利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 園庭有（認可基準面積未満） 園庭の広さ 128.05 m² 代替遊戯場：江東区立南砂三丁目公園 代替遊戯場の面積：38,645 m² 					
公園の安全面	<p>○公園まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 本公園は西側に比較的交通量の多い都道に面しているが、歩道が確保されており安全面に配慮されている。 <p>○公園内</p>						

配慮事項		・保育園は三方園路に面しており、ベビーカー等の移動がスムーズであり安全面に配慮されている。
	防 犯	日中はシルバー人材センターの公園管理員が常駐し、巡回を行っている。また、樹木剪定を適宜行い、適切な照度を確保するよう配慮している。
	衛生面	・日中はシルバー人材センターの公園管理員が常駐しており、清掃を行っている。
	その他	<p>①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内に2箇所、だれでもトイレを整備している。 <p>②子どもの健全な成長への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽が多く、自然に触れ合うことができる。又、遊具広場や多目的広場があり、運動も行えるので子どもの健全な成長を促すことができる。 <p>③子どもの年齢層への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊具広場を対象年齢に分けて整備している。幼児利用を想定している広場では、犬猫のフン対策の防護柵付きの砂場や、落下高さが低いすべり台等を設置している。 <p>④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の保育園も多く利用しているが、保育園間で利用調整を図っている。 <p>⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備した保育所内に多目的室を設け、保育所運営法人による子育て支援企画などを予定している。 ・(保育事業者) 多目的室内では、読み聞かせ会を月1回実施している。 <p>⑥保護者のための施設整備における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備した保育所内に多目的室・多目的トイレを設け、イベントの際には休憩所等の利用を予定している。(開放の条件等は保育所運営事業者が決定する)
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	接道している。
	公園内での敷地選定	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準である広場面積基準をクリアできる場所と利用状況から選定した。以前は、多目的広場として利用されており、児童等の利用があったが、占用後に残った広場でも十分な広さが確保できている。 ・なお、同一の位置に以前は区立小学校等の仮設校舎があった経緯もあり地元合意が得やすい場所を選定した。
	占用部分との境界	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティの確保のためフェンス (H1,800cm 以上) で分離している。 ・エントランス部分は植栽により占用範囲がわかるよう整備している。
	インフラ整備	・公園外から引き込んでいる。整備費用は占用者が全額負担している。
	駐輪場等設置	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に一時駐輪場を設置している。 ・公園内は自転車走行しないよう保育所運営法人から保護者に注意喚起を行っている。
	駐車場等設置	<ul style="list-style-type: none"> ・江東区では車で送迎は認めていないので、保護者用の駐車場は設けていない。 ・食材搬入や廃棄物回収、緊急車両は園のエントランス部分に引き込めるよう設計している。
	送迎時の主な交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩、自転車、ベビーカーが多い。 ・江東区では全ての認可保育所で車の送迎を認めていない。
	住民との合意形成	近隣住民への説明会を2回実施した。説明会の周知方法は、現地への看板の設置と近隣世帯へのポスティングによって行った。反対意見は特に無かったが、近隣の小学校の通学路と通園路が重なるため、小学校と良く調整してほしいといった意見があった。全体的には、地域の子育て支援になるので喜ばしいといった意見だった。
	地域や公園利用者への配慮	<p>○周囲との景観の調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園の景観を損なわないよう配慮することを募集要領に記載した。また、公園内の緑化に貢献するため、区の緑化条例の基準以上の植栽を配置した。 <p>○保育所からの音の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道沿線であり、住宅地に隣接していないので特に検討していない。 <p>○一般開放施設 (水害用屋上避難場所、多目的室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南砂三丁目公園は荒川に比較的近い立地であり海拔が低いため、水害時の避難用に屋上に避難スペースを設けた。また、保育所利用者以外の子育て世帯の支援の場として、多目的室を設けた。 <p>○地域交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所内に設けた多目的室を使用した近隣の子育て世帯への支援イベントや、公園内でのお祭りの際の休憩所などに利用できるよう予定している。近隣への開放方法は、保育所運営法人が決定する。 ・上記については、開所から間もないことも有り、未実施である。実施の際には、保育所としての運営に支障がないよう、また占用条件との整合を確保するために保育担当部局が相談に乗る。
	公園の管理・運営への協力	・特になし

	保護者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所には一時駐輪場とベビーカー置き場を設置している。 ・保育所内に絵本コーナーを設け、絵本の貸し出しを行っている。
	園児への安全対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ、エントランスにオートロック、エントランス以外の出入り口は鍵で施錠、セキュリティラインをフェンスで確保
	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ○公園担当部局 ・特になし ○保育担当部局 ・待機児童が減少した。保護者や近隣住民からは、緑の中での保育に非常に好意的な意見があった。 ○利用状況や利用形態の変化 ・保育所設置以前より、乳幼児や未就学児の利用が多かったため、利用形態等における今のところ特別な変化は見られない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢社会への対応を鑑みた公園の整備・再整備、管理運営全般について課題 ・南砂三丁目公園の保育所整備の背景には区内の子ども数増加がある。また、今後の人口推移では高齢者数の増加が見込まれている。このような中、現状と将来を見据えた公園整備のゾーニングに苦慮している。

(平成30年11月調査時点)

15. 公設公営の保育所を設置

公園名	都立東綾瀬公園	公園種別	総合公園	面積	17.40ha (15.8ha)	開園年月	昭和41年7月
所在地	足立区東綾瀬一・二・三丁目、綾瀬三・五・六丁目及び谷中一丁目各地内			公園管理者	東京都（東部公園緑地事務所）		
指定管理者	株式会社日比谷アメニス東部地区グループ						



保育所

(東京都東部7公園HP https://tokyo-eastpark.com/wp-content/themes/tokyo-eastpark/images/lower/higashiayase_parkmap2020.pdf (令和3年3月3日閲覧) より作成)

東綾瀬公園 平面図



保育所全景



保育所全景（手前は公園の園路）



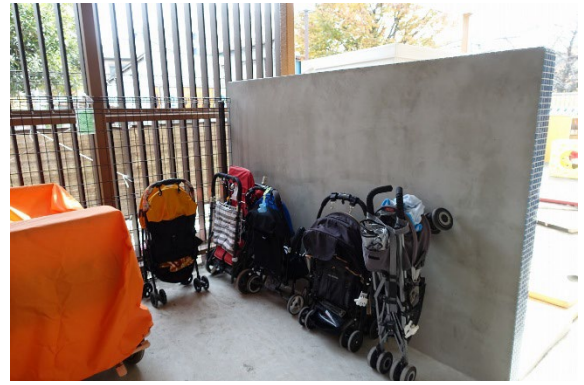
車いす用トイレ



絵本コーナー（一般利用可）



保育所内広場



ベビーカー置き場

都市内での配置		東京メトロ千代田線綾瀬駅東北約 800mに位置する、区画整理済みの第一種中高層住居占用地域。						
公園の特徴		綾瀬駅から点在する広場を遊歩道がつなぎ、区画整理により生み出された区域と合わせて構成された約 2 kmに亘る馬蹄形公園。						
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> ○背景 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の待機児童が多かった。特区として認められた。園舎が老朽化していた。 ○目的 <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童対策、園舎の更新。 						
	実施プロセス	平成 29 年 5 月 東京圏国家戦略特別区域会議で計画の認定 平成 29 年 5 月～11 月 住民説明会を 7 回実施 平成 29 年 7 月 保育所部分の占用許可 平成 29 年 12 月 工事開始 平成 30 年 9 月 開所						
	公園選定経緯	現園舎からの距離と公園の利用形態（建築物や遊具等がない）により決定した。						
	募集要項							
	公園改修（整備）	・特に無し						
	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・保育担当部局（足立区）：公園占用手続き以外を実施した。 ・公園担当部局（東京都）：保育所設置に係る占用許可、設置工事に係る工事占用許可及び利用調整 						
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所設置における課題や苦労した点 <ul style="list-style-type: none"> ・（区）周辺住民の合意形成。 ・（都）特になし。 						
保育所等施設概要	名称	区立あやせ保育園		事業主体	足立区			
	認可の区分	認可保育所（公設公営）		占用者	足立区	占用面積	906.83 m ²	
	占用期間	10 年（更新有） H29.12.1～H39.3.31	占用後の 取扱	原状復旧（保育需要等により継続の有無を判断）		占用料	免除	
	建物構造	鉄骨造 2 階建て		延床面積	1,166.63 m ²	建築面積	616.42 m ²	
	開設年月日	平成 30 年 9 月 3 日		開所時間 (延長時間)	7 : 30～19 : 30 (18 : 30～19 : 30)		定員	130 名
	園庭利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭無し（ただし、プールを置くスペースはある） ・代替園庭：東綾瀬公園 						
公園の配慮事項	安全面	<ul style="list-style-type: none"> ○公園まで <ul style="list-style-type: none"> ・（都）管理外であり、特に配慮していない ○公園内 <ul style="list-style-type: none"> ・不陸箇所点検、公園内の小石の除去、遊具点検、見通しの確保 						
	防 犯	見通しの確保、巡回、綾瀬警察へ巡回の依頼						
	衛生面	・毎日のトイレ清掃、犬の飼い主へマナーアップ活動、清掃の巡回						

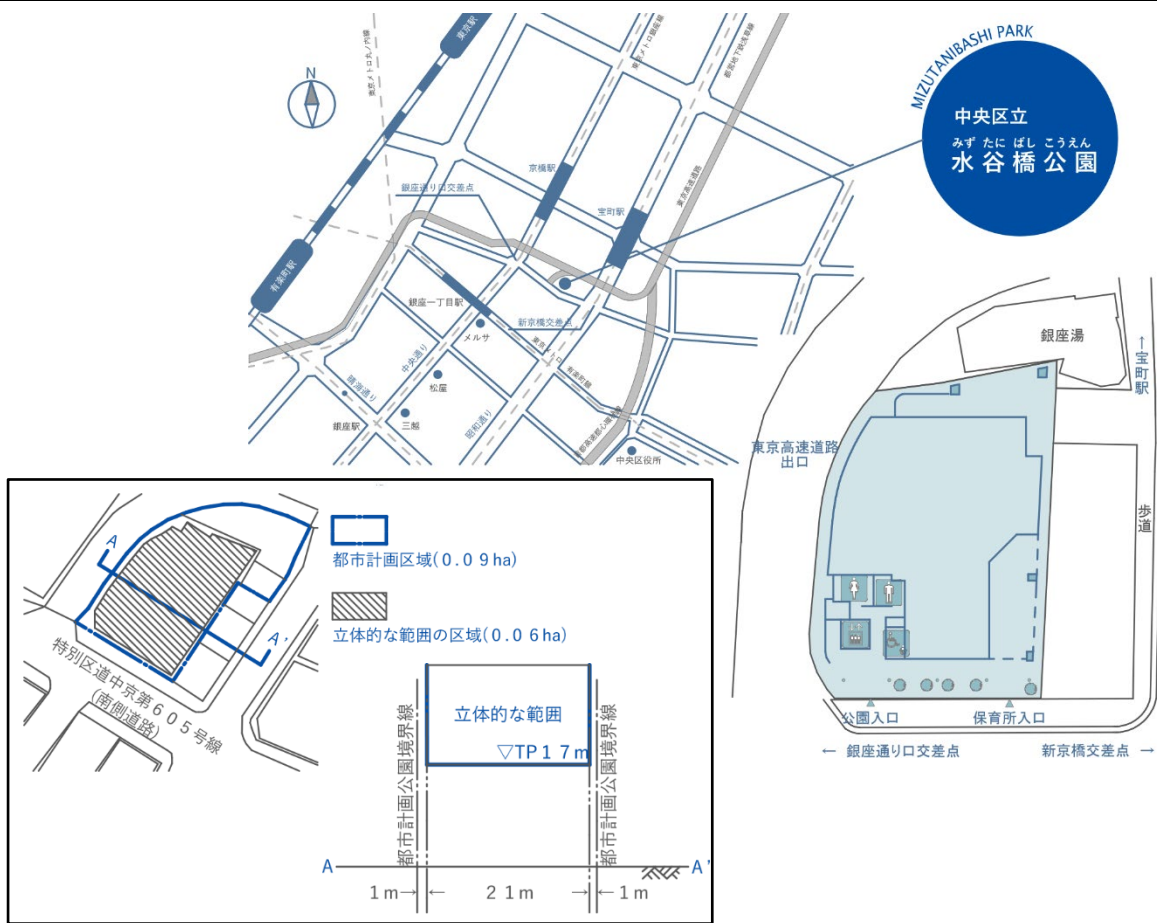
	<p>①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレの使用、状況によりサービスセンターの開放 <p>②子どもの健全な成長への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学生対象のイベントの開催、野球場の整備、都会の中の自然の提供 <p>③子どもの年齢層への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こいのぼり、ペインティングなど小さい子供と親子は楽しめるイベントの開催 <p>④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広場の利用調整・管理など <p>⑥保護者のための施設整備における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチの設置 <p>⑦親子で遊べる機会の提供における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催、ボランティアが活動している花壇への案内 	
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	接道している。
	公園内での敷地選定	技術基準である広場面積の30%と、利用状況、保育所利用者に利便性の高い場所（交通機関との関連等）等から選定した。以前は、利用の少ない場所であった。一般利用者があまり利用しないエリア。利用状況調査を実施した。
	占用部分との境界	安全管理上、フェンス（H1,800cm）で分離している。
	インフラ整備	公園外から地中で引き込み、インフラについては、すべて保育所設置者負担とした。
	駐輪場等設置	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外に駐輪スペースを設けている（公園の敷地を一時的に利用してよいと都から言われている）。保護者へは、公園内は園路のみ通行するよう指導している。 ・敷地内にベビーカー置き場を設置している。
	駐車場等設置	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の送迎用の駐車場は設けていない。 ・公園敷地外に緊急車両、食材搬入のための駐車場を2台分確保している。
	送迎時の主な交通手段	・自転車が約6割、徒歩が約4割。送迎のための車利用は原則禁止。
	住民との合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への説明会を7回開催した。 ・住民からは安全対策や防犯対策等の要望があった。
	地域や公園利用者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲との景観の調和 ・足立区景観条例に基づき良好な景観形成に努めるとともに公園とのデザイン面の調和を求めた。 ○保育所からの音の対策 ・複層ガラスを使用した防音性の高い窓の設置 ○一般開放施設 ・授乳やオムツ替えのスペース、絵本コーナーを提供している。 ○送迎時の安全対策 ・送迎時に警備員を2名配置。 ○地域交流 ・地域住民や公園利用者も参加可能な子育て相談の実施 ・子育て仲間づくりイベントの実施 ○その他 ・（都）園地を利用する際の、他の公園利用者への配慮
	公園の管理・運営への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・（区）特になし ・（都）平成30年11月現在、保育所占用区域外や外構部（占用区域との境界に植栽した樹木等）について維持管理に係る協定締結を都と区で協議中であり、協議後は、花壇管理、犬のマナーアップ活動、防災訓練、近隣自治会との安全協議会への参加について保育所側から申し出があれば、協力して実施する。
保護者への配慮	・敷地外に駐輪スペースを設けている。敷地内にベビーカー置き場を設置している。	
園児への安全対策等	・防犯カメラ、入口にオートロック設置、送迎時に警備員を配置 等	
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ○公園担当部局（都） ・施設の周りが、夕方照明等で明るくなった。人の行き来が増えた。 ○保育担当部局（区） ・待機児童が減少した。保護者からは、公園内の保育園について緑が多く好意的な意見が多くみられる。 ○利用状況や利用形態の変化 ・（区）特になし。 ・（都）園地として開放している場所の減少による公園利用者への影響 	

その他	(都) 占有物件について、逐条解説(都市公園法解説(改訂新版) P175)では、法第4条第1項の制限(公園施設の設置基準)を十分考慮し、同項の趣旨を徹底するように十二分に注意しなければならないとしているが、占有物件は公園施設では無いので違法では無いという解釈もあり、現場としては混乱を招きかねない。より踏み込んだ解釈があると円滑な住民対応が可能となると思われる。
-----	---

(平成30年11月調査時点)

16. 保育所の設置に立体都市公園制度を活用

公園名	水谷橋公園	公園種別	街区公園	面積	0.09ha (0.06ha)	開園年月	昭和27年5月
所在地	東京都中央区銀座一丁目12-6			公園管理者	東京都中央区（環境土木部水とみどりの課）		



立体的な範囲について（立体都市公園制度）

（出典：中央区立水谷橋公園パンフレット（中央区提供））



屋上南西から



上から見る南西面

（出典：左写真（中央区提供）、右図 中央区立水谷橋公園パンフレット（中央区提供））



公園平面図（屋上）

都市内での配置		中央区銀座一丁目に位置し、JR、地下鉄の複数の駅から徒歩でアクセスできる。				
公園の特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスワーカーによる利用（喫煙や休憩等）が多い。 ・屋上に中央区立水谷橋公園（屋上公園）のほか、1～3階に保育所（3階は園庭エリア等）、3階に区の防災倉庫が、1階に区立の公衆便所を備えた立体公園となっている。 				
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	・区として待機児童解消を図る必要があり、本公園が良好なアクセスを有することから、区内居住者の保育需要への対応が見込めた。				
	実施プロセス	平成29年5月 水谷橋公園認可保育所整備・運営事業者募集要項配布 10月 事業者決定 令和2年4月 開所				
	公園選定経緯	・本公園が改修時期を迎え、立体都市公園制度を活用した再整備を行うことになった。また、本区は待機児童解消が喫緊の課題でありながら、保育所整備が可能な事業用地や物件が少ない状態であった。そのため、再整備により生じた公園の下部空間を保育所整備に活用することとした。				
	募集要項	<p>水谷橋公園私立認可保育所整備・運営事業者募集要項（平成29年5月東京都中央区）</p> <p>○当該施設には保育所のほか、屋上に中央区立水谷橋公園（以下「屋上公園」という。）が、3階に区の防災倉庫が、1階に区立の公衆便所が設置されます。</p> <p>○屋上公園 水飲み、手洗い、遊具を設置する予定ですが、あくまでも区立公園であり、当該保育所の園庭ではありません。また、屋上公園の維持管理に支障となる行為（当該保育所での独占的な使用その他公園利用者の迷惑となるような行為）はできません。</p> <p>○防災倉庫（3階） 特設公衆電話等の資材が保管される予定です。 必要に応じて区の職員（委託業者を含む。）及び防災関係団体が出入りする場合があります。 などの記載有。</p>				
	公園改修（整備）	都市公園法（昭和31年法律第79号）第20条の規定に基づく立体都市公園制度の活用により中央区立水谷橋公園を再整備し、同公園の下部空間に施設を整備。				
	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・公園担当部局： ・保育担当部局： 				
	その他	—				
保育所等施設概要	名称	まなびの森保育園銀座	事業主体	株式会社こどもの森		
	認可の区分	認可（私立）	占有者	占有物件ではない。	占有面積	— m ²
	占有期間	—	占有後の取扱	—	占有料	—
	建物構造	鉄筋コンクリート造3階建て	延床面積	1,075.71 m ²	建築面積	m ²
	開設年月日	令和2年4月1日	開所時間（延長保育）	7:30～20:30 (18:30～20:30)	定員	93名
	園庭利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・3階部分に園庭スペースを設けている。広さは197.19 m²である。 ・都条例で定める園庭の面積基準は満たせないため、代替遊戯場を設定している。2,193.686 m²（中央区立京橋公園） ・一般利用者や他園の園児も利用するので、お互いに迷惑がかからないよう保育運営事業者には配慮してもらっている。 				
公園の配慮事項	安全面	○公園内 ・子育て支援機能に特化したことではないが、公園専用エレベーターを設置したバリアフリー動線の確保をしている。				
	防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間は公園を閉鎖。また、公園内には防犯カメラを設置している。 ・公園とは別動線であるが、保育所のエントランスにオートロックを設置している。 				
	衛生面	・公衆便所は地上階設置する。また、公園内には水飲みがある。				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ③子どもの年齢層への配慮 ・保育所の年齢層にも配慮した遊具を設置している。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・公園内にベンチを多く設置している。 ・多目的トイレは1階に設置している。 				
保育所等	敷地の接道	・接道				
	公園内での敷地選定	・立体都市公園制度				

施設設置・管理運営における配慮事項	占用部分との境界	—
	インフラ整備	・区と保育事業者で詳細に工事区分を決めた。
	駐輪場等設置	・一時駐輪スペースを確保
	駐車場等設置	・なし
	送迎時の主な交通手段	・自転車での送迎が多い。自動車での送迎は原則禁止。
	住民との合意形成	・近隣の住民及び事業所に対し計画説明会を開催し、保育所整備について一定の理解を得た。
	地域や公園利用者への配慮	○周囲との景観の調和 ・保育所と公園のフロアを分けるとともに、保育所利用者と公園利用者の動線の差別化を図った。 ○送迎時の安全対策 ・保育所用の駐輪スペースを確保することにより、路上駐輪対策を行っている。 ○その他 ・ガラス窓にスモークを貼る等の目線対策を行っている。
	公園の管理・運営への協力	—
	保護者への配慮	・保育所用の駐輪スペースを確保するほか、保育所内で保護者同士が情報交換できるよう広いエントランスホールを設けている。
園児への安全対策等	・エントランスにオートロックを設置している。	
事業効果	—	
その他	・本保育所は、占用物件ではない。当該施設の一部を私立認可保育所として使用するため、整備運営事業者に貸し付けている。 ・借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定に基づく定期建物賃貸借契約を締結している（年額 9,078,000 円、貸付期間：20 年間）。	

（平成 29 年 11 月調査時点：一部時点更新）